



足下の雇用・失業情勢や働き方等の変化  
をめぐる状況等について  
(参考資料) (案)

2020年12月21日  
厚生労働省 職業安定局  
雇用政策課

## 目次・ラインナップ

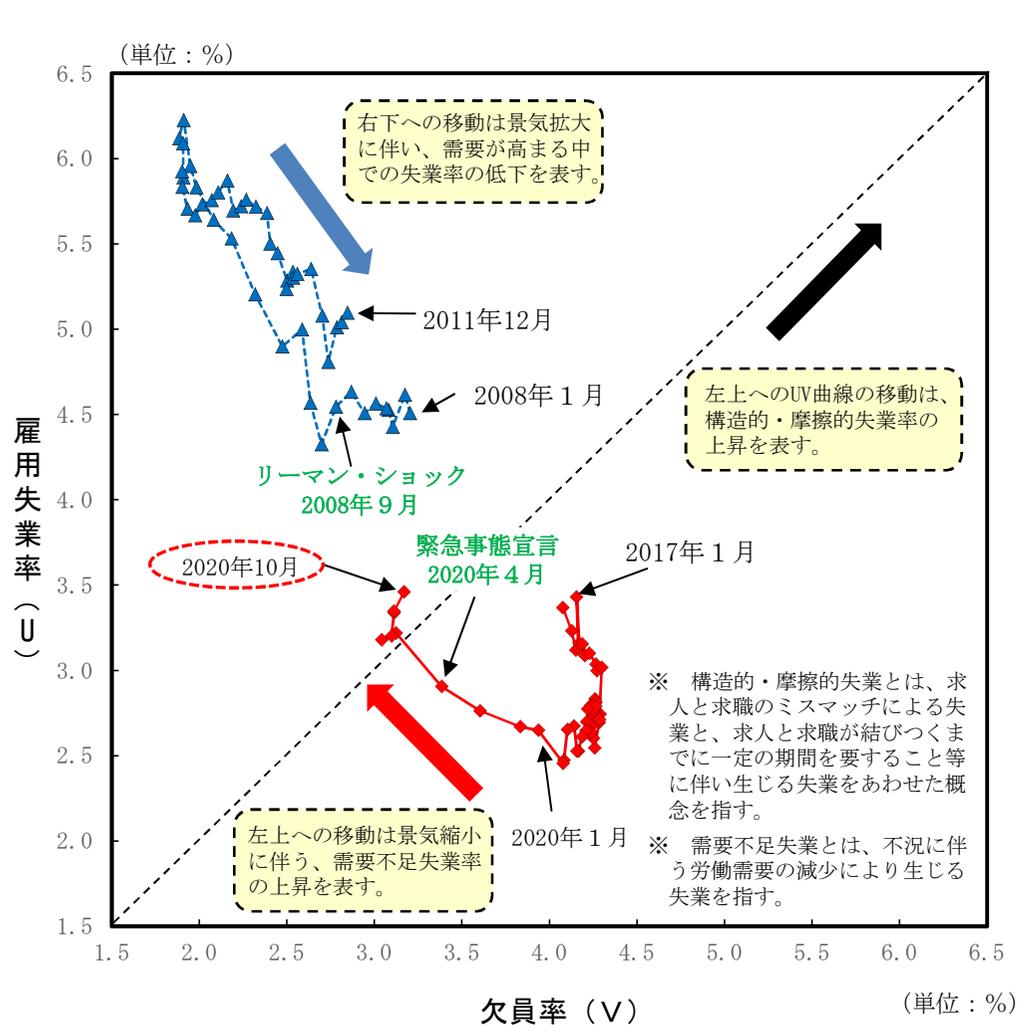
■ 足下の雇用・失業情勢の概況	P. 3
女性の雇用について	P. 31
若者の雇用について	P. 51
企業規模等に着目した労働需要・雇用の動向について	P. 55
雇用的自営等について	P. 74
労働時間・賃金について	P. 77
企業活動、雇用人員判断の動向等	P. 87
民間企業の求人広告掲載件数等の動向について	P. 94
■ テレワークについて	P. 97
テレワークと家庭内の夫婦間の役割等について	P. 104
■ 副業・兼業について	P. 108
■ 転職等をめぐる概況について	P. 114
ハローワークにおける労働移動について	P. 127
■ 人材開発施策について	P. 148
■ 日本版 O-NET について	P. 170
■ ハローワークにおける職業相談のオンライン化に向けた取組について	P. 178
■ その他の転職・就職等への支援について	P. 181
■ 雇用調整助成金等に関するデータについて	P. 206
■ 補正予算・概算要求に係る参考資料	P. 213

# 転職等をめぐる概況について

---

# 雇用失業率と欠員率の動向について（UV分析）

- リーマン・ショック後（青線）には、需要不足失業率（雇用失業率の上昇・欠員率の低下）の上昇がみられた後、2010年2月以降には、構造的・摩擦的失業率の上昇（雇用失業率の上昇・欠員率の上昇）もみられ、ミスマッチの拡大がみられた。
- 足下の雇用失業率と欠員率との関係性をみると、2020年1月以降、需要不足失業率の上昇がみられ、同年6月以降には、構造的・摩擦的失業率が上昇しており、ミスマッチの拡大がみられており、今後の動向に注視が必要である。



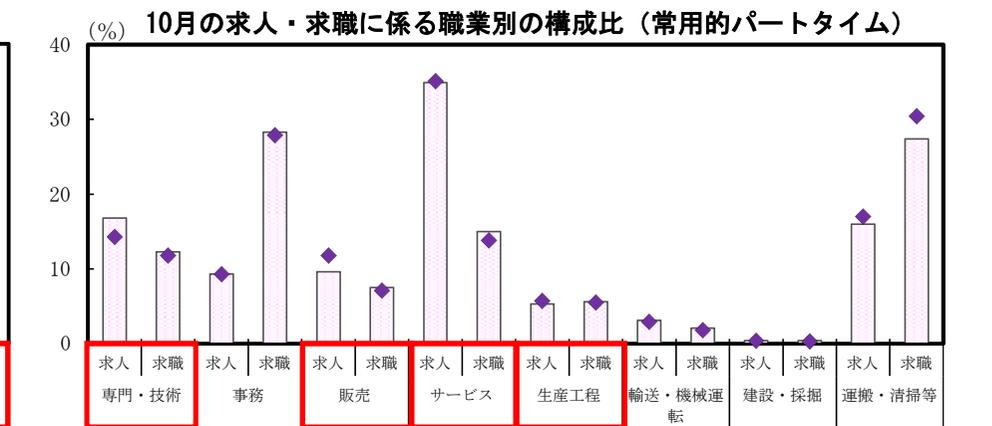
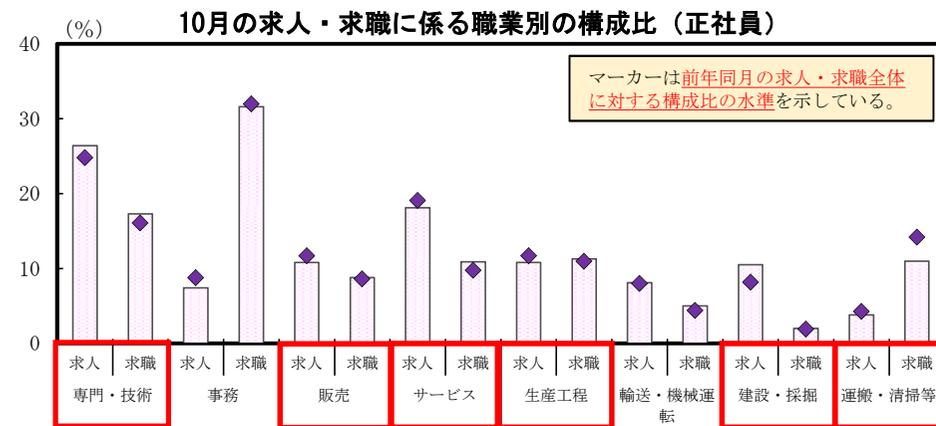
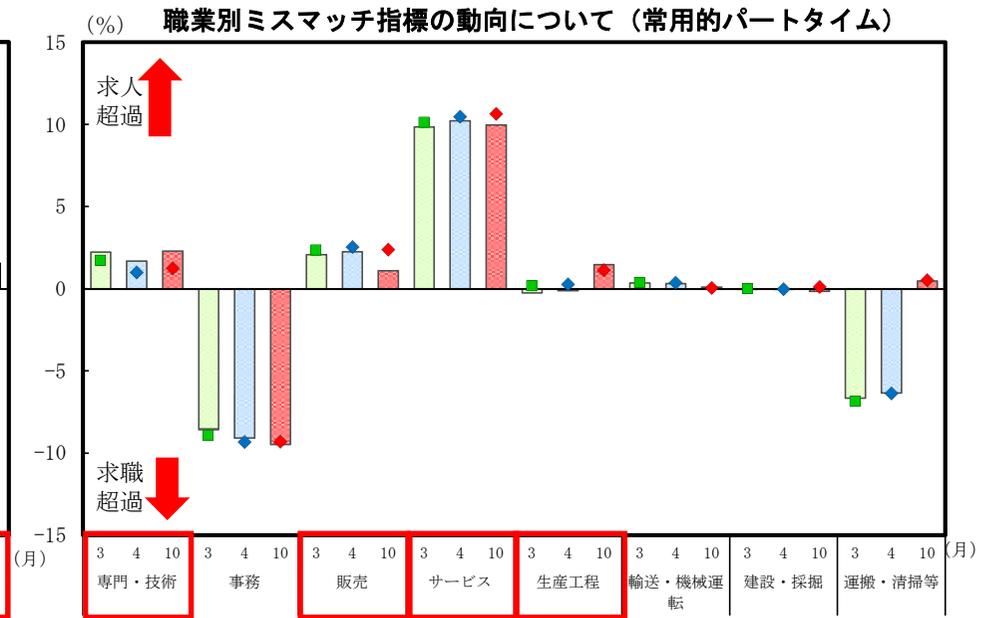
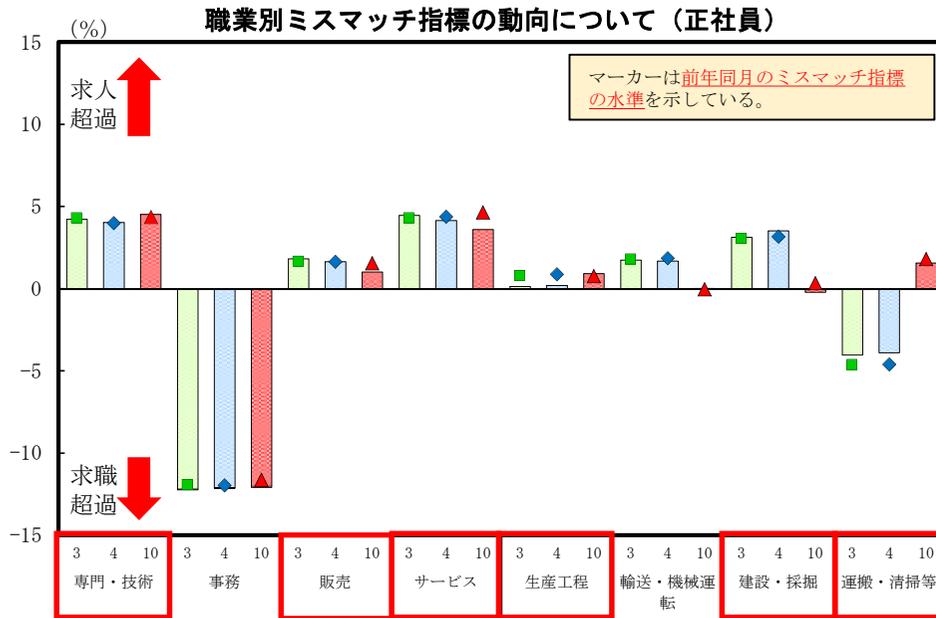
資料出所 総務省「労働力調査（基本集計）」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。  
 注 1) 欠員率、雇用失業率の定義はそれぞれ以下の通りとなっている。  
 欠員率 = (有効求人数 - 就職件数) / (有効求人数 - 就職件数 + 雇用者数)  
 雇用失業率 = 完全失業者数 / (完全失業者数 + 雇用者数)

(単位：%)

		雇用失業率	欠員率
2008	1	4.51	3.20
	2	4.61	3.17
	3	4.43	3.10
	4	4.53	3.08
	5	4.54	3.07
	6	4.56	3.01
	7	4.51	2.94
	8	4.63	2.87
	9	4.55	2.78
	10	4.32	2.70
	11	4.57	2.63
	12	5.00	2.59
2009	1	4.90	2.47
	2	5.20	2.32
	3	5.53	2.18
	4	5.64	2.08
	5	5.83	1.98
	6	5.96	1.95
	7	6.23	1.91
	8	6.12	1.89
	9	6.09	1.91
	10	5.89	1.91
	11	5.93	1.90
	12	5.83	1.90
2010	1	5.71	1.93
	2	5.67	1.98
	3	5.73	2.02
	4	5.76	2.07
	5	5.80	2.11
	6	5.87	2.16
	7	5.70	2.19
	8	5.72	2.24
	9	5.76	2.27
	10	5.72	2.32
	11	5.68	2.39
	12	5.50	2.40
2018	1	2.70	4.28
	2	2.83	4.26
	3	2.79	4.24
	4	2.80	4.24
	5	2.55	4.26
	6	2.74	4.29
	7	2.81	4.27
	8	2.75	4.26
	9	2.60	4.25
	10	2.68	4.24
	11	2.77	4.26
	12	2.71	4.29
2019	1	2.79	4.26
	2	2.63	4.24
	3	2.77	4.22
	4	2.70	4.21
	5	2.65	4.21
	6	2.61	4.19
	7	2.53	4.17
	8	2.53	4.16
	9	2.67	4.14
	10	2.65	4.10
	11	2.47	4.08
	12	2.46	4.08
2020	1	2.65	3.94
	2	2.67	3.83
	3	2.76	3.60
	4	2.91	3.38
	5	3.22	3.12
	6	3.18	3.04
	7	3.20	3.10
	8	3.34	3.11
	9	3.35	3.11
	10	3.46	3.17

# 労働需給のミスマッチの動向について（職業大分類）

- 労働需給のミスマッチの動向をみると、直近の2020年10月において、正社員では「販売」「サービス」「運搬・清掃等」などにおいてミスマッチが縮小した一方で、「専門・技術」「生産工程」などにおいてミスマッチが拡大した。
- 同様に、パートタイムでは、「販売」「サービス」などにおいてミスマッチが縮小した一方で、「専門・技術」「生産工程」などにおいてミスマッチが拡大した。
- なお、例えば、正社員の「建設・採掘」は、昨年よりも求人全体における構成比が上昇しており、求人超過が進んだことが分かる。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」により作成

- 注) 1) 職業大分類の各職業についてそれぞれ以下のやり方でミスマッチ指標を算出している。また、算出する際「分類不能の職業」は除外している。  

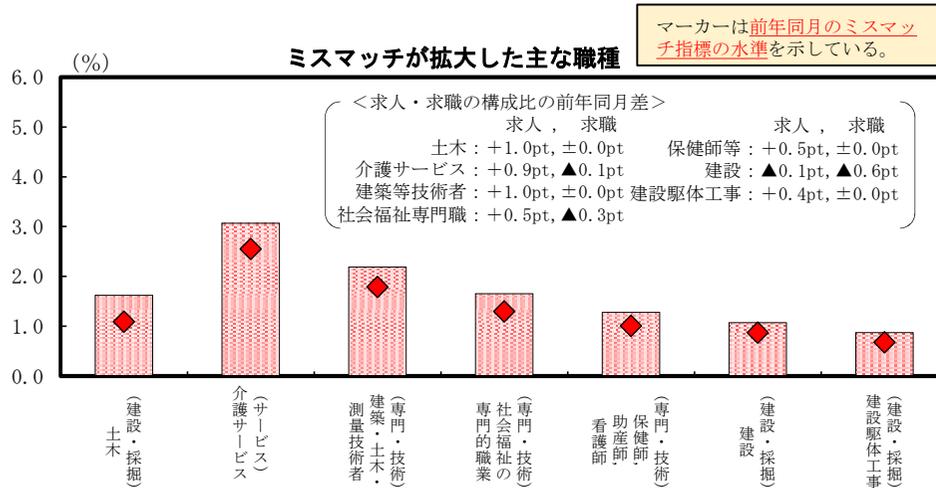
$$\frac{1}{2} \times \sum |u_i - v_i| \times 100. \quad u_i = U_i / U \quad v_i = V_i / V$$
 Uは有効求職数、Vは有効求人数を示す。iは正社員、常用的パートを示す。  
 2) 「管理的職業」「保安の職業」「農林漁業の職業」は割愛している。  
 3) 正社員については、有効求人（正社員）シェア/有効求職（常用（除パート））シェアより算出。

# 労働需給のミスマッチの動向について（正社員、職業中分類）

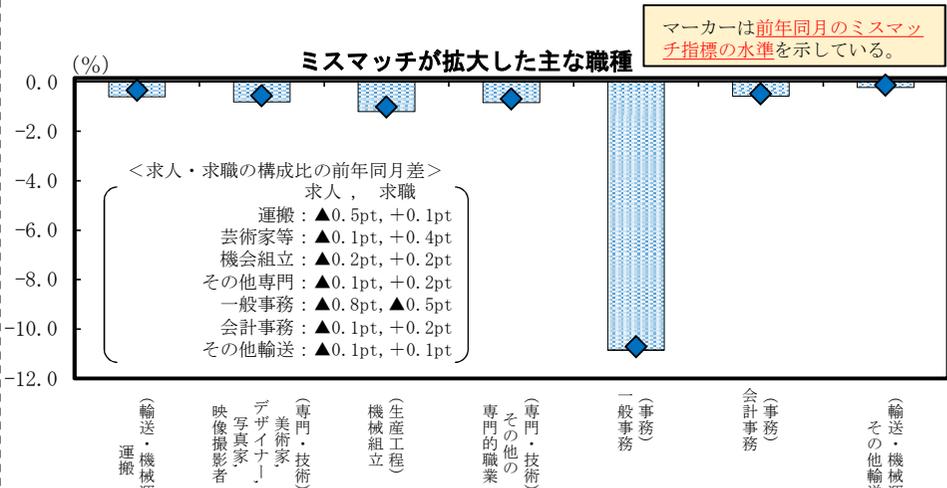
- 求人超過による労働需給のミスマッチが生じている職種では、「土木」「介護サービス」などでは、求職者数の構成比の低下も生じつつ、求人数の構成比の上昇が主因となり、当該ミスマッチが拡大した。一方で、「接客・給仕」などでは、求職者数の構成比の上昇も生じつつ、求人数の構成比の低下が主因となり、当該ミスマッチが縮小した。
- 求職超過による労働需給のミスマッチが生じている職種では、「運搬」「美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」「機械組立」などにおいて、当該ミスマッチが拡大した。一方で、「その他の運搬・清掃等」などでは、求人数の構成比の低下も生じつつ、求職者数の構成比の低下が主因となり、当該ミスマッチが縮小した。
- また、「商品販売」「飲食物調理」などでは、求人数の構成比の低下と求職者数の構成比の上昇により、求人超過から求職超過に転じている。

※ 図については、2020年9月において前年同月と比較した際、ミスマッチ指標の変動が大きい職種（棒線とマーカーの乖離が大きい職種）について、左から右に向かって順に並べている。

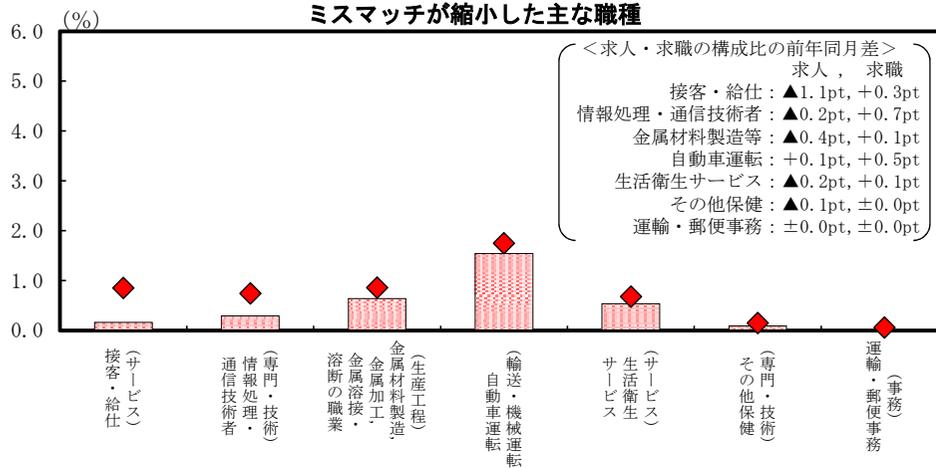
求人超過による労働需給のミスマッチが生じている職種



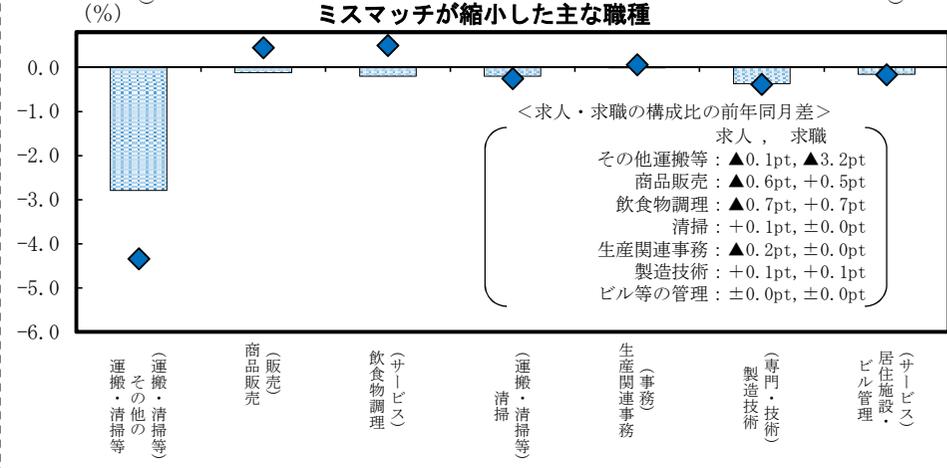
求職超過による労働需給のミスマッチが生じている職種



ミスマッチが縮小した主な職種



ミスマッチが縮小した主な職種



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」により、職業大分類に係るミスマッチ指標の算出と同様の方法を用いて作成

注) 1) 横軸ラベル内の ( ) には、属する職業大分類を記載している。

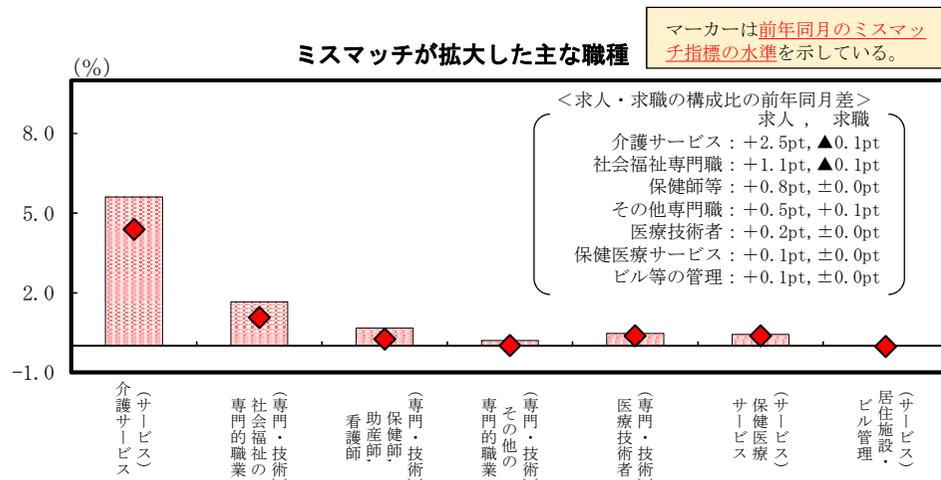
2) 「社会福祉の専門的職業」は保育士、介護支援専門員等を、「運搬」は配達員、荷造作業員等を、「その他サービス」は観光案内人（通訳ガイド、）、添乗員、葬儀師・火葬係等を、「生活衛生サービス」は理容師・美容師・クリーニング等を、「その他の運搬・清掃等」は機械掃除員や工場軽作業員などの雑務・他に分類されない労働的作業に従事するものを含む。

# 労働需給のミスマッチの動向について（常用的パートタイム、職業中分類）

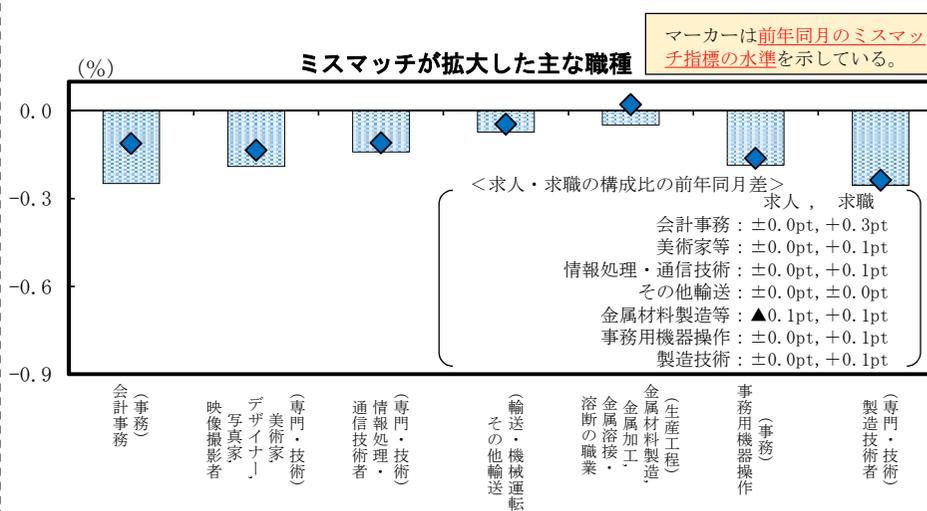
- 求人超過による労働需給のミスマッチが生じている職種では、「介護サービス」「社会福祉の専門的職業」「保健師・助産師・看護師」などにおいて、求職者数の構成比の低下も生じつつ、求人数の構成比の上昇が主因となり、当該ミスマッチが拡大した。一方で、「商品販売」「接客・給仕」「飲食物調理」などでは、求職者数の構成比の上昇も生じつつ、求人数の構成比の低下が主因となり、当該ミスマッチが縮小した。
- 求職超過による労働需給のミスマッチが生じている職種では、「会計事務」「美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」などにおいて、当該ミスマッチが拡大した。一方で、「その他の運搬・清掃等」などでは、求職者数の構成比の低下が主因となり、当該ミスマッチが縮小した。

※ 図については、2020年9月において前年同月と比較した際、ミスマッチ指標の変動が大きい職種（棒線とマーカーの乖離が大きい職種）について、左から右に向かって順に並べている。

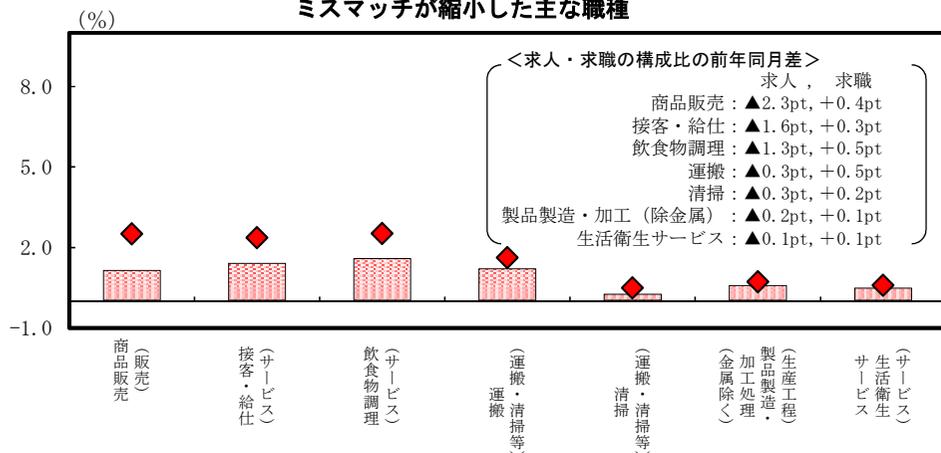
### 求人超過による労働需給のミスマッチが生じている職種



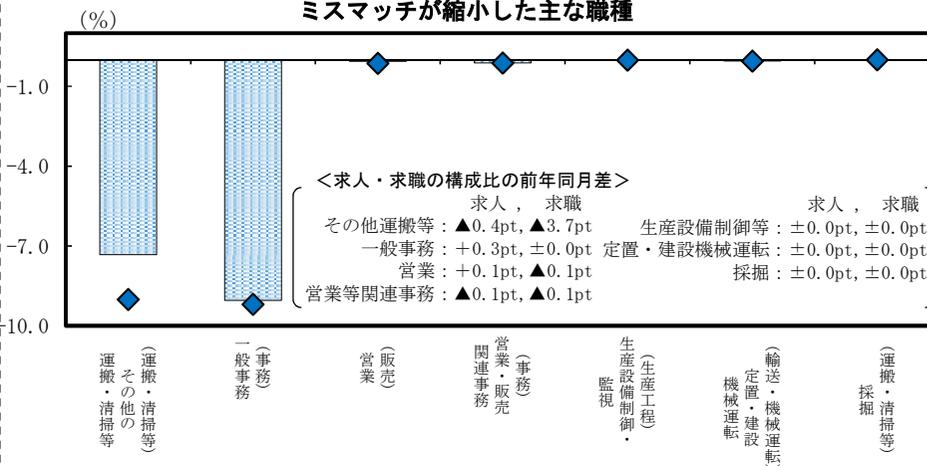
### 求職超過による労働需給のミスマッチが生じている職種



### ミスマッチが縮小した主な職種



### ミスマッチが縮小した主な職種



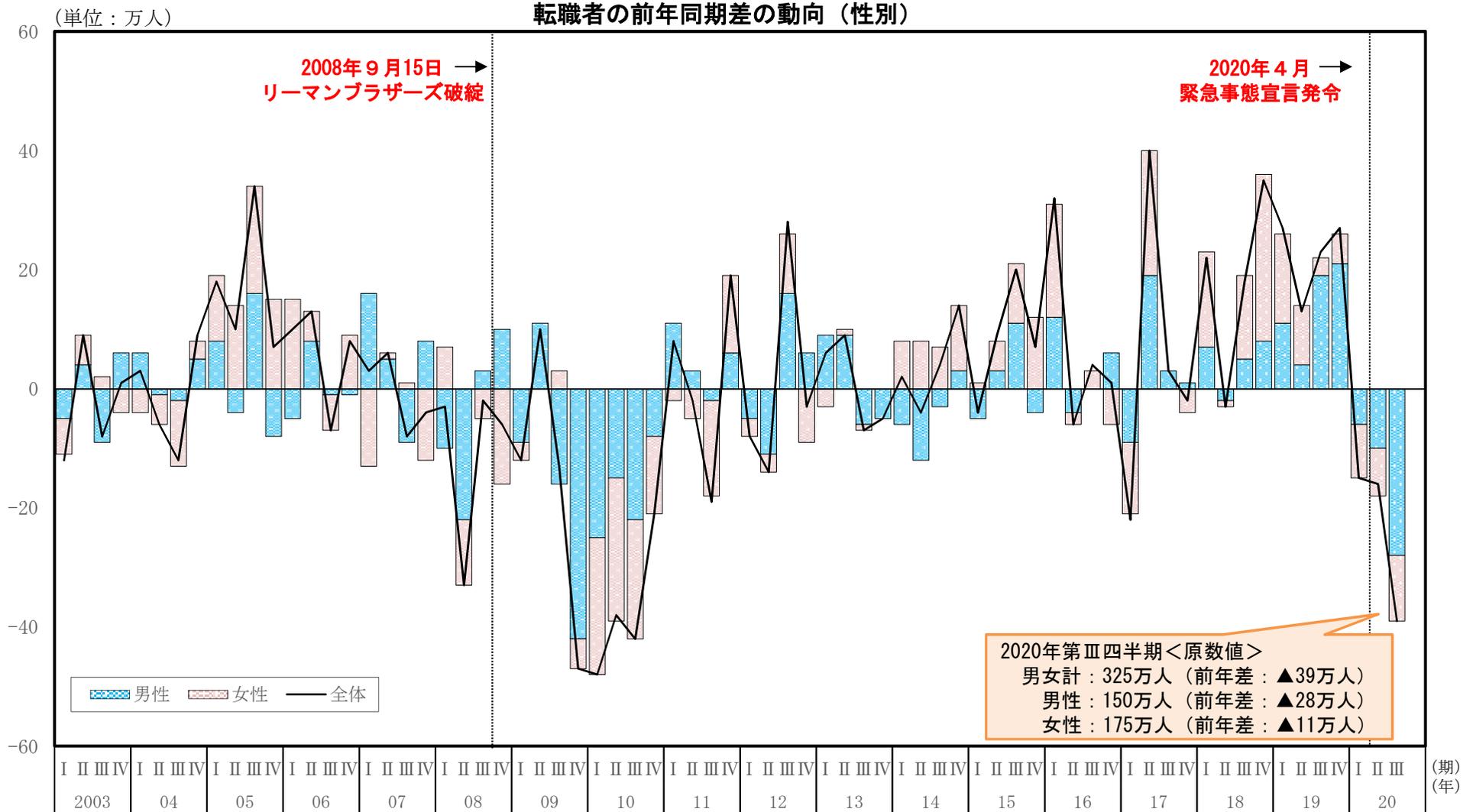
資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」により、職業大分類に係るミスマッチ指標の算出と同様の方法を用いて作成

注) 1) 横軸ラベル内の ( ) には、属する職業大分類を記載している。

2) 「その他の専門的職業」は通訳、個人教師等を、「保健医療サービス」は看護助手、歯科助手等を、「販売類似」は不動産仲介・売買取手等を含む。

# 転職者の動向について（性別）

- 転職者（※）の推移をみると、景気後退局面にやや遅行し減少がみられ、リーマン・ショック後には、完全失業率が5.5%となった2009年7月以降、大きな減少が続いた。他方、2013年以降の景気拡大局面では、男女ともに増加傾向にあった。
  - その後、2020年に入ると、前年の2019年に大きく増加した反動があることにも留意が必要だが、男女ともに減少が続いている。
- ※労働力調査における転職者とは、就業者のうち前職のある者で、過去1年間に離職を経験した者を指す。



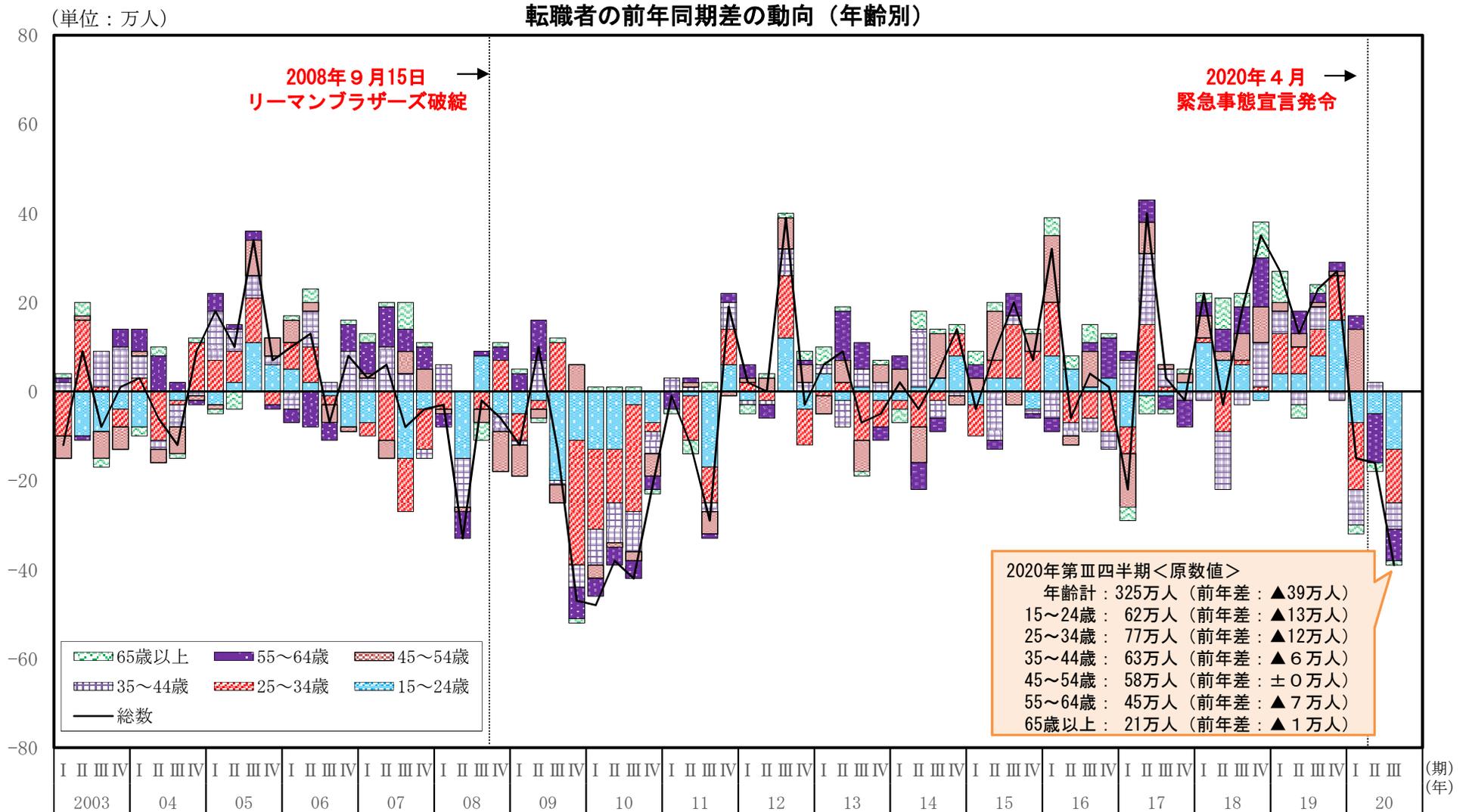
資料出所 総務省「労働力調査（詳細集計）」により作成

注） 1）2011年の第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ四半期、2012年の第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ四半期については、東日本大震災の被災3県（岩手・宮城・福島）を除く値を活用した前年差となっている。

2）男性・女性の合算値と総計値の前年差の大きさが合致しないところがあるが、丸め誤差の影響と考えられる。

# 転職者の動向について（年齢別）

- リーマン・ショック後には、特に「15～24歳」「25～34歳」の年齢階級において、転職者の大きな減少が続いた。その後の2013年以降の景気拡大局面では、単期の振れを伴いつつも、「15～24歳」「25～34歳」の年齢階級では増加がみられた。
- 他方、2020年以降、「15～24歳」「25～34歳」に加えて、「35～44歳」「55～64歳」においても大きな前年差のマイナスとなっている。



資料出所 総務省「労働力調査（詳細集計）」により作成

注) 1) 2011年の第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ四半期、2012年の第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ四半期については、東日本大震災の被災3県（岩手・宮城・福島）を除く値を活用した前年差となっている。

2) 年齢計の合算値と総計値の前年差の大きさが合致しないところがあるが、丸め誤差の影響と考えられる。

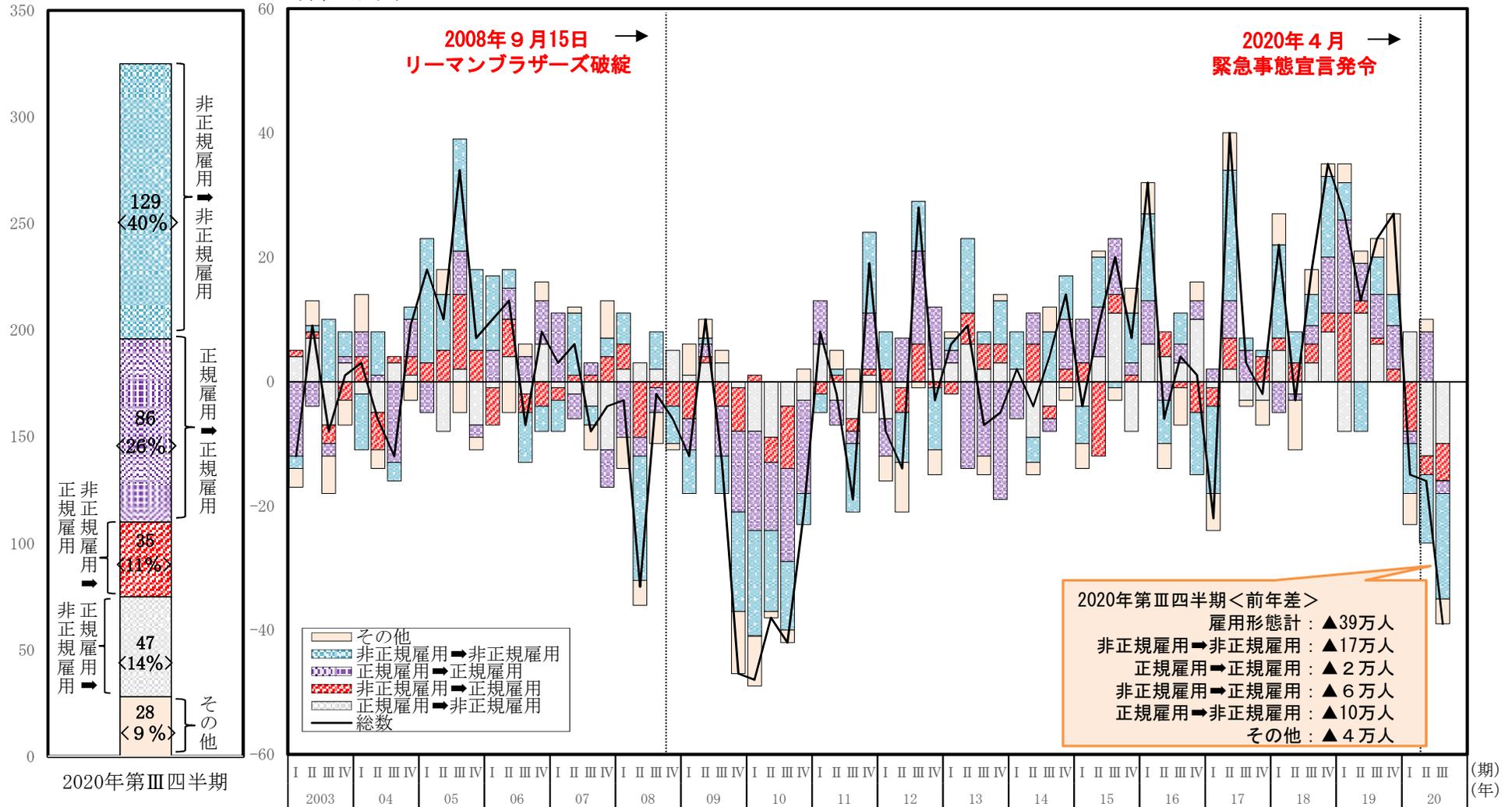
# 転職者の動向について（雇用形態別）

- 転職者について、前職・現職に関する雇用形態別の動きをみると、同一雇用形態間の転職が多く、特に「非正規雇用間の転職」が約40%（2020年第Ⅲ四半期）を占めている。また、「正規雇用間の転職」も含めると、同一雇用形態間の転職は約66%となっている。
- 2020年第Ⅲ四半期について前年同期差をみると、「非正規雇用⇒非正規雇用」が17万人減少、「正規雇用⇒非正規雇用者」が10万人減少となっており、リーマン・ショック後とおおむね同水準の減少幅となっている。

（単位：万人、<>は構成比）

（単位：万人）

## 転職者の前年同期差の動向（雇用形態別）

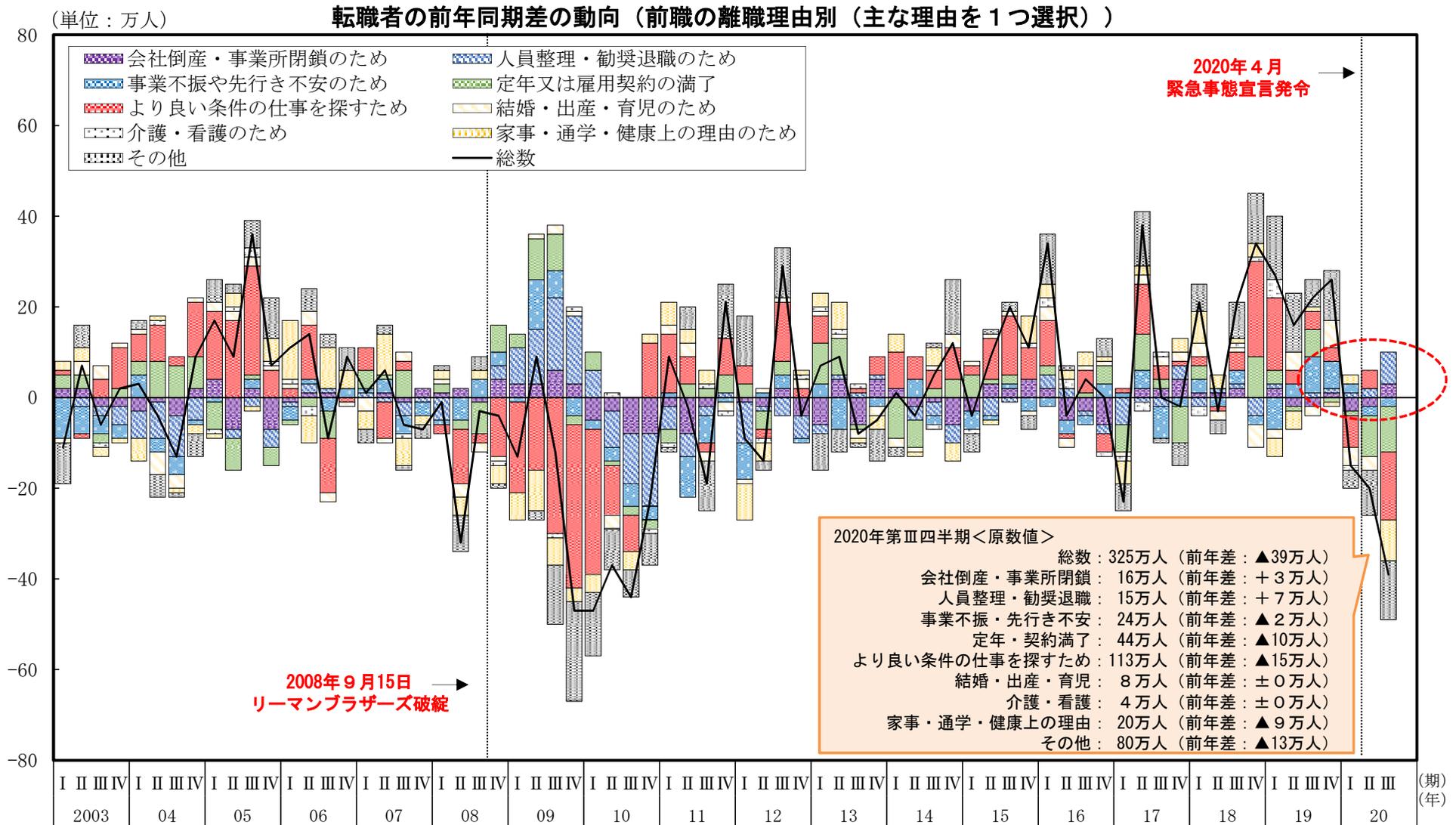


資料出所 総務省「労働力調査（詳細集計）」により作成

- 注） 1）2011年の第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ四半期、2012年の第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ四半期については、東日本大震災の被災3県（岩手・宮城・福島）を除く値を活用した前年差となっている。  
 2）雇用形態計の合算値と総計値の前年差の大きさが合致しないところがあるが、丸め誤差の影響と考えられる。  
 3）「その他」には、正規・非正規雇用間以外の転職を含み、前職又は現職が自営業主、家族従業者、役員、従業上の地位・雇用形態不詳の者が含まれる。

# 転職者の動向について（前職の離職理由別）

- 前職の離職理由（主な理由を1つ選択）として「人員整理・勸奨退職」を挙げる転職者は、2020年以降に増加幅が拡大し、第Ⅲ四半期では前年同期差で7万人の増加となっている。また、「会社倒産・事業所閉鎖」を挙げる転職者は、同期に前年同期差がマイナスからプラスに転じた。
- なお、リーマン・ショック後には、「よりよい条件の仕事を探す」などを挙げる転職者が減少した一方、「人員整理・勸奨退職」「会社倒産・事業所閉鎖」「定年又は雇用契約の満了」「事業不振や先行き不安」を挙げる転職者が大きく増加した。



資料出所 総務省「労働力調査（詳細集計）」により作成

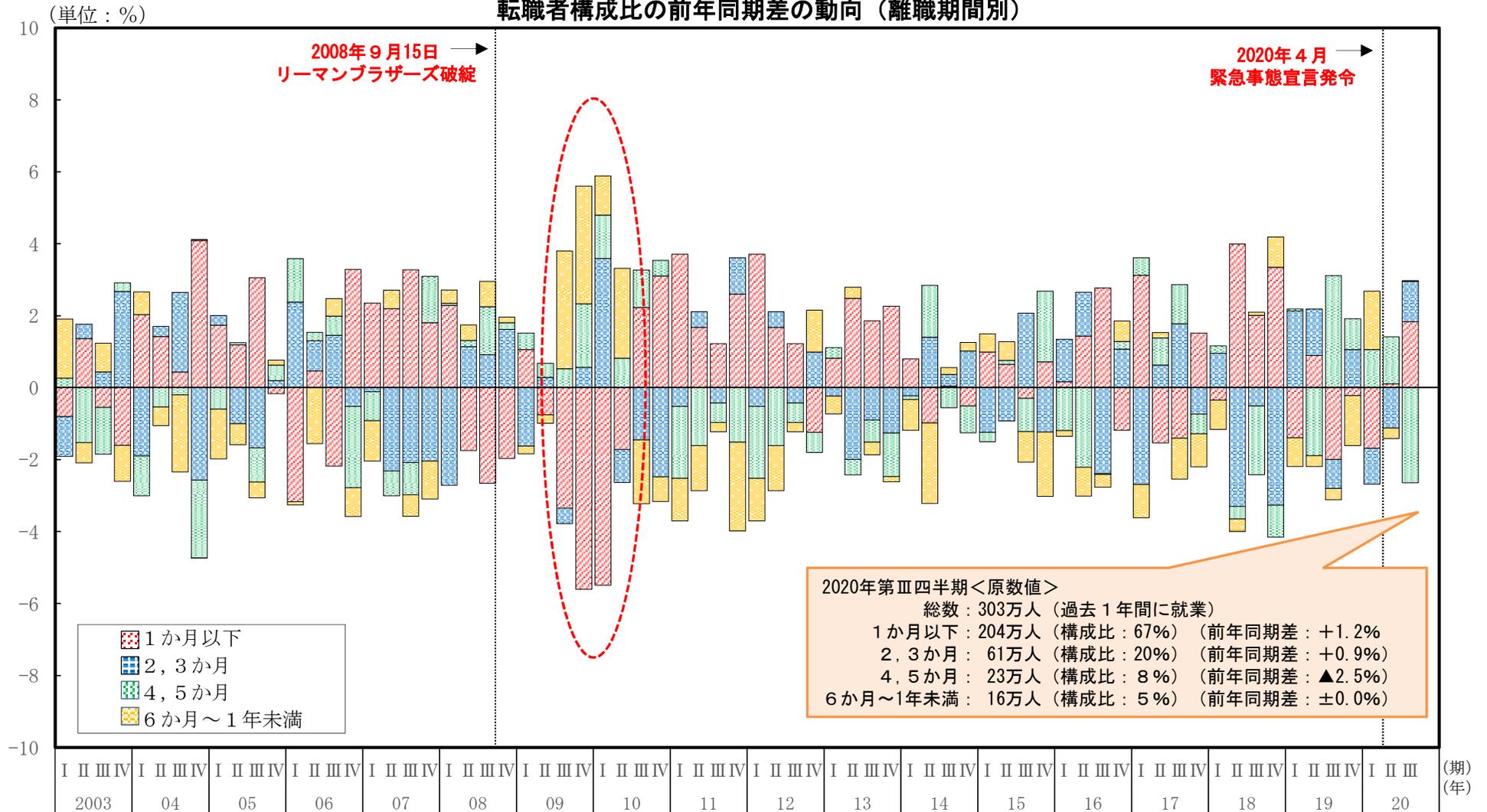
注) 1) 2011年の第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ四半期、2012年の第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ四半期については、東日本大震災の被災3県（岩手・宮城・福島）を除く値を活用した前年差となっている。

2) 年齢計の合算値と総計値の前年差の大きさが合致しないところがあるが、丸め誤差の影響と考えられる。

# 転職者（過去1年間に就業）の動向について（離職期間別）

- 2020年Ⅲ四半期では、離職期間が「1か月以下」「2,3か月」であった転職者（過去1年間に就業）が、前年同期差でプラスとなっており、転職された場合の離職期間は比較的短いことがうかがえるが、今後の動向に注意が必要である。
- なお、リーマン・ショック後には、「4,5か月」「6か月～1年未満」の前年同期差が大きく増加している一方で、「1か月以下」が大きく減少しており、転職に要する離職期間の長期化がみられた。

転職者構成比の前年同期差の動向（離職期間別）



資料出所 総務省「労働力調査（詳細集計）」により作成

- 注) 1) 2011年の第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ四半期、2012年の第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ四半期については、東日本大震災の被災3県（岩手・宮城・福島）を除く値を活用した前年差となっている。  
2) 年齢計の合算値と総計値の前年差の大きさが合致しないところがあるが、丸め誤差の影響と考えられる。

# 労働力調査における転職者の動向（2020年第Ⅰ四半期から第Ⅲ四半期にかけての産業間の動き）

- 「製造業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」では、2020年第Ⅰ四半期から第Ⅲ四半期にかけて、同業種間での転職が減少している。
- さらに、第Ⅲ四半期には、他業種から「卸売業、小売業」への転職も減少しており、また、「運輸業、郵便業」から他業種への転職も減少している。

（上段：2020年第Ⅲ四半期の原数値、中段：【】は同年第Ⅰ四半期→第Ⅲ四半期の前年差の動き、下段：上段：2020年第Ⅲ四半期の転職者の原数値に対する構成比）

現職の産業	前職の産業													
	農業、林業	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	サービス業（他に分類されないもの）
農業、林業	1万人 【+1→±0】 <0.3%>	0万人 【▲1→▲1】 <0.0%>	1万人 【±0→▲1】 <0.3%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【+1→±0】 <0.3%>	-	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【+1→±0】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>
建設業	1万人 【-】 <0.3%>	8万人 【▲1→▲2】 <2.5%>	2万人 【±0→▲1】 <0.6%>	1万人 【-】 <0.3%>	0万人 【±0→▲2】 <0.0%>	2万人 【+1→+1】 <0.6%>	-	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	1万人 【-】 <0.3%>	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	1万人 【±0→▲1】 <0.3%>
製造業	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>	1万人 【▲1→▲1】 <0.3%>	23万人 【+2→▲1】 <7.3%>	-	3万人 【▲2→±0】 <0.9%>	4万人 【▲1→▲1】 <1.3%>	1万人 【▲1→+1】 <0.3%>	-	1万人 【+1→+1】 <0.3%>	3万人 【▲1→±0】 <0.9%>	1万人 【±0→▲1】 <0.3%>	-	1万人 【±0→▲1】 <0.3%>	1万人 【▲1→▲2】 <0.3%>
情報通信業	-	-	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	6万人 【▲1→▲1】 <1.9%>	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【±0→▲2】 <0.2%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【-】 <0.3%>	1万人 【-】 <0.3%>	1万人 【+1→+1】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>
運輸業、郵便業	-	-	3万人 【±0→±0】 <0.9%>	-	6万人 【+2→▲2】 <1.9%>	2万人 【±0→▲2】 <0.6%>	-	-	0万人 【-】 <0.0%>	2万人 【±0→+1】 <0.6%>	1万人 【-】 <0.3%>	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>	0万人 【+1→±0】 <0.0%>	1万人 【▲1→▲1】 <0.3%>
卸売業、小売業	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【-】 <0.3%>	5万人 【+3→▲1】 <1.6%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	3万人 【+2→▲1】 <0.9%>	23万人 【+1→▲3】 <7.3%>	0万人 【+1→▲1】 <0.0%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	8万人 【±0→▲2】 <2.5%>	3万人 【±0→+1】 <0.9%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	3万人 【+2→±0】 <0.9%>	1万人 【▲2→▲2】 <0.3%>
金融業、保険業	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【▲1→±0】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>	0万人 【±0→+1】 <0.9%>	-	-	0万人 【▲1→±0】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	1万人 【-】 <0.3%>
不動産業、物品賃貸業	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【+1→±0】 <0.0%>	1万人 【▲1→+1】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	-	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	-	1万人 【+1→+1】 <0.3%>	-	1万人 【-】 <0.3%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>
学術研究、専門・技術サービス業	-	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	1万人 【-】 <0.3%>	1万人 【-】 <0.3%>	1万人 【▲1→±0】 <0.3%>	0万人 【+1→±0】 <0.0%>	-	4万人 【±0→±0】 <1.3%>	0万人 【-】 <0.3%>	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	-	-	0万人 【+1→▲1】 <0.0%>
宿泊業、飲食サービス業	-	1万人 【▲1→+1】 <0.3%>	2万人 【±0→±0】 <0.6%>	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【+1→+1】 <0.3%>	6万人 【+2→+1】 <1.9%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	16万人 【▲6→+2】 <5.0%>	1万人 【±0→▲2】 <0.3%>	1万人 【▲2→+1】 <0.3%>	1万人 【▲1→±0】 <0.3%>	1万人 【▲1→▲1】 <0.3%>
生活関連サービス業、娯楽業	-	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	3万人 【▲1→+1】 <0.9%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	4万人 【±0→▲1】 <1.3%>	3万人 【▲1→±0】 <0.9%>	1万人 【+1→+1】 <0.3%>	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	1万人 【▲2→±0】 <0.3%>
教育、学習支援業	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【▲1→▲1】 <0.9%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	2万人 【▲1→▲1】 <0.6%>	1万人 【+1→+1】 <0.3%>	5万人 【±0→▲3】 <1.6%>	1万人 【+2→▲2】 <0.3%>	1万人 【▲1→±0】 <0.3%>
医療、福祉	-	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	3万人 【±0→▲1】 <0.9%>	-	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	7万人 【±0→+4】 <2.2%>	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【▲2→±0】 <0.3%>	2万人 【▲3→▲2】 <0.6%>	2万人 【▲1→+1】 <0.6%>	2万人 【+1→±0】 <0.6%>	31万人 【+4→▲1】 <9.8%>	2万人 【±0→+1】 <0.6%>
サービス業（他に分類されないもの）	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	3万人 【▲1→±0】 <0.9%>	1万人 【-】 <0.3%>	2万人 【+2→▲1】 <0.6%>	4万人 【+2→▲2】 <1.3%>	1万人 【▲1→+1】 <0.3%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	1万人 【▲2→±0】 <0.3%>	2万人 【±0→±0】 <0.6%>	1万人 【±0→▲1】 <0.3%>	1万人 【±0→▲1】 <0.3%>	2万人 【▲2→±0】 <0.6%>	7万人 【+2→▲2】 <2.2%>

資料出所 総務省「労働力調査（詳細集計）」により作成  
注 1）一部の業種については、割愛している。

黄色：前年差の減少幅が拡大、又は、プラスからマイナスに転じる動きが大きいもの等  
ピンク：前年差の増加幅が拡大、又は、マイナスからプラスに転じる動きが大きいもの等 124

# 労働力調査における男性転職者の動向（2020年第Ⅰ四半期から第Ⅲ四半期にかけての産業間の動き）

- 男性転職者をみると、「製造業」「医療、福祉」「サービス業」では、2020年第Ⅰ四半期から第Ⅲ四半期にかけて、同業種間での転職が減少している。
- また、第Ⅲ四半期には、他業種から「サービス業（他に分類されないもの）」への転職も減少している。

（上段：2020年第Ⅲ四半期の原数値、中段：【】は同年第Ⅰ四半期→第Ⅲ四半期の前年差の動き、下段：上段：2020年第Ⅲ四半期の転職者の原数値に対する構成比）

現職の産業	前職の産業													
	農業、林業	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	サービス業（他に分類されないもの）
農業、林業	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>	0万人 【▲1→▲1】 <0.0%>	1万人 【-】 <0.3%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	-	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【-】 <0.0%>
建設業	-	7万人 【±0→▲1】 <2.2%>	1万人 【▲1→▲1】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>	0万人 【+1→▲1】 <0.0%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【▲1→±0】 <0.0%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【▲1→▲1】 <0.0%>
製造業	-	1万人 【▲1→▲1】 <0.3%>	16万人 【+2→▲2】 <5.0%>	-	2万人 【▲1→±0】 <0.6%>	3万人 【±0→±0】 <0.9%>	1万人 【-】 <0.3%>	-	0万人 【+1→±0】 <0.0%>	1万人 【▲1→±0】 <0.3%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	-	0万人 【+1→▲1】 <0.0%>	1万人 【±0→▲1】 <0.3%>
情報通信業	-	-	0万人 【-】 <0.0%>	5万人 【▲1→+1】 <1.6%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>	-	-	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【-】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	-	-	0万人 【-】 <0.0%>
運輸業、郵便業	-	-	2万人 【+1→▲1】 <0.6%>	-	6万人 【±0→▲1】 <1.9%>	2万人 【±0→▲1】 <0.6%>	-	-	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【+1→+1】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	-	-	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>
卸売業、小売業	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【+1→▲1】 <0.0%>	3万人 【+1→±0】 <0.9%>	1万人 【+1→±0】 <0.3%>	2万人 【+1→±0】 <0.6%>	10万人 【+0→▲1】 <3.2%>	-	1万人 【-】 <0.3%>	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	4万人 【▲1→±0】 <1.3%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	1万人 【-】 <0.3%>	1万人 【▲1→+1】 <0.3%>	0万人 【▲1→▲2】 <0.0%>
金融業、保険業	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	-	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【▲1→±0】 <0.0%>	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	-	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	-	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	-	0万人 【▲1→▲1】 <0.0%>	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	3万人 【▲1→+1】 <0.9%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	-	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	3万人 【+1→+1】 <0.9%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	5万人 【▲2→▲1】 <1.6%>	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	-	1万人 【-】 <0.3%>	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	-	-	-	2万人 【±0→±0】 <0.6%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	-	1万人 【-】 <0.3%>	1万人 【-】 <0.3%>
教育、学習支援業	-	-	-	1万人 【-】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	-	-	-	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	3万人 【+1→±0】 <0.9%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>
医療、福祉	-	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	2万人 【+1→+1】 <0.6%>	-	0万人 【+1→▲1】 <0.0%>	2万人 【±0→+1】 <0.6%>	-	-	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【▲1→▲1】 <0.0%>	1万人 【-】 <0.3%>	-	7万人 【+3→▲1】 <2.2%>	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>
サービス業（他に分類されないもの）	0万人 【±0→▲2】 <0.0%>	1万人 【▲1→±0】 <0.3%>	2万人 【±0→▲1】 <0.6%>	1万人 【-】 <0.3%>	2万人 【+2→±0】 <0.6%>	0万人 【±0→▲2】 <0.0%>	0万人 【▲1→±0】 <0.0%>	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	1万人 【-】 <0.3%>	2万人 【▲1→+1】 <0.6%>	0万人 【+1→▲2】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【▲1→±0】 <0.3%>	3万人 【±0→▲3】 <0.9%>

資料出所 総務省「労働力調査（詳細集計）」により作成

注 1）一部の業種については、割愛している。

黄色：前年差の減少幅が拡大、又は、プラスからマイナスに転じる動きが大きいもの等

ピンク：前年差の増加幅が拡大、又は、マイナスからプラスに転じる動きが大きいもの等

# 労働力調査における女性転職者の動向（2020年第Ⅰ四半期から第Ⅲ四半期にかけての産業間の動き）

- 女性転職者をみると、「運輸業,郵便業」「卸売業,小売業」「教育,学習支援業」「医療,福祉」「サービス業」などでは、2020年第Ⅰ四半期から第Ⅲ四半期にかけて、同業種間での転職が減少している。
- また、第Ⅲ四半期には、他業種から「卸売業,小売業」への転職も減少している。

（上段：2020年第Ⅲ四半期の原数値、中段：【】は同年第Ⅰ四半期→第Ⅲ四半期の前年差の動き、下段：上段：2020年第Ⅲ四半期の転職者の原数値に対する構成比）

	前職の産業													
	農業,林業	建設業	製造業	情報通信業	運輸業,郵便業	卸売業,小売業	金融業,保険業	不動産業,物品賃貸業	学術研究,専門・技術サービス業	宿泊業,飲食サービス業	生活関連サービス業,娯楽業	教育,学習支援業	医療,福祉	サービス業(他に分類されないもの)
農業,林業	0万人 【▲1→±0】 <0.0%>	-	-	-	-	1万人 【+1→+1】 <0.3%>	-	-	-	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>
建設業	1万人 【-】 <0.3%>	1万人 【▲1→▲1】 <0.3%>	1万人 【▲1→±0】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	-	1万人 【+1→±0】 <0.3%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	1万人 【-】 <0.3%>
製造業	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	7万人 【±0→+1】 <2.2%>	-	0万人 【▲1→▲1】 <0.0%>	2万人 【▲1→+1】 <0.6%>	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【▲1→▲1】 <0.3%>	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>	-	1万人 【+1→±0】 <0.3%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>
情報通信業	-	-	-	1万人 【±0→▲1】 <0.3%>	-	1万人 【±0→▲1】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【+1→±0】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【▲1→▲1】 <0.0%>
運輸業,郵便業	-	-	1万人 【-】 <0.3%>	-	0万人 【+2→▲1】 <0.0%>	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>	-	-	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	1万人 【±0→+1】 <0.3%>
卸売業,小売業	-	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	3万人 【+1→±0】 <0.9%>	0万人 【-】 <0.0%>	2万人 【+1→±0】 <0.6%>	13万人 【+1→▲2】 <4.1%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>	4万人 【+1→▲2】 <1.3%>	2万人 【±1→±0】 <0.6%>	0万人 【+1→▲1】 <0.0%>	3万人 【+2→+1】 <0.9%>	1万人 【▲1→±0】 <0.3%>
金融業,保険業	-	-	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>	2万人 【±0→+2】 <0.6%>	-	-	0万人 【▲1→±0】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	1万人 【-】 <0.3%>
不動産業,物品賃貸業	-	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【-】 <0.3%>	-	-	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	1万人 【-】 <0.3%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>
学術研究,専門・技術サービス業	-	-	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【▲1→±0】 <0.3%>	-	-	1万人 【±0→▲1】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	-	-	0万人 【▲1→±0】 <0.0%>
宿泊業,飲食サービス業	-	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【±0→▲1】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	3万人 【+2→±0】 <3.9%>	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	11万人 【▲4→+3】 <3.5%>	1万人 【▲1→▲1】 <0.3%>	1万人 【▲2→+1】 <0.3%>	1万人 【▲1→±0】 <0.3%>	1万人 【▲1→±0】 <0.3%>
生活関連サービス業,娯楽業	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	2万人 【▲1→+1】 <0.6%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	2万人 【±0→▲1】 <0.6%>	1万人 【▲1→▲1】 <0.3%>	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	1万人 【+1→+1】 <0.3%>	0万人 【▲1→±0】 <0.0%>
教育,学習支援業	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【-】 <0.0%>	-	-	1万人 【▲1→▲1】 <0.3%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	2万人 【▲1→±0】 <0.6%>	1万人 【-】 <0.3%>	2万人 【▲1→▲3】 <0.6%>	1万人 【+2→▲2】 <0.3%>	1万人 【-】 <0.3%>
医療,福祉	-	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【+1→▲2】 <0.3%>	-	1万人 【±0→+1】 <0.3%>	5万人 【+1→+2】 <1.6%>	0万人 【±0→▲1】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	1万人 【▲2→±0】 <0.3%>	2万人 【▲2→▲1】 <0.6%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	2万人 【+1→±0】 <0.6%>	24万人 【+1→▲1】 <7.6%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>
サービス業(他に分類されないもの)	-	-	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	0万人 【+1→±0】 <0.0%>	1万人 【±0→±0】 <0.3%>	3万人 【+2→▲1】 <0.9%>	0万人 【-】 <0.0%>	0万人 【-】 <0.0%>	-	0万人 【±0→±0】 <0.0%>	0万人 【+1→±0】 <0.0%>	1万人 【-】 <0.3%>	1万人 【▲2→±0】 <0.3%>	3万人 【+2→±0】 <0.9%>

資料出所 総務省「労働力調査（詳細集計）」により作成

注 1) 一部の業種については、割愛している。

黄色：前年差の減少幅が拡大、又は、プラスからマイナスに転じる動きが大きいもの等

ピンク：前年差の増加幅が拡大、又は、マイナスからプラスに転じる動きが大きいもの等

# ハローワークにおける再就職の状況について

---

# 2020年10月における職種別の有効求人倍率について

- 「保安の職業」「介護サービスの職業」「接客・給仕」「飲食物調理」「社会福祉の専門的職業」などでは、前年より低下幅が大きいものの、引き続き高い有効求人倍率となっている。
- 他方、「一般事務」「機械組立」「製造技術者」などでは、1倍を下回る水準となっている。

(単位：倍、( )内は前年同月差)

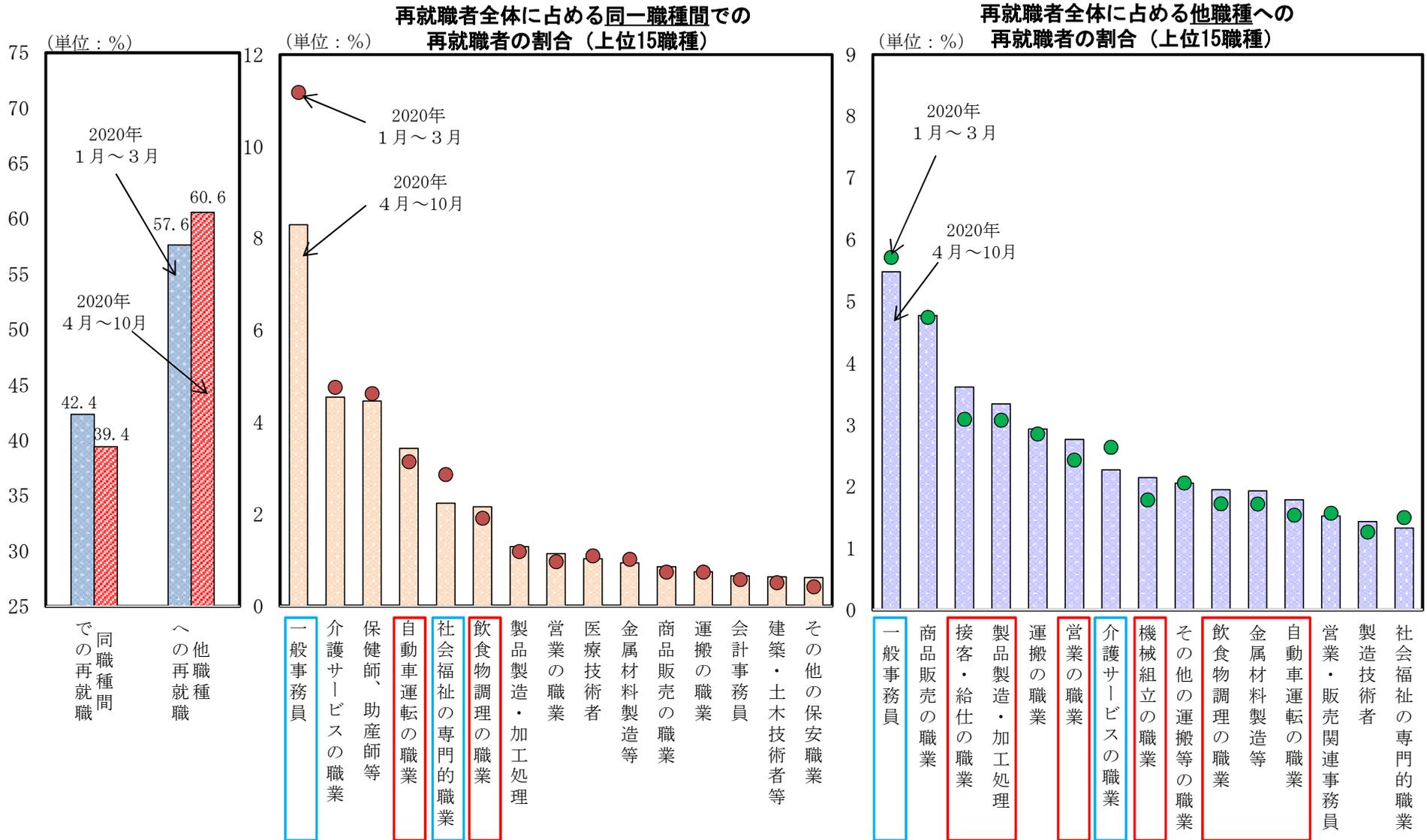
	パート含む常用	パート除く常用	常用的パート		パート含む常用	パート除く常用	常用的パート		パート含む常用	パート除く常用	常用的パート
職業計	0.95 (▲0.50)	0.94 (▲0.48)	0.97 (▲0.52)	事務的職業	0.33 (▲0.16)	0.29 (▲0.17)	0.41 (▲0.14)	販売の職業	1.42 (▲0.85)	1.35 (▲0.67)	1.58 (▲1.24)
管理的職業	1.12 (▲0.47)	1.20 (▲0.53)	0.33 (▲0.06)	一般事務の職業	0.26 (▲0.13)	0.22 (▲0.13)	0.34 (▲0.11)	商品販売の職業	1.38 (▲1.16)	1.18 (▲0.94)	1.63 (▲1.38)
専門的・技術的職業	1.65 (▲0.52)	1.64 (▲0.59)	1.67 (▲0.33)	会計事務の職業	0.55 (▲0.28)	0.50 (▲0.23)	0.72 (▲0.49)	販売類似の職業	1.69 (▲1.09)	1.93 (▲1.21)	0.88 (▲0.81)
開発技術者	1.47 (▲0.70)	1.64 (▲0.77)	0.23 (▲0.05)	サービスの職業	2.32 (▲1.30)	1.94 (▲1.16)	2.84 (▲1.43)	営業の職業	1.48 (▲0.35)	1.52 (▲0.38)	0.97 (+0.04)
製造技術者	0.48 (▲0.13)	0.55 (▲0.14)	0.16 (▲0.02)	家庭生活支援サービスの職業	3.80 (▲0.63)	1.00 (▲0.16)	5.42 (▲0.48)	保安の職業	6.53 (▲1.38)	6.45 (▲1.41)	6.67 (▲1.35)
建築・土木・測量技術者	5.02 (▲1.08)	5.70 (▲1.19)	0.56 (▲0.24)	介護サービスの職業	3.82 (▲0.64)	3.17 (▲0.53)	4.91 (▲0.85)	輸送・機械運転の職業	1.78 (▲0.90)	1.78 (▲0.91)	1.76 (▲0.89)
情報処理・通信技術者	1.22 (▲1.10)	1.29 (▲1.17)	0.33 (▲0.18)	保健医療サービスの職業	2.64 (▲0.60)	2.51 (▲0.55)	2.84 (▲0.67)	自動車運転の職業	2.05 (▲1.10)	2.04 (▲1.09)	2.12 (▲1.07)
その他の技術者	1.61 (▲0.51)	1.84 (▲0.56)	0.77 (▲0.10)	生活衛生サービスの職業	2.76 (▲1.70)	2.73 (▲1.59)	2.82 (▲1.87)	その他の輸送の職業	0.53 (▲0.55)	0.52 (▲0.58)	0.55 (▲0.43)
医師、歯科医師、 獣医師、薬剤師	2.01 (▲1.48)	2.74 (▲1.71)	1.36 (▲1.26)	飲食物調理の職業	1.64 (▲1.73)	1.31 (▲1.71)	2.02 (▲1.67)	建設・採掘の職業	5.08 (▲0.46)	5.49 (▲0.43)	1.31 (▲0.46)
保健師、助産師、看護師	1.87 (▲0.30)	2.04 (▲0.32)	1.66 (▲0.25)	接客・給仕の職業	1.64 (▲2.13)	1.18 (▲1.78)	2.28 (▲2.51)	建設躯体工事の職業	9.11 (▲2.48)	9.60 (▲2.59)	2.61 (▲1.01)
医療技術者	2.50 (▲0.68)	2.43 (▲0.69)	2.63 (▲0.66)	居住施設・ビル等 の管理の職業	0.97 (▲0.25)	0.70 (▲0.20)	1.29 (▲0.31)	建設の職業	4.12 (▲1.15)	4.49 (▲1.19)	1.03 (▲0.55)
その他の保健医療の職業	1.47 (▲0.65)	1.51 (▲0.74)	1.35 (▲0.39)	その他のサービスの職業	1.27 (▲0.66)	0.77 (▲0.62)	1.89 (▲0.65)	土木の職業	5.89 (+0.17)	6.29 (+0.22)	1.88 (▲0.38)
社会福祉の専門的職業	2.82 (▲0.34)	3.01 (▲0.41)	2.56 (▲0.26)	生産工程の職業	1.07 (▲0.64)	1.06 (▲0.62)	1.11 (▲0.70)	運搬・清掃・包装等の職業	0.62 (▲0.16)	0.49 (▲0.10)	0.71 (▲0.23)
美術家、デザイナー、 写真家、映像撮影者	0.24 (▲0.21)	0.19 (▲0.20)	0.49 (▲0.29)	金属材料製造、金属加工、 金属溶接・溶断の職業	1.66 (▲1.10)	1.76 (▲1.10)	0.90 (▲1.04)	運搬の職業	1.01 (▲0.68)	0.83 (▲0.56)	1.53 (▲1.08)
その他の専門的職業	0.77 (▲0.22)	0.48 (▲0.25)	1.56 (▲0.09)	製品製造・加工処理の職業 (金属除く)	1.28 (▲0.68)	1.07 (▲0.53)	1.75 (▲1.03)	清掃の職業	1.50 (▲0.77)	0.97 (▲0.32)	1.74 (▲1.01)
				機械組立の職業	0.34 (▲0.33)	0.33 (▲0.34)	0.34 (▲0.32)	その他の運搬・清掃・ 包装等の職業	0.25 (▲0.05)	0.19 (▲0.01)	0.29 (▲0.07)
				機械整備・修理の職業	3.54 (▲0.47)	3.78 (▲0.43)	1.67 (▲0.57)				

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。

- 注) 1) 「農林漁業の職業」「分類不能の職業」は割愛している。また、職業中分類については、主要なものを抜粋している。  
 2) 「その他の運搬・清掃・包装等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。「その他の専門的職業」とは、カウンセラーや個人教師(学習塾や家庭教師)などを含む。「その他のサービスの職業」とは、添乗員や観光案内人、葬儀師や火葬係などを含む。「その他の技術者」とは、労働安全衛生技術者や環境衛生技術者などを含む。「その他の保健医療の職業」とは、栄養士、あん摩マッサージ指圧師や柔道整復師などを含む。「その他の輸送の職業」とは、小型船舶運転者などを含む。

# ハローワークにおける職業間の移動の動向について（常用）

- ハローワークにおける再就職（常用）（左図）について、2020年1月～3月と同年4月～10月を比較すると、季節性が除かれていないことに留意が必要だが、他職種への再就職割合が上昇している。
- 他職種への再就職割合（右図）の水準をみると、「一般事務員」「商品販売」「接客・給仕」「製品製造・加工処理」「運搬」などで高い。また、「接客・給仕」「機械組立」「営業」などでは、割合が上昇している。



資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータから抽出したデータを特別に集計（常用的パートタイムを除く。）

- 1) 2020年1月～3月については、前職と現職が把握可能な97,039データの構成比を整理。同様に、2020年4月～10月については、282,940データの構成比を整理。
- 2) 右図の横軸の職種については、再就職前の職種を指している。
- 3) 「その他の保安の職業」とは、警備員や消防員等を含む。「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。

# ハローワークにおける他職種転換の際の就職先について（常用）

- 2020年1月～3月と同年4月～10月を比べ、他職種への再就職割合が上昇した主な職種（常用）について、再就職後の職種別に再就職者全体に占める割合の変化をみると、例えば、
- ・「接客・給仕」では「商品販売」「一般事務員」「介護サービス」「飲食物調理」「製品製造・加工処理」「清掃」の割合が上昇している。
  - ・「飲食物調理」では「製品製造・加工処理」「商品販売」「清掃」「その他の保安」「介護サービス」「土木」の割合が上昇している。

（再就職後の職種の枠内中段は、再就職者全体に占める該当職種間で再就職者された方の割合。矢印元が1～3月の値、矢印先が4～10月の値。【 】内はその差。）

前職	再就職後の職種(上位6職種)			前職	再就職後の職種(上位6職種)		
接客・給仕	商品販売 0.20%→0.29% 【+0.09】	一般事務員 0.66%→0.72% 【+0.06】	介護サービス 0.18%→0.24% 【+0.06】	製品製造・加工処理	自動車運転 0.16%→0.19% 【+0.03】	その他の保安 0.07%→0.10% 【+0.03】	土木 0.06%→0.09% 【+0.03】
	飲食物調理 0.18%→0.23% 【+0.05】	製品製造・加工処理 0.21%→0.25% 【+0.04】	清掃 0.06%→0.09% 【+0.03】		介護サービス 0.16%→0.18% 【+0.02】	農業 0.08%→0.10% 【+0.02】	建設 0.05%→0.07% 【+0.02】
飲食物調理	製品製造・加工処理 0.19%→0.25% 【+0.06】	商品販売 0.09%→0.14% 【+0.05】	清掃 0.05%→0.08% 【+0.03】	機械組立	金属材料製造等 0.18%→0.23% 【+0.05】	運搬 0.11%→0.15% 【+0.04】	自動車運転 0.09%→0.13% 【+0.04】
	その他の保安 0.04%→0.07% 【+0.03】	介護サービス 0.13%→0.15% 【+0.02】	土木 0.02%→0.04% 【+0.02】		製品製造・加工処理 0.28%→0.31% 【+0.03】	その他の保安 0.03%→0.06% 【+0.03】	機械整備・修理 0.06%→0.08% 【+0.02】
営業	商品販売 0.11%→0.15% 【+0.04】	製品製造・加工処理 0.10%→0.13% 【+0.03】	清掃 0.04%→0.07% 【+0.03】	自動車運転	土木 0.09%→0.14% 【+0.05】	その他の保安 0.08%→0.13% 【+0.05】	清掃 0.07%→0.12% 【+0.05】
	その他の保安 0.05%→0.07% 【+0.02】	機械整備・修理 0.04%→0.06% 【+0.02】	居住施設・ビル管理 0.04%→0.05% 【+0.01】		介護サービス 0.05%→0.08% 【+0.03】	運搬 0.36%→0.37% 【+0.01】	その他の運搬等 0.08%→0.09% 【+0.01】

資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計

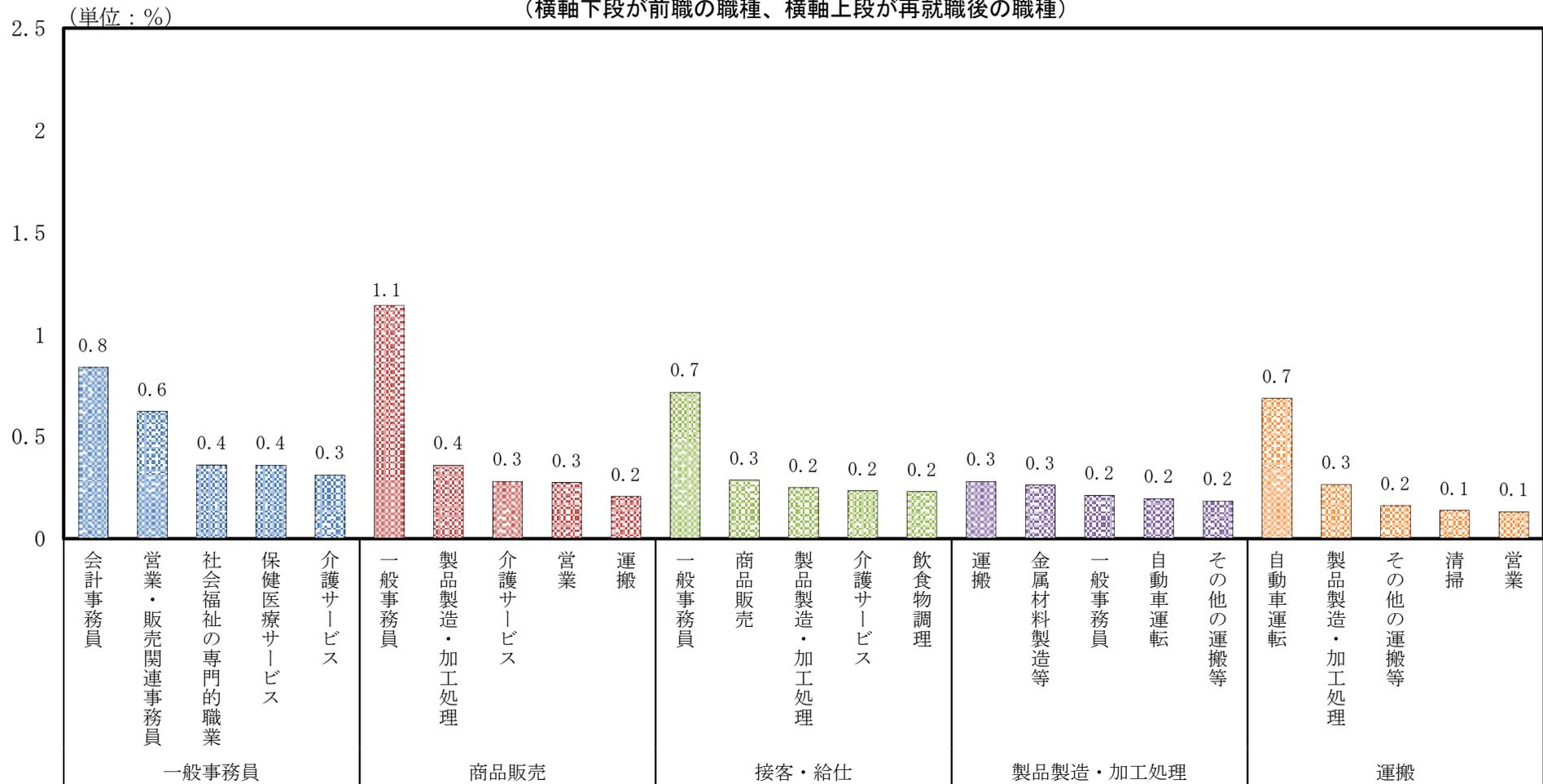
- 1) 2020年1月～3月については、前職と現職が把握可能な97,039データの構成比を整理。同様に、2020年4月～10月については、282,940データの構成比を整理。
- 2) 「その他の保安の職業」とは、警備員や消防員等を含む。「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。

## (参考) ハローワークにおける他職種への転換先について (常用)

- 2020年4月～10月における再就職者全体に占める他職種への再就職者の割合の高い上位5職種(常用)について、再就職後の職種をみると、
- ・「一般事務」では、「会計事務」「営業・販売関連事務」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「商品販売」では、「一般事務」「製品製造・加工処理」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「接客・給仕」では、「一般事務」「商品販売」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「製品製造・加工処理」では、「運搬」「金属材料製造等」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「運搬」では、「自動車運転」「製品製造・加工処理」などに、他職種転換した割合が高い。

再就職者全体に占める他職種への再就職者の割合の高い上位5職種における他職種への転換先について(上位5職種)

(横軸下段が前職の職種、横軸上段が再就職後の職種)



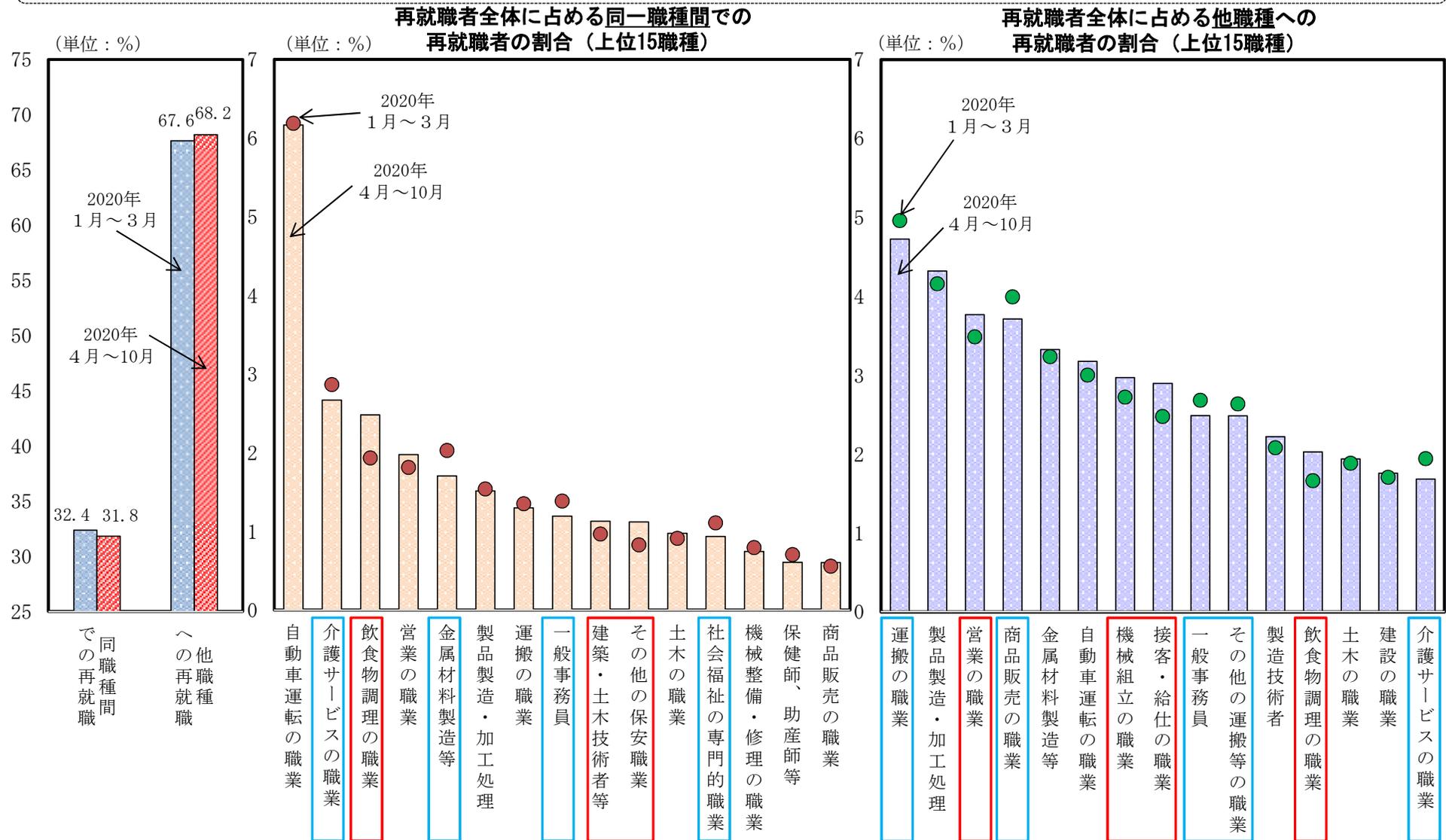
資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計

1) 2020年4月～10月における、前職と現職が把握可能な282,940データの構成比を整理。

2) 「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。

# ハローワークにおける職業間の移動の動向について（常用・男性）

- ハローワークにおける再就職（常用・男性）（左図）について、2020年1月～3月と同年4月～10月を比較すると、季節性が除かれていないことに留意が必要だが、他職種への再就職割合は概ね横ばいとなっている。
- 他職種への再就職割合（右図）の水準をみると、「運搬」「製品製造・加工処理」「営業」「商品販売」「金属材料製造等」で高い。また、「接客・給仕」「飲食物調理」「機械組立」「営業」などでは、割合が上昇している。



資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計（常用的パートタイムを除く。）

- 1) 2020年1月～3月については、前職と現職が把握可能な47,628データの構成比を整理。同様に、2020年4月～10月については、152,100データの構成比を整理。
- 2) 右図の横軸の職種については、再就職前の職種を指している。
- 3) 「その他の保安の職業」とは、警備員や消防員等を含む。「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。

# ハローワークにおける他職種転換の際の就職先について（常用・男性）

- 2020年1月～3月と同年4月～10月を比べ、他職種への再就職割合が上昇した主な職種（常用・男性）について、再就職後の職種別に再就職者全体に占める割合の変化をみると、例えば、
- ・「接客・給仕」では「商品販売」「飲食物調理」「運搬」「電気工事」「清掃」「農業」の割合が上昇している。
  - ・「飲食物調理」では「製品製造・加工処理」「商品販売」「その他の保安」「土木」「自動車運転」「農業」の割合が上昇している。

（再就職後の職種の枠内中段は、再就職者全体に占める該当職種間で再就職者された方の割合。矢印元が1～3月の値、矢印先が4～10月の値。【 】内はその差。）

前職	再就職後の職種（上位6職種）			前職	再就職後の職種（上位6職種）		
接客・給仕	商品販売 0.13%→0.20% 【+0.07】	飲食物調理 0.14%→0.19% 【+0.05】	運搬 0.14%→0.19% 【+0.05】	製品製造・加工処理	自動車運転 0.30%→0.35% 【+0.05】	その他の保安 0.13%→0.18% 【+0.05】	土木 0.12%→0.16% 【+0.04】
	電気工事 0.03%→0.07% 【+0.04】	清掃 0.07%→0.10% 【+0.03】	農業 0.03%→0.06% 【+0.03】		農業 0.12%→0.15% 【+0.03】	建設 0.09%→0.12% 【+0.03】	定置・建設 機械運転 0.06%→0.09% 【+0.03】
飲食物調理	製品製造・加工処理 0.18%→0.27% 【+0.09】	商品販売 0.10%→0.16% 【+0.06】	その他の保安 0.08%→0.12% 【+0.04】	機械組立	金属材料製造等 0.32%→0.38% 【+0.06】	自動車運転 0.17%→0.22% 【+0.05】	その他の保安 0.07%→0.11% 【+0.04】
	土木 0.04%→0.07% 【+0.03】	自動車運転 0.13%→0.15% 【+0.02】	農業 0.03%→0.05% 【+0.02】		運搬 0.19%→0.22% 【+0.03】	機械整備・修理 0.12%→0.14% 【+0.02】	土木 0.09%→0.11% 【+0.02】
営業	商品販売 0.17%→0.22% 【+0.05】	その他の保安 0.09%→0.13% 【+0.04】	営業・販売 関連事務員 0.12%→0.15% 【+0.03】	自動車運転	土木 0.18%→0.25% 【+0.07】	その他の保安 0.17%→0.23% 【+0.06】	清掃 0.15%→0.21% 【+0.06】
	機械整備・修理 0.08%→0.11% 【+0.03】	清掃 0.08%→0.11% 【+0.03】	社会福祉の 専門的職業 0.07%→0.10% 【+0.03】		介護サービス 0.09%→0.12% 【+0.03】	建築躯体工事 0.02%→0.05% 【+0.03】	建設 0.05%→0.06% 【+0.01】

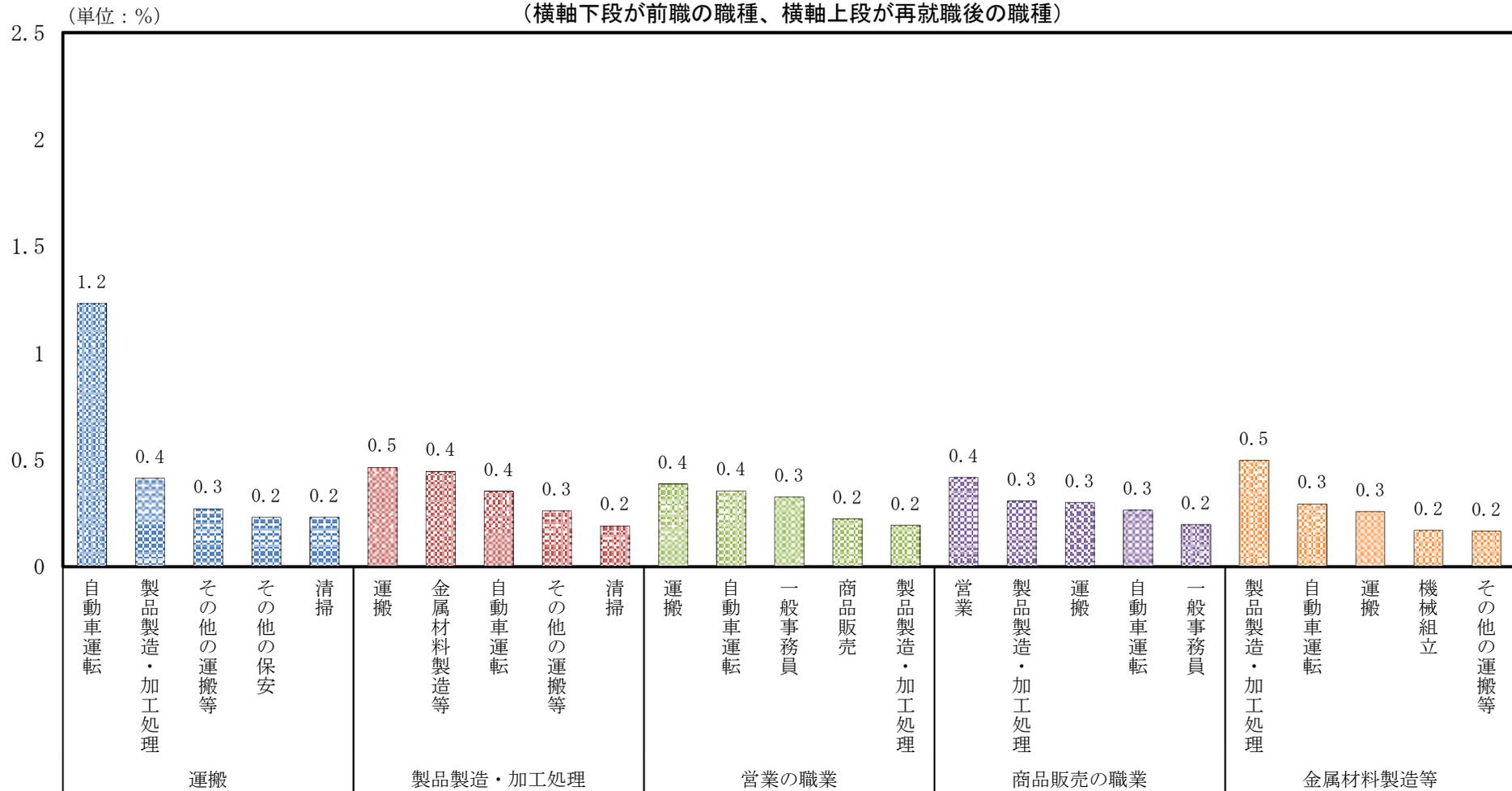
資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計

- 1) 2020年1月～3月については、前職と現職が把握可能な47,628データの構成比を整理。同様に、2020年4月～10月については、152,100データの構成比を整理。  
 2) 「その他の保安の職業」とは、警備員や消防員等を含む。「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。

## (参考) ハローワークにおける他職種への転換先について (常用・男性)

- 2020年4月～10月における再就職者全体に占める他職種への再就職者の割合の高い上位5職種 (常用・男性) について、その再就職後の職種をみると、
- ・「運搬」では、「自動車運転」「製品製造・加工処理」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「製品製造・加工処理」では、「運搬」「金属材料製造等」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「営業」では、「運搬」「自動車運転」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「商品販売」では、「営業」「製品製造・加工処理」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「金属材料製造等」では、「製品製造・加工処理」「自動車運転」などに、他職種転換した割合が高い。

再就職者全体に占める他職種への再就職者の割合の高い上位5職種における他職種への転換先について (上位5職種)

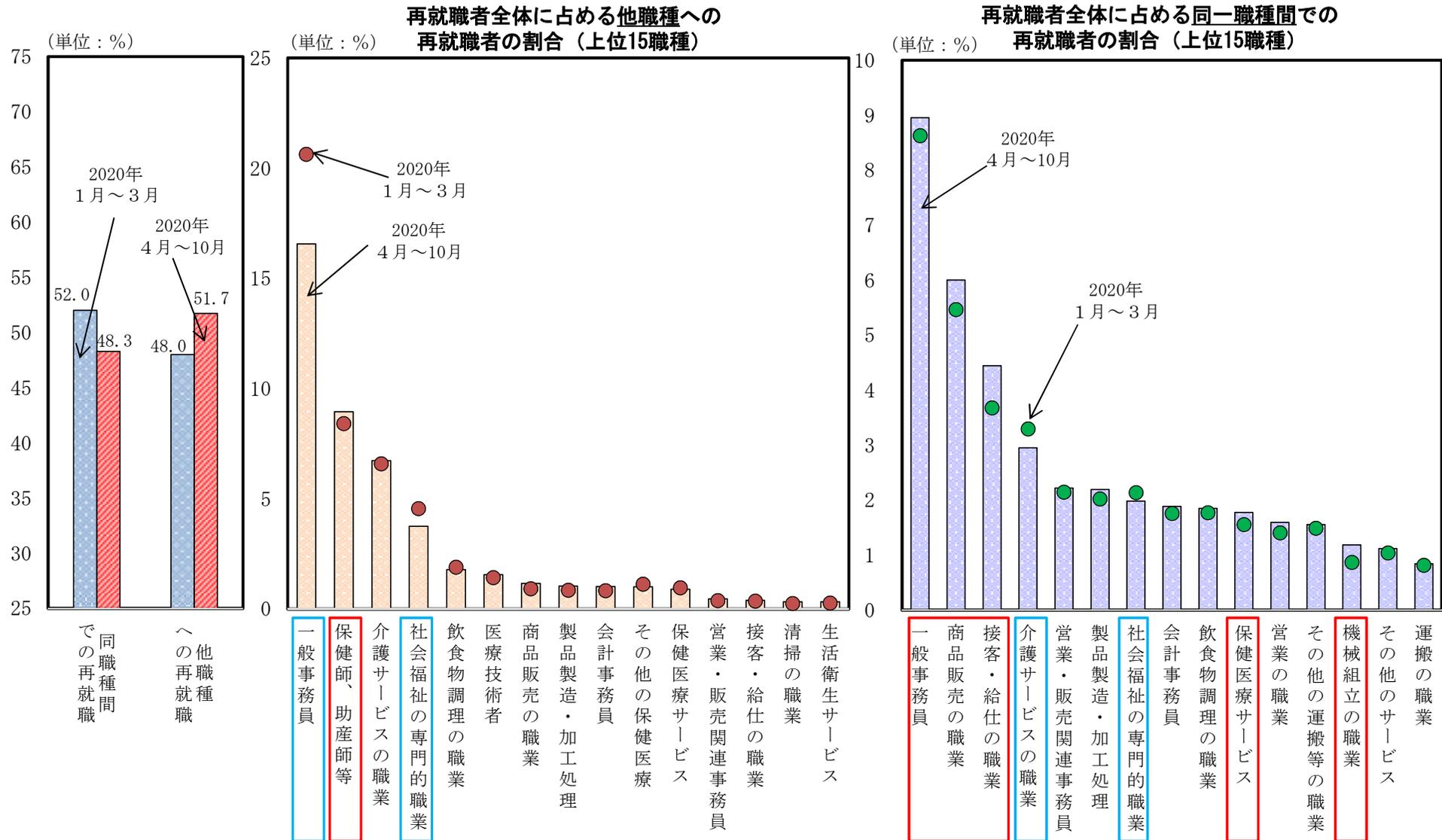


資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計

- 1) 2020年4月～10月における、前職と現職が把握可能な152,100データの構成比を整理。
- 2) 「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。

# ハローワークにおける職業間の移動の動向について（常用・女性）

- ハローワークにおける再就職（常用・女性）（左図）について、2020年1月～3月と同年4月～10月を比較すると、季節性が除かれていないことに留意が必要だが、他職種への再就職割合が上昇している。
- 他職種への再就職割合（右図）の水準をみると、「一般事務員」「商品販売」「接客・給仕」「介護サービス」などで高い。また、「接客・給仕」「商品販売」「機械組立」「保健医療サービス」「一般事務員」などでは、割合が上昇している。



資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計（常用的パートタイムを除く。）

- 1) 2020年1月～3月については、前職と現職が把握可能な49,372データの構成比を整理。同様に、2020年4月～10月については、130,757データの構成比を整理。
- 2) 右図の横軸の職種については、再就職前の職種を指している。
- 3) 「その他の保健医療」とは、栄養士や柔道整復師等を含む。「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。

# ハローワークにおける他職種転換の際の就職先について（常用・女性）

- 2020年1月～3月と同年4月～10月を比べ他職種への再就職割合が上昇した主な職種（常用・女性）について、再就職後の職種別に再就職者全体に占める割合の変化をみると、例えば、
- ・「接客・給仕」では「一般事務」「商品販売」「介護サービス」「製品製造・加工処理」「保健医療サービス」「飲食物調理」の割合が上昇している。
  - ・「商品販売」では「介護サービス」「製品製造・加工処理」「保健医療サービス」「営業・販売関連事務」「清掃」「運搬」の割合が上昇している。

（再就職後の職種の枠内中段は、再就職者全体に占める該当職種間で再就職者された方の割合。矢印元が1～3月の値、矢印先が4～10月の値。【 】内はその差。）

前職	再就職後の職種(上位6職種)			前職	再就職後の職種(上位6職種)		
接客・給仕	一般事務 1.20%→1.39% 【+0.19】	商品販売 0.27%→0.39% 【+0.12】	介護サービス 0.24%→0.36% 【+0.12】	保健医療サービス	介護サービス 0.42%→0.49% 【+0.07】	一般事務 0.56%→0.62% 【+0.06】	製品製造・加工処理 0.03%→0.06% 【+0.03】
	製品製造・加工処理 0.19%→0.29% 【+0.10】	保健医療サービス 0.27%→0.33% 【+0.06】	飲食物調理 0.21%→0.27% 【+0.06】		商品販売 0.03%→0.05% 【+0.02】	その他の専門的職業 0.00%→0.02% 【+0.02】	飲食物調理 0.04%→0.05% 【+0.01】
商品販売	介護サービス 0.30%→0.44% 【+0.14】	製品製造・加工処理 0.31%→0.42% 【+0.11】	保健医療サービス 0.35%→0.42% 【+0.07】	一般事務	会計事務 1.47%→1.60% 【+0.13】	介護サービス 0.45%→0.57% 【+0.12】	商品販売 0.37%→0.43% 【+0.06】
	営業・販売関連事務 0.21%→0.25% 【+0.04】	清掃 0.07%→0.11% 【+0.04】	運搬 0.06%→0.10% 【+0.04】		保健医療サービス 0.73%→0.77% 【+0.03】	製品製造・加工処理 0.33%→0.37% 【+0.04】	運搬 0.12%→0.14% 【+0.02】
機械組立	製品製造・加工処理 0.16%→0.21% 【+0.05】	一般事務 0.13%→0.16% 【+0.03】	介護サービス 0.07%→0.10% 【+0.03】	製品製造・加工処理	介護サービス 0.18%→0.24% 【+0.06】	飲食物調理 0.21%→0.25% 【+0.04】	清掃 0.06%→0.09% 【+0.03】
	その他の運搬等 0.02%→0.05% 【+0.03】	保健医療サービス 0.03%→0.05% 【+0.02】	運搬 0.03%→0.05% 【+0.02】		一般事務 0.36%→0.38% 【+0.02】	包装 0.06%→0.08% 【+0.02】	機械検査 0.02%→0.04% 【+0.02】

資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計

1) 2020年1月～3月については、前職と現職が把握可能な49,372データの構成比を整理。同様に、2020年4月～10月については、130,757データの構成比を整理。

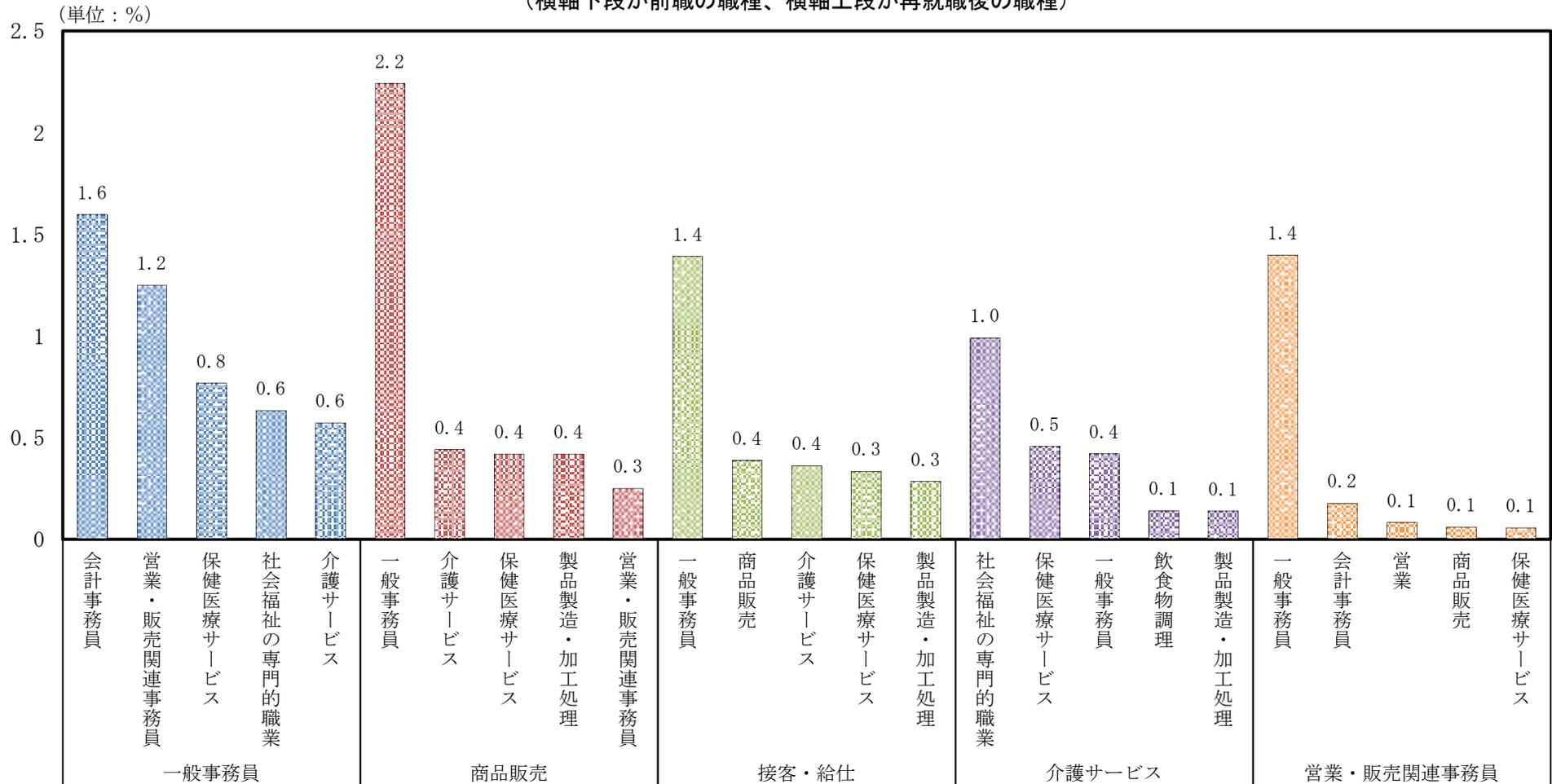
2) 「その他の保安の職業」とは、警備員や消防員等を含む。「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。

# (参考) ハローワークにおける他職種転換の際の就職先について (常用・女性)

- 2020年4月～10月における再就職者全体に占める他職種への再就職者の割合の高い上位5職種 (常用・女性) について、その再就職後の職種をみると、
  - ・「一般事務」では、「会計事務」「営業・販売関連事務」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「商品販売」では、「一般事務」「介護サービス」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「接客・給仕」では、「一般事務」「商品販売」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「介護サービス」では、「社会福祉の専門的職業」「保健医療サービス」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「営業・販売関連事務」では、「一般事務」「会計事務」などに、他職種転換した割合が高い。

再就職者全体に占める他職種への再就職者の割合の高い上位5職種における他職種への転換先について (上位5職種)

(横軸下段が前職の職種、横軸上段が再就職後の職種)

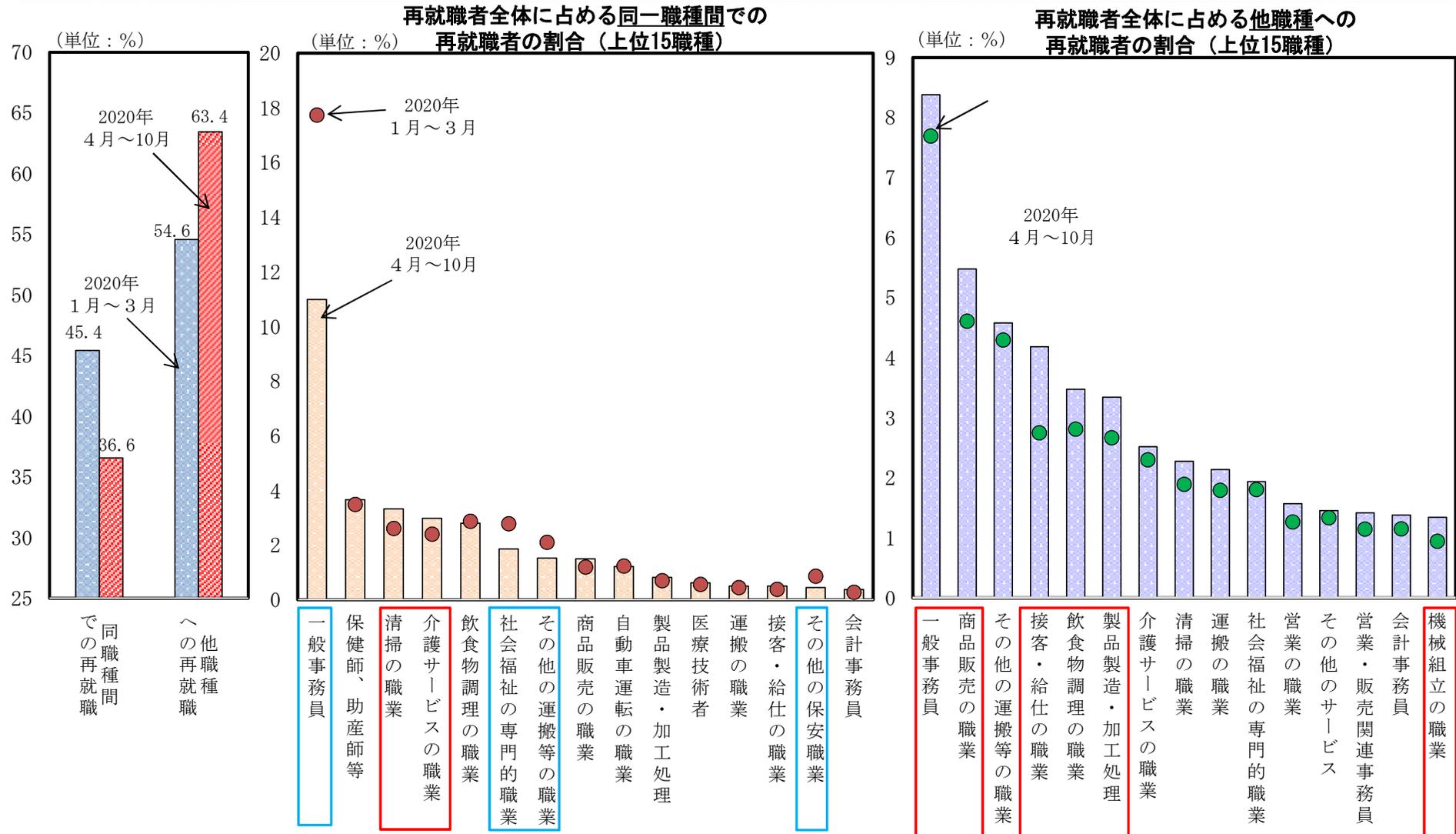


資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計

1) 2020年4月～10月における、前職と現職が把握可能な130,757データの構成比を整理。

# ハローワークにおける職業間の移動の動向について（パート）

- ハローワークにおける再就職（パート）（左図）について、2020年1月～3月と同年4月～10月を比較すると、季節性が除かれていないことに留意が必要だが、他職種への再就職割合が上昇している。
- 他職種への再就職割合（右図）の水準をみると、「一般事務」「商品販売」「その他の運搬等」「接客・給仕」などで高い。また、多くの職種で他職種への再就職割合が上昇しており、特に「接客・給仕」「商品販売」「一般事務員」「飲食物調理」「製品製造・加工処理」「機械組立」などでは、割合が上昇している。



資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計

- 1) 2020年1月～3月については、前職と現職が把握可能な71,292データの構成比を整理。同様に、2020年4月～10月については、199,308データの構成比を整理。
- 2) 右図の横軸の職種については、再就職前の職種を指している。
- 3) 「その他の保安の職業」とは、警備員や消防員等を含む。「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。「その他の専門的職業」とは、カウンセラーや個人教師（学習塾や家庭教師）などを含む。「その他のサービスの職業」とは、添乗員や観光案内人、葬儀師や火葬係などを含む。

# ハローワークにおける他職種転換の際の就職先について（パート）

- 2020年1月～3月と同年4月～10月を比べ、他職種への再就職割合が上昇した主な職種（パート）について、再就職後の職種別に再就職者全体に占める割合の変化をみると、例えば、
- ・「接客・給仕」では「一般事務」「清掃」「商品販売」「飲食物調理」「その他の運搬等」「製品製造・加工処理」の割合が上昇している。
  - ・「飲食物調理」では「清掃」「商品販売」「製品製造・加工処理」「その他のサービス」「その他の運搬等」「一般事務」の割合が上昇している。

（再就職後の職種の枠内中段は、再就職者全体に占める該当職種間で再就職者された方の割合。矢印元が1～3月の値、矢印先が4～10月の値。【 】内はその差。）

前職	再就職後の職種（上位6職種）			前職	再就職後の職種（上位6職種）		
接客・給仕	一般事務 0.52%→0.72% 【+0.20】	清掃 0.27%→0.46% 【+0.19】	商品販売 0.31%→0.49% 【+0.18】	飲食物調理	清掃 0.44%→0.62% 【+0.18】	商品販売 0.21%→0.34% 【+0.13】	製品製造・加工処理 0.29%→0.37% 【+0.08】
	飲食物調理 0.38%→0.53% 【+0.15】	その他の運搬等 0.19%→0.27% 【+0.08】	製品製造・加工処理 0.16%→0.24% 【+0.08】		その他のサービス 0.06%→0.11% 【+0.05】	その他の運搬等 0.33%→0.37% 【+0.04】	一般事務 0.33%→0.36% 【+0.03】
商品販売	清掃 0.42%→0.58% 【+0.16】	一般事務 1.05%→1.16% 【+0.11】	その他の運搬等 0.37%→0.46% 【+0.09】	製品製造・加工処理	清掃 0.37%→0.51% 【+0.14】	商品販売 0.19%→0.31% 【+0.12】	飲食物調理 0.31%→0.39% 【+0.08】
	飲食物調理 0.47%→0.53% 【+0.06】	製品製造・加工処理 0.32%→0.38% 【+0.06】	運搬 0.17%→0.22% 【+0.05】		その他の運搬等 0.33%→0.40% 【+0.07】	運搬 0.15%→0.21% 【+0.06】	農業 0.09%→0.14% 【+0.05】
一般事務	清掃 0.34%→0.50% 【+0.16】	商品販売 0.40%→0.55% 【+0.15】	飲食物調理 0.43%→0.54% 【+0.11】	機械組立	製品製造・加工処理 0.12%→0.19% 【+0.07】	その他の運搬等 0.10%→0.17% 【+0.07】	清掃 0.11%→0.17% 【+0.06】
	会計事務員 0.58%→0.68% 【+0.10】	介護サービス 0.23%→0.32% 【+0.09】	運搬 0.21%→0.29% 【+0.08】		商品販売 0.05%→0.08% 【+0.03】	飲食物調理 0.05%→0.08% 【+0.03】	農業 0.03%→0.05% 【+0.02】

資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計

- 1) 2020年1月～3月については、前職と現職が把握可能な71,292データの構成比を整理。同様に、2020年4月～10月については、199,308データの構成比を整理。
- 2) 「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。「その他の専門的職業」とは、カウンセラーや個人教師（学習塾や家庭教師）などを含む。「その他のサービス」とは、添乗員や観光案内人、葬儀師や火葬係などを含む。

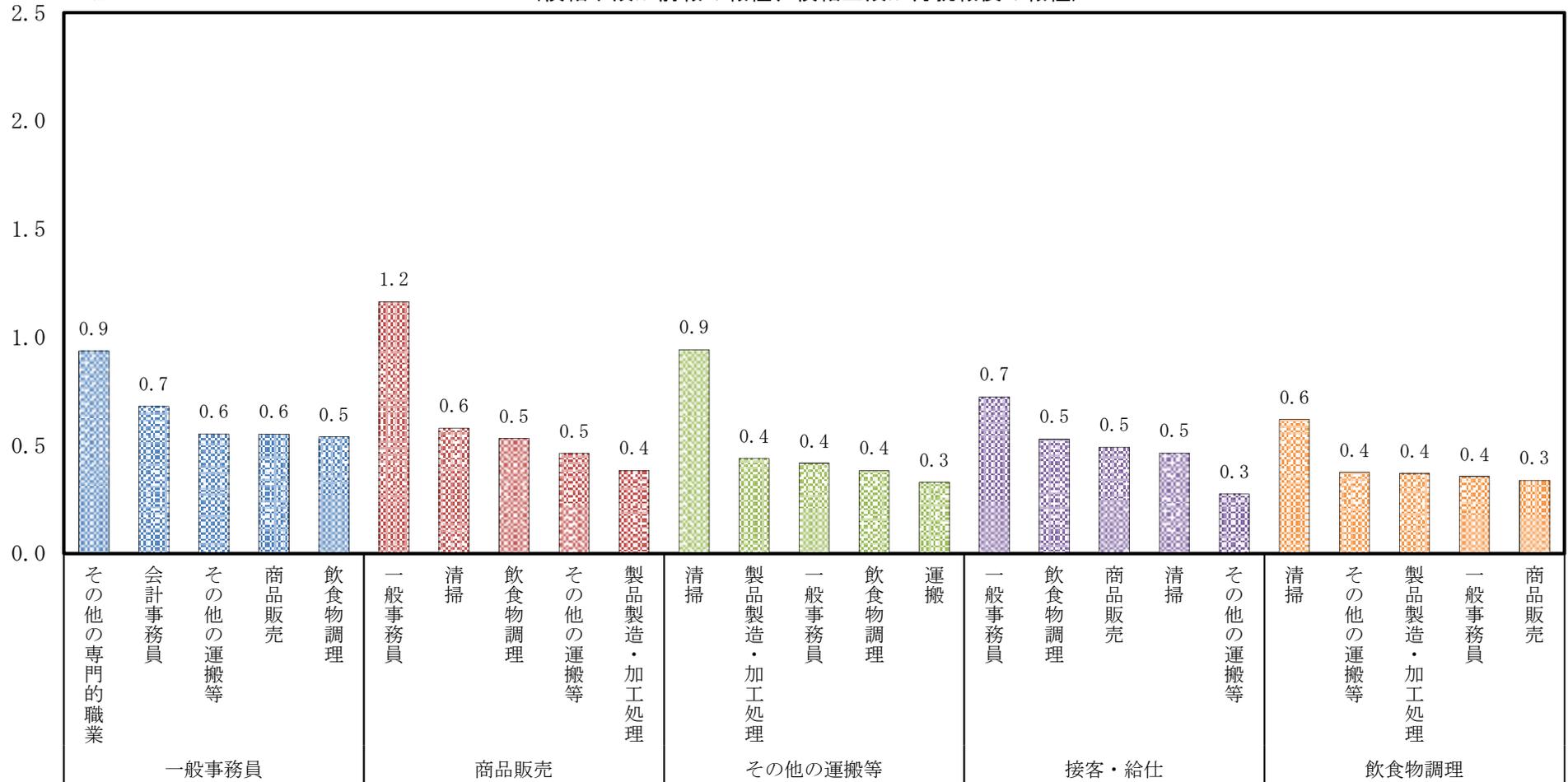
## (参考) ハローワークにおける他職種転換の際の就職先について (パート)

- 2020年4月～10月における再就職者全体に占める他職種への再就職者の割合の高い上位5職種 (パート) について、再就職後の職種をみると、
- ・「一般事務」では、「その他の専門的職業」「会計事務」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「商品販売」では、「一般事務」「清掃」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「その他の運搬等」では、「清掃」「製品製造・加工処理」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「接客・給仕」では、「一般事務」「飲食物調理」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「飲食物調理」では、「清掃」「その他の運搬等」などに、他職種転換した割合が高い。

再就職者全体に占める他職種への再就職者の割合の高い上位5職種における他職種への転換先について (上位5職種)

(単位：%)

(横軸下段が前職の職種、横軸上段が再就職後の職種)



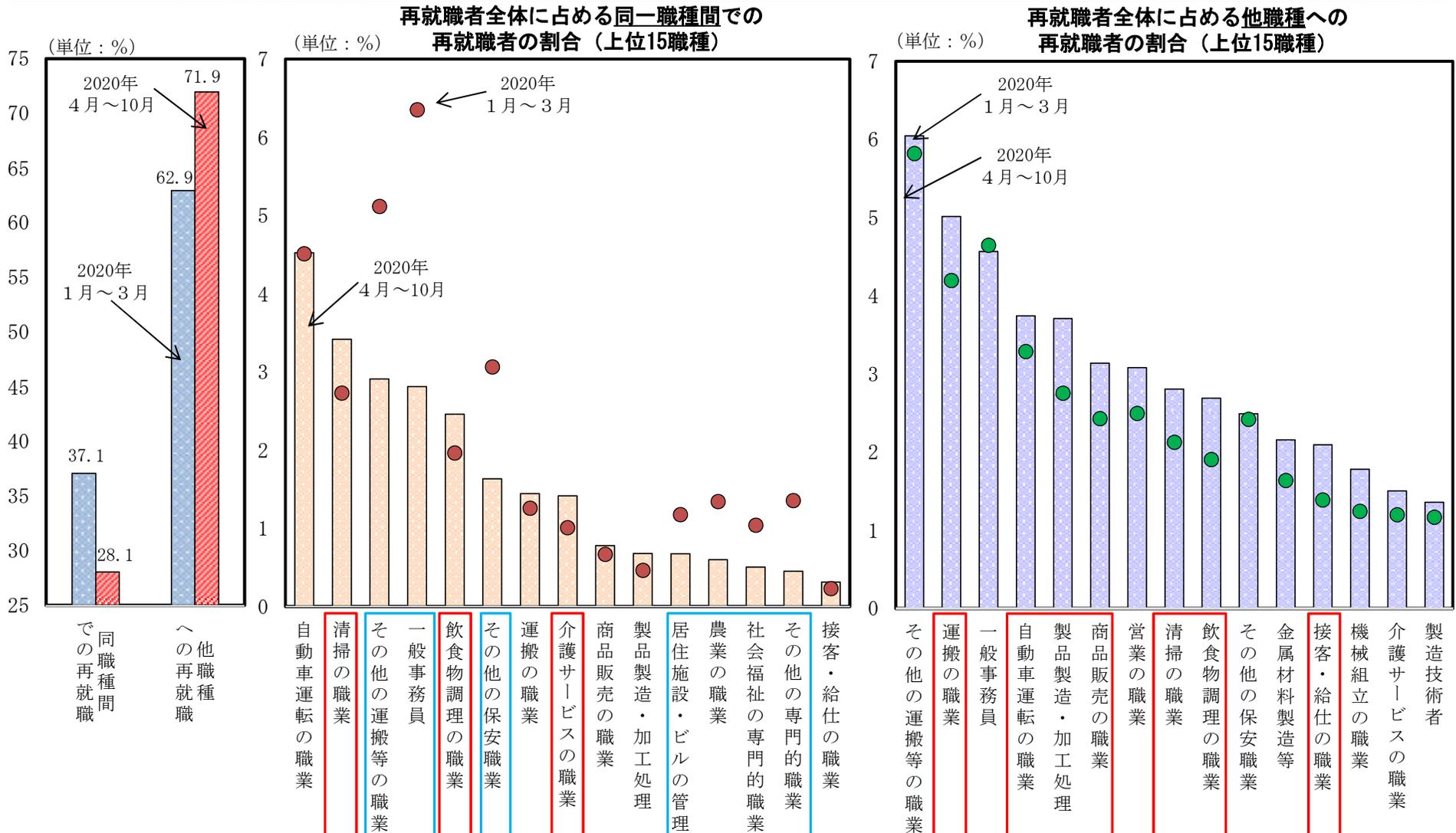
資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計

1) 2020年4月～10月における、前職と現職が把握可能な199,308データの構成比を整理。

2) 「その他の専門的職業」とは、カウンセラーや個人教師(学習塾や家庭教師)などを含む。「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。

# ハローワークにおける職業間の移動の動向について（パート・男性）

- ハローワークにおける再就職（パート・男性）（左図）について、2020年1月～3月と同年4月～10月を比較すると、季節性が除かれていないことに留意が必要だが、他職種への再就職割合が上昇している。
- 他職種への再就職割合（右図）の水準をみると、「その他の運搬等」「運搬」「一般事務員」「自動車運転」「製品製造・加工処理」などで割合が高い。また、多くの職種で他職種への再就職割合が上昇しており、特に「製品製造・加工処理」「飲食物調理」「運搬」「接客・給仕」「商品販売」「清掃」などで割合が上昇している。



資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計

- 2020年1月～3月については、前職と現職が把握可能な18,527データの構成比を整理。同様に、2020年4月～10月については、52,424データの構成比を整理。
- 右図の横軸の職種については、再就職前の職種を指している。
- 「その他の専門的職業」とは、カウンセラーや個人教師（学習塾や家庭教師）などを含む。「その他の保安の職業」とは、警備員や消防員等を含む。「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。

# ハローワークにおける他職種転換の際の就職先について（パート・男性）

○ 2020年1月～3月と同年4月～10月を比べ、他職種への再就職割合が上昇した主な職種（パート・男性）について、再就職後の職種別に再就職者全体に占める割合の変化をみると、例えば、

- ・「製品製造・加工処理」では「清掃」「自動車運転」「その他の運搬等」「商品販売」「農業」「飲食物調理」の割合が上昇している。
- ・「飲食物調理」では「商品販売」「清掃」「その他の運搬等」「製品製造・加工処理」「農業」「一般事務」の割合が上昇している。

（再就職後の職種の枠内中段は、再就職者全体に占める該当職種間で再就職者された方の割合。矢印元が1～3月の値、矢印先が4～10月の値。【 】内はその差。）

前職	再就職後の職種(上位6職種)			前職	再就職後の職種(上位6職種)		
製品製造・加工処理	清掃 0.41%→0.55% 【+0.14】	自動車運転 0.11%→0.24% 【+0.13】	その他の運搬等 0.52%→0.64% 【+0.12】	運搬	その他の運搬等 0.64%→0.82% 【+0.18】	その他の保安 0.26%→0.37% 【+0.11】	清掃 0.73%→0.82% 【+0.09】
	商品販売 0.17%→0.27% 【+0.10】	農業 0.14%→0.21% 【+0.07】	飲食物調理 0.10%→0.15% 【+0.05】		製品製造・加工処理 0.18%→0.26% 【+0.08】	農業 0.12%→0.19% 【+0.07】	飲食物調理 0.08%→0.12% 【+0.04】
飲食物調理	商品販売 0.13%→0.30% 【+0.17】	清掃 0.29%→0.44% 【+0.15】	その他の運搬等 0.30%→0.40% 【+0.10】	商品販売	運搬 0.17%→0.28% 【+0.11】	一般事務 0.14%→0.25% 【+0.11】	その他の保安 0.11%→0.19% 【+0.08】
	製品製造・加工処理 0.18%→0.27% 【+0.09】	農業 0.05%→0.10% 【+0.05】	一般事務 0.04%→0.08% 【+0.04】		自動車運転 0.16%→0.23% 【+0.07】	その他の運搬等 0.38%→0.44% 【+0.06】	清掃 0.33%→0.39% 【+0.06】
接客・給仕	清掃 0.18%→0.27% 【+0.09】	商品販売 0.13%→0.22% 【+0.09】	その他の保安 0.10%→0.18% 【+0.08】	清掃	その他の運搬等 0.46%→0.71% 【+0.25】	農業 0.08%→0.19% 【+0.11】	運搬 0.17%→0.25% 【+0.08】
	一般事務 0.09%→0.17% 【+0.08】	農業 0.02%→0.08% 【+0.06】	飲食物調理 0.16%→0.21% 【+0.05】		自動車運転 0.15%→0.22% 【+0.07】	飲食物調理 0.08%→0.12% 【+0.04】	社会福祉の 専門的職業 0.02%→0.06% 【+0.04】

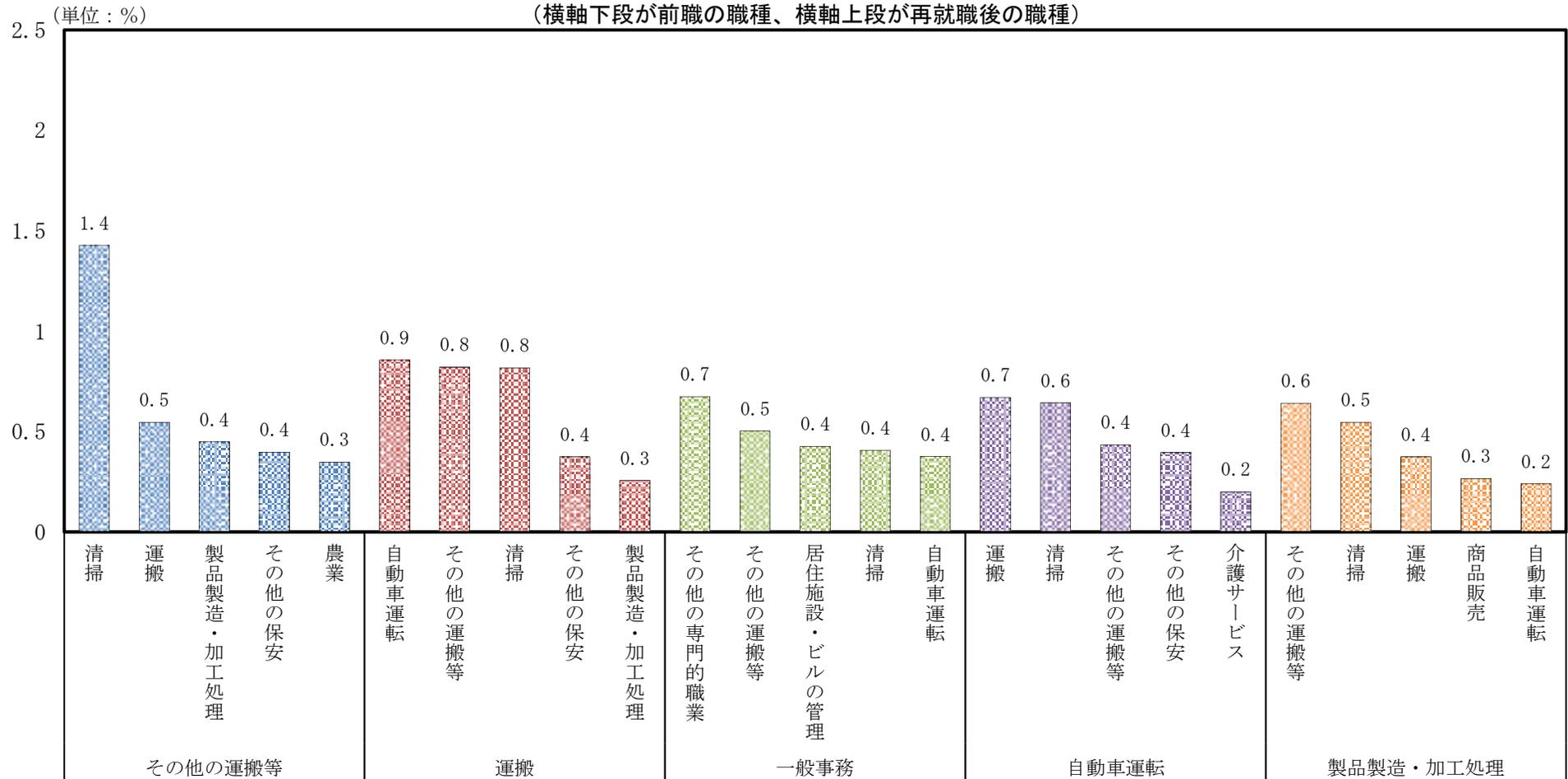
資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計

- 1) 2020年1月～3月については、前職と現職が把握可能な18,527データの構成比を整理。同様に、2020年4月～10月については、52,424データの構成比を整理。
- 2) 「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。「その他のサービス」とは、添乗員や観光案内人、葬儀師や火葬係などを含む。「その他の保安の職業」とは、警備員や消防員等を含む。

# (参考) ハローワークにおける他職種転換の際の就職先について (パート・男性)

- 2020年4月～10月における再就職者全体に占める他職種への再就職者の割合の高い上位5職種 (パート・男性) について、その再就職後の職種をみると、
- ・「その他の運搬等」では、「清掃」「運搬」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「運搬」では、「自動車運転」「その他の運搬等」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「一般事務」では、「その他の専門的職業」「その他の運搬等」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「自動車運転」では、「運搬」「清掃」などに、他職種転換した割合が高い。
  - ・「製品製造・加工処理」では、「その他の運搬等」「清掃」などに、他職種転換した割合が高い。

再就職者全体に占める他職種への再就職者の割合の高い上位5職種における他職種への転換先について (上位5職種)

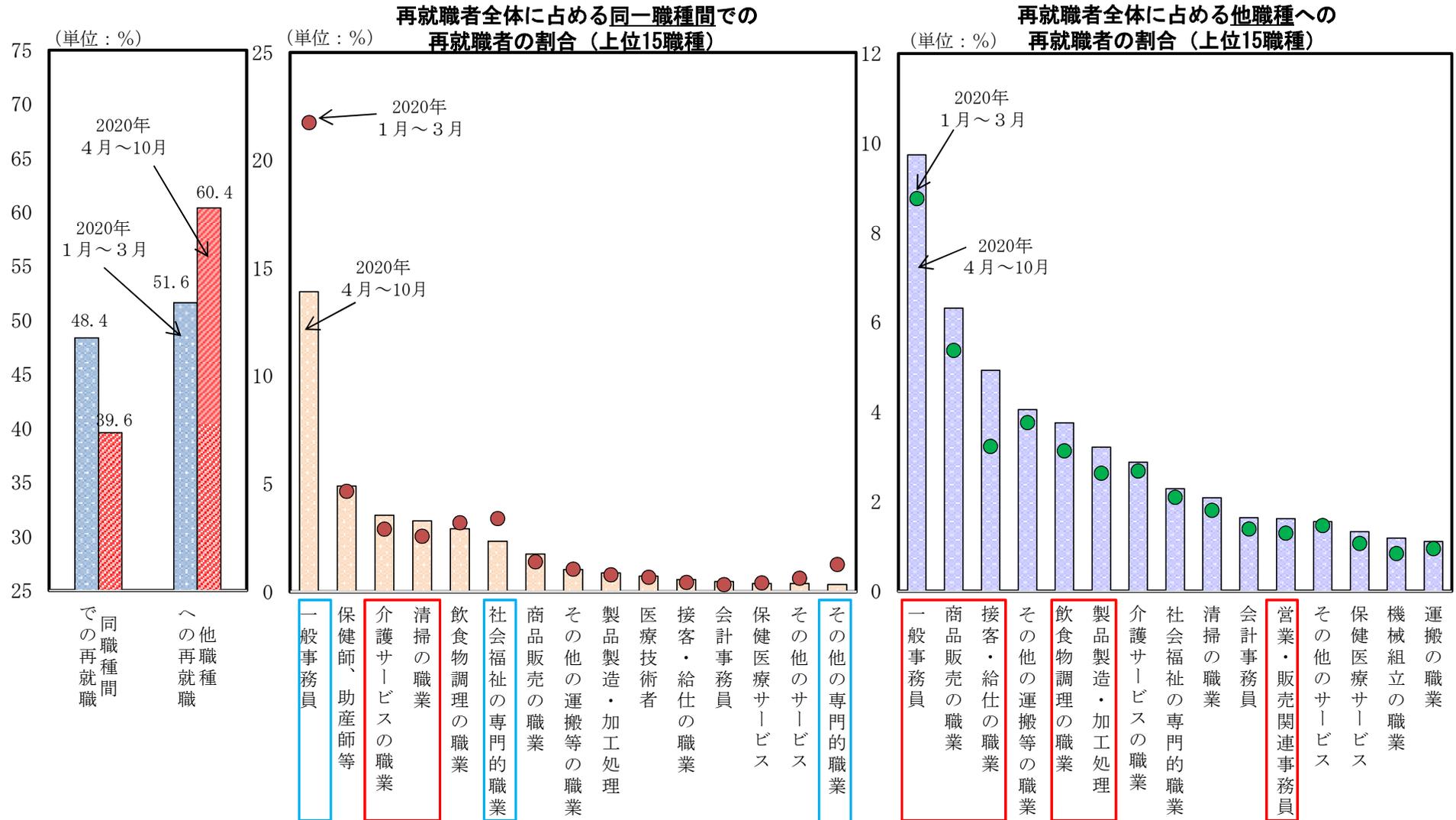


資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計

- 1) 2020年4月～10月における、前職と現職が把握可能な52,424データの構成比を整理。
- 2) 「その他の保安の職業」とは、警備員や消防員等を含む。「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。「その他の専門的職業」とは、カウンセラーや個人教師 (学習塾や家庭教師) などを含む。

# ハローワークにおける職業間の移動の動向について（パート・女性）

- ハローワークにおける再就職（パート・女性）（左図）について、2020年1月～3月と同年4月～10月を比較すると、季節性が除かれていないことに留意が必要だが、他職種への再就職割合が上昇している。
- 他職種への再就職割合（右図）の水準をみると、「一般事務員」「商品販売」「接客・給仕」「その他の運搬等」「飲食物調理」などで高い。また、多くの職種で他職種への再就職割合が上昇しており、特に「接客・給仕」「一般事務」「商品販売」「飲食物調理」「製品製造・加工処理」などでは、割合が上昇している。



資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計

- 1) 2020年1月～3月については、前職と現職が把握可能な52,731データの構成比を整理。同様に、2020年4月～10月については、146,809データの構成比を整理。
- 2) 右図の横軸の職種については、再就職前の職種を指している。
- 3) 「その他の専門的職業」とは、カウンセラーや個人教師（学習塾や家庭教師）などを含む。「その他のサービスの職業」とは、添乗員や観光案内人、葬儀師や火葬係などを含む。「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。

# ハローワークにおける他職種転換の際の就職先について（パート・女性）

- 2020年1月～3月と同年4月～10月を比べ他職種への再就職割合が上昇した主な職種（パート・女性）について、再就職後の職種別に再就職者全体に占める割合の変化をみると、例えば、
- ・「接客・給仕」では「一般事務」「清掃」「商品販売」「飲食物調理」「その他の運搬等」「製品製造・加工処理」の割合が上昇している。
  - ・「一般事務」では「清掃」「商品販売」「会計事務」「飲食物調理」「介護サービス」「製品製造・加工処理」の割合が上昇している。

（再就職後の職種の枠内中段は、再就職者全体に占める該当職種間で再就職者された方の割合。矢印元が1～3月の値、矢印先が4～10月の値。【 】内はその差。）

前職	再就職後の職種(上位6職種)			前職	再就職後の職種(上位6職種)		
接客・給仕	一般事務 0.67%→0.92% 【+0.25】	清掃 0.30%→0.53% 【+0.23】	商品販売 0.38%→0.59% 【+0.21】	飲食物調理	清掃 0.50%→0.68% 【+0.18】	商品販売 0.24%→0.35% 【+0.11】	製品製造・加工処理 0.33%→0.41% 【+0.08】
	飲食物調理 0.45%→0.64% 【+0.19】	その他の運搬等 0.21%→0.31% 【+0.10】	製品製造・加工処理 0.20%→0.30% 【+0.10】		その他のサービス 0.08%→0.14% 【+0.06】	一般事務 0.43%→0.46% 【+0.03】	運搬 0.06%→0.09% 【+0.03】
一般事務	清掃 0.35%→0.54% 【+0.19】	商品販売 0.51%→0.69% 【+0.18】	会計事務 0.73%→0.90% 【+0.17】	製品製造・加工処理	清掃 0.36%→0.50% 【+0.14】	商品販売 0.20%→0.32% 【+0.12】	飲食物調理 0.38%→0.48% 【+0.10】
	飲食物調理 0.57%→0.71% 【+0.14】	介護サービス 0.29%→0.40% 【+0.11】	製品製造・加工処理 0.39%→0.49% 【+0.10】		運搬 0.09%→0.15% 【+0.06】	その他の運搬等 0.27%→0.32% 【+0.05】	農業 0.07%→0.12% 【+0.05】
商品販売	清掃 0.45%→0.65% 【+0.20】	一般事務 1.37%→1.49% 【+0.12】	その他の運搬等 0.37%→0.47% 【+0.10】	営業・販売関連事務	一般事務 0.73%→0.90% 【+0.17】	会計事務 0.05%→0.09% 【+0.04】	その他の専門的職業 0.04%→0.07% 【+0.03】
	製品製造・加工処理 0.37%→0.46% 【+0.09】	飲食物調理 0.60%→0.67% 【+0.07】	その他の専門的職業 0.05%→0.12% 【+0.07】		飲食物調理 0.03%→0.06% 【+0.03】	製品製造・加工処理 0.02%→0.04% 【+0.02】	その他のサービス 0.02%→0.03% 【+0.01】

資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計

- 1) 2020年1月～3月については、前職と現職が把握可能な52,731データの構成比を整理。同様に、2020年4月～10月については、146,809データの構成比を整理。
- 2) 「その他の専門的職業」とは、カウンセラーや個人教師（学習塾や家庭教師）などを含む。「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。「その他のサービスの職業」とは、添乗員や観光案内人、葬儀師や火葬係などを含む。

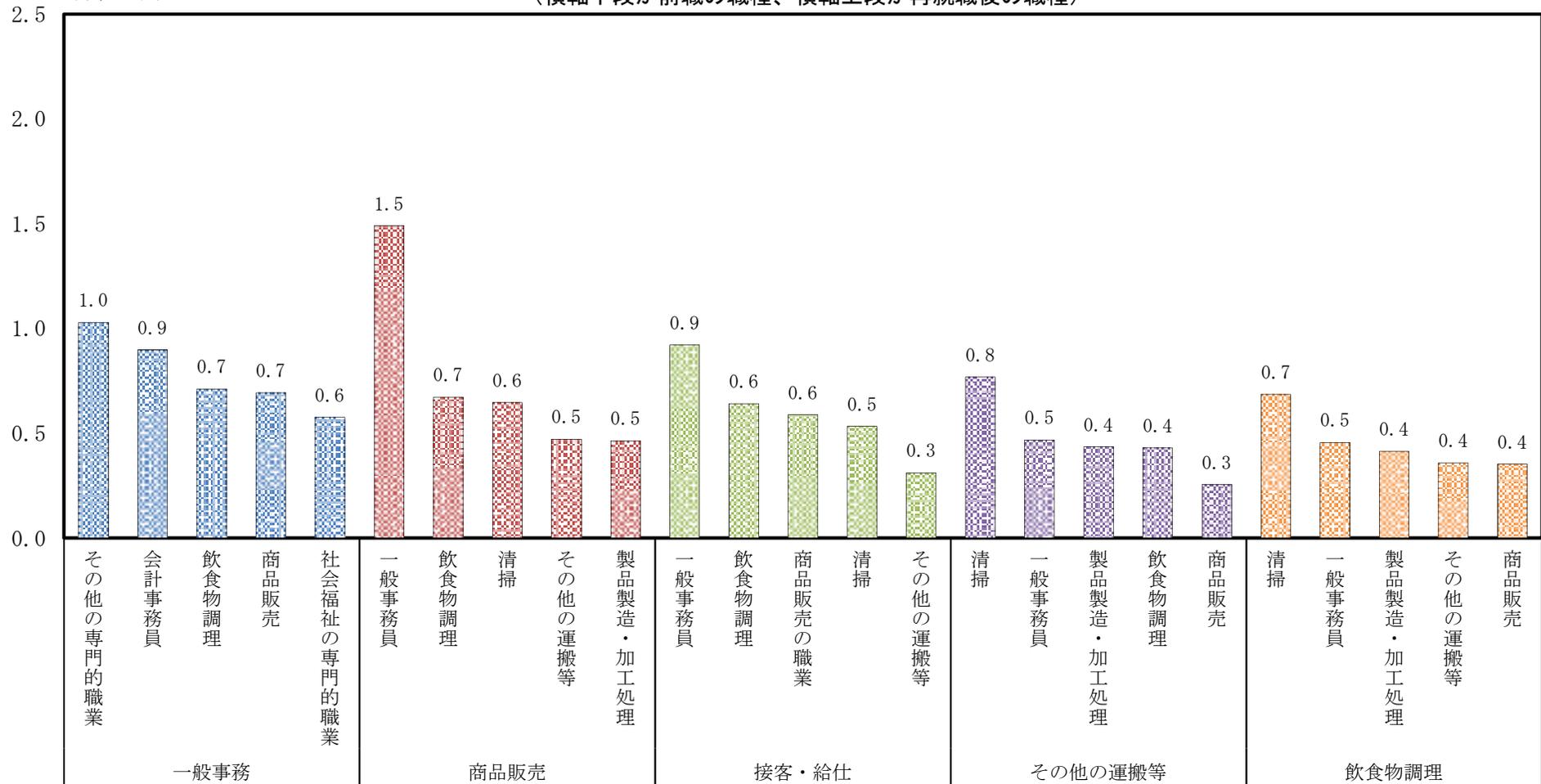
## (参考) ハローワークにおける他職種転換の際の就職先について (パート・女性)

- 2020年4月～10月における再就職者全体に占める他職種への再就職者の割合の高い上位5職種 (パート・女性) について、その再就職後の職種をみると、
- ・「一般事務」では、「その他の専門的職業」「会計事務員」などに他職種転換した割合が高い。
  - ・「商品販売」では、「一般事務」「飲食物調理」などに他職種転換した割合が高い。
  - ・「接客・給仕」では、「一般事務員」「飲食物調理」などに他職種転換した割合が高い。
  - ・「その他の運搬等」では、「清掃」「一般事務員」などに他職種転換した割合が高い。
  - ・「飲食物調理」では、「清掃」「一般事務員」などに他職種転換した割合が高い。

再就職者全体に占める他職種への再就職者の割合の高い上位5職種における他職種への転換先について (上位5職種)

(単位：%)

(横軸下段が前職の職種、横軸上段が再就職後の職種)



資料出所 ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計

1) 2020年4月～10月における、前職と現職が把握可能な146,809データの構成比を整理。

2) 「その他の専門的職業」とは、カウンセラーや個人教師 (学習塾や家庭教師) などを含む。「その他の運搬等の職業」とは、選別作業員や軽作業員などを含む。

## ポイントの小括③

※記載内容は、令和2年10月までの統計の動向を踏まえたものであることに留意。

- 足下では、転職者数の減少が続いているが、前職の離職理由(主な理由を1つ選択)として「人員整理・勧奨退職」を挙げる転職者数は、2020年以降に増加幅が拡大し、また、「会社倒産・事業所閉鎖」を挙げる転職者数も、2020年第Ⅲ四半期には、前年同期差がマイナスからプラスに転じた。
  
- 他方、リーマン・ショック後には、転職に要する離職期間の長期化がみられたが、2020年第Ⅲ四半期では、離職期間が「1か月以下」「2.3か月」であった転職者(過去1年間に就業)が、前年同期差でプラスとなっており、転職された場合の離職期間は比較的短いことがうかがえるが、引き続き注視が必要である。
  
- 労働力調査やハローワークにおける再就職の状況をみると、足下では、同業種間の転職が減少しており、他職へ再就職される方の割合も上昇している。  
性別や希望する雇用形態によって差異があるものの、「接客・給仕」「飲食物調理」では、他職に転換する方が増加しており、以下の転職先が増加している。
  - ・男性×常用では、「製品製造・加工処理」「商品販売」
  - ・男性×パートでは、「一般事務」「商品販売」「清掃」
  - ・女性×常用では、「一般事務」「介護サービス」「商品販売」
  - ・女性×パートでは、「一般事務」「清掃」「商品販売」

# 人材開発施策について

---

# 人材開発施策の概要

離職者訓練

## 公共職業訓練

- ◇対象：ハローワークの求職者 主に雇用保険受給者（無料（テキスト代等除く））
- ◇訓練期間：概ね3か月～2年
- ◇実施機関：国（ポリテクセンター）、都道府県（職業能力開発校）、民間教育訓練機関等（都道府県からの委託）
- ◇実績（令和元年度）
  - ・受講者数：施設内訓練32,568人、委託訓練71,687人
  - ・就職率：施設内訓練84.2%、委託訓練72.3%
- ◇令和3年度要求額：1,018億円（注1）

## 求職者支援訓練

- ◇対象：ハローワークの求職者 主に雇用保険を受給できない方（無料（テキスト代等除く））
- ◇訓練期間：2～6か月
- ◇実施機関：民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）
- ◇実績（令和元年度）※速報値：
  - ・受講者数：21,020人
  - ・就職率：基礎コース57.0%、実践コース62.9%
- ◇令和3年度要求額：158億円＋事項要求

在職者訓練

## 人材開発支援助成金

- ◇概要：職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援。
- ◇実績：
  - ・支給決定件数：57,019件（令和元年度）
- ◇令和3年度要求額：322億円

## 公共訓練施設における中小企業等の訓練支援

- ◇対象：中小企業等の在職労働者（有料）
- ◇訓練期間：概ね1日から5日
- ◇実施機関：国（ポリテクセンター・ポリテクカレッジ）、都道府県（職業能力開発校）
- ◇実績（令和元年度）
  - ・受講者数：施設内訓練120,604人、生産性向上支援訓練等（委託）50,866人
- ◇令和3年度要求額：（注1）

## 労働者の自発的な学び

### 教育訓練給付

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として支援（注2）

令和3年度要求額：428億円（注3）

- ◇専門実践教育訓練給付（注4）
  - 特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象
  - ・給付内容：受講費用の50%（上限40万円）  
要件を満たす場合は更に受講費用の20%（上限16万円）
  - ・対象講座数：2,500
  - ・受給者数：23,251人

- ◇特定一般教育訓練給付（注4）
  - 特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練受講を対象
  - ・給付内容：受講費用の40%（上限20万円）
  - ・対象講座数：406
  - ・受給者数：126人

- ◇一般教育訓練給付  
上記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象
- ・給付内容：受講費用の20%（上限10万円）
- ・対象講座数：11,020
- ・受給者数：90,776人

注2：対象講座数は、令和2年10月時点。

受給者数は、令和元年度実績。

注3：教育訓練給付を含む失業等給付費の令和3年度要求額は、前年度同額とし予算編成過程で調整することとなっている。

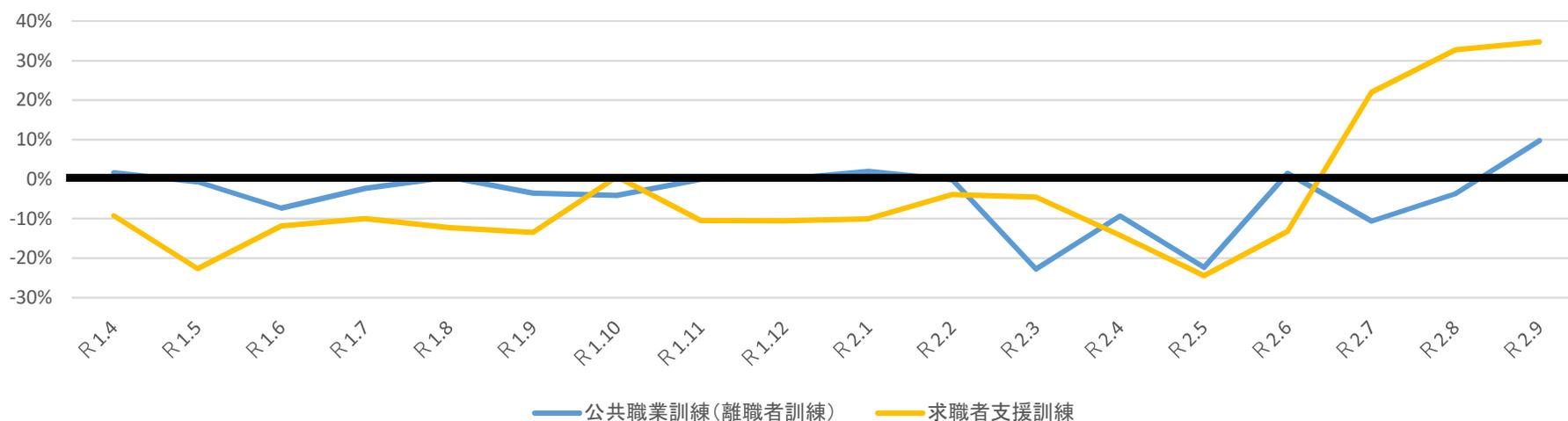
注4：経済産業大臣、文部科学大臣が認定したプログラムが含まれる。

（注1）公共職業訓練は、離職者訓練、在職者訓練等の予算の切り分けができないため、要求額については、離職者訓練に一括計上。

## 公的職業訓練の月別受講開始者数(対前年同月比)の推移

- ・月別受講開始者数(対前年度比)は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う一部休講により3月～5月は落ち込んだものの、求職者支援制度の受講開始者数(対前年度比)は、7月以降、増加に転じている。

公的職業訓練の月別受講開始者数（対前年同月比）の推移



単位：人

	R1.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	R1.9	R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9
公共職業訓練 (離職者訓練)	11,240	6,304	7,919	9,792	6,396	7,782	9,804	6,729	6,783	7,485	4,472	3,991	10,189	4,897	8,038	8,752	6,159	8,542
前年同月比	1.6%	-0.7%	-7.3%	-2.3%	0.5%	-3.5%	-4.1%	0.0%	0.0%	2.0%	-0.1%	-22.8%	-9.4%	-22.3%	1.5%	-10.6%	-3.7%	9.8%
求職者支援訓練	1,987	1,882	1,893	1,584	1,343	1,640	1,754	1,698	1,667	1,543	1,597	2,432	1,705	1,422	1,644	1,933	1,783	2,210
前年同月比	-9.2%	-22.6%	-11.8%	-10.0%	-12.3%	-13.5%	0.6%	-10.5%	-10.5%	-10.0%	-3.9%	-4.6%	-14.2%	-24.4%	-13.2%	22.0%	32.8%	34.8%

目指すべき社会像

- ① 新型コロナウイルス感染症の存在を前提とした職業訓練の構築とともに、Society5.0の実現に向けた社会実装や第4次産業革命（IoT、AI、ビッグデータ等）に伴う技術革新の進展等に対応したデジタル利活用人材の育成が進み、国際競争力の維持・向上を実現している社会
- ② 人生100年時代の到来による職業人生の長期化を見据え、労働者が在職中・離職中を問わず、若年のうちから主体的に自らの職業能力開発を継続的にいき、自身のライフステージに応じて、希望する職場で活躍し続けることができる社会
- ③ 将来的に日本型雇用慣行の変化やいわゆる「ジョブ型雇用」の動きが広がる中で、職業能力評価制度やジョブ・カード等の活用等が進み、労働市場インフラの機能強化が図られ、労働者一人ひとりが希望するライフスタイルを獲得しやすくなった社会
- ④ 特別な配慮が必要な人々が必要な訓練機会を確保でき、就職後もキャリア形成しやすい社会
- ⑤ デジタル技術の活用や技能五輪の誘致等を通じ、我が国に蓄積された優れた技能が世代間で継承され、活かされている社会

## 【今後の人材開発政策の基本的な方向性】

### Society5.0の実現に向けた人材の育成や「新たな日常」の下での職業訓練

- 第4次産業革命に対応した職業訓練プログラムの開発やデジタル技術を活用した業務効率化等を行える人材の育成、「新たな日常」の下での産業構造の転換を視野に入れたキャリアチェンジ支援
- あらゆる産業分野で働くすべての労働者に必要とされるITリテラシーの付与の推進
- 新型コロナウイルス感染症の存在を前提とした「新たな日常」に対応したオンラインやVR等の活用による職業訓練の充実・質の向上

#### 労働者の自律的・主体的なキャリア形成支援

- キャリアコンサルティングを利用しやすい環境整備
- 積極的な在職者の職業能力開発の推進
- 民間教育訓練機関による訓練サービスの質向上等への支援

#### 労働市場インフラの強化

- 能力評価制度の更なる活用、普及促進
- 職業情報の見える化（日本版O-netの活用）
- 経歴・プランを明示するジョブ・カードの在職中の活用

#### 特別な配慮が必要な方への支援

- 就職氷河期世代をはじめ、長期無業者、ひとり親等への長期的・継続的支援
- 中高年齢者、在職障害者、外国人留学生への職業能力開発・キャリア形成支援

#### 技能継承の促進

- デジタル技術を活用した技能継承
- 技能五輪国際大会等による気運醸成
- 学校教育と連携した技能体験イベントの実施

※今後、新型コロナウイルス感染症による産業・就業構造や働き方の変化が、特に人材開発分野に及ぼす影響を見極めていくべきである。

# 今後の人材開発政策の在り方に関する研究会報告書

## (「新たな日常」の下関連抜粋)

### 3. 具体的な取組

#### (1) Society5.0の実現に向けた人材の育成や「新たな日常」の下での職業訓練

##### (デジタル技術の進展に対応した職業訓練等の推進)

- Society5.0の実現に向け、IoT、センシング、ビッグデータ、AI、ロボットなど第4次産業革命に対応できる人材を育成するため、国はこれに対応したものづくり分野の職業訓練プログラムの開発と実施を進め、それによりIT等デジタル技術を活用した課題解決、業務効率化や他の業務領域との協力・連携を行える人材の育成を推進していく必要がある。あわせて、そのような人材育成に取り組む企業を支援する方策を強化していく必要があるほか、労働者の主体的なキャリア形成・職業能力開発を推進するため、教育訓練給付の活用促進にも引き続き取り組む必要がある。
- 社会全体のDXの加速化によりあらゆる産業分野におけるデジタル利活用人材のニーズの高まりが見込まれることから、全ての働く方々に必要とされるセキュリティや統計分析を始めとしたITリテラシーの付与を推進していく必要がある。
- テレワークを活用した在宅勤務等の浸透を踏まえた働き方の多様化、技術革新のスピードや社会全体のDXの加速化に対応するため、教育分野におけるEdTech（教育におけるAI、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組）の進展状況等も踏まえ、職業訓練分野にも新しい技術を積極的に取り入れていく必要がある。具体的には、単なるオンライン訓練の実施にとどまらず、VRやARなどのICTを活用した指導手法の開発や訓練生への個別対応などにより、職業訓練の質の向上に取り組んでいくことが必要である。なお、EdTechで進展するような新しい技術は、時間や費用のメリットだけでなく、どのような学習が自分の目指すキャリアに適切なのか分からないといった課題にも対応できる可能性があることから、自己啓発をオンライン上で行う機会を大きく増加させる可能性も期待される。

##### (「新たな日常」と雇用情勢の変化に対応した職業訓練機会の提供)

- 一人ひとりの希望や能力や価値観等に応じた多様な働き方の選択ができ、誰もが活躍できる全員参加型社会の実現のため、すべての者が少しずつであってもスキルアップしていくことが必要である一方で、今後の雇用情勢の更なる変化に備えて、職業訓練をはじめとする人材開発施策を通じた速やかな再就職支援や雇用維持に万全を期す必要がある。
- 「新たな日常」や訓練機会の乏しい地域における対応の一環として、オンラインによる訓練の一層の普及を図り、その活用を推進する方策を検討する必要がある。その際には、公共職業訓練施設への通所により得られる効果を残しつつ、オンラインとの適切な組み合わせにより、訓練の効果を最大化する工夫が必要である。
- また、公共職業訓練及び求職者支援訓練において、労働者の解雇や雇止め等が起きた場合に必要な訓練機会を確保し、その周知広報を行うとともに、地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定を促進することが必要である。
- なお、「新たな日常」への対応も含め、民間企業が実施している人材育成の好事例を周知していくことが必要である。

# 今後の人材開発政策の在り方に関する研究会報告書

## (「新たな日常」の下関連抜粋)

### 4. 最後に

一方で、本研究会の中盤以降に生じた新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、社会全体のDXの加速化等による産業・就業構造や働き方等の変化が、現在進行形で大きく進んでいる状況にある。

本研究会としては、例えば現時点で考えられる課題や留意点として、以下に掲げるものがあると認識している。こうした点も含め、今後新型コロナウイルス感染症が特に人材開発分野に及ぼす影響を見極めた上で、厚生労働省において更なる検討を深めていくことを期待する。

- 新型コロナウイルス感染症を契機に、デジタル化のスピードが更に加速し、それに伴い労働者も従前よりもスピーディにリスキリングすることが求められることになることが予想される。
- デジタル化のスピードも含め、社会やその求めるスキルの変化が激しくなれば、対応できる企業・個人と対応が困難な企業・個人の2極化が懸念される。今後、企業や個人への支援の在り方について、在職者訓練、離職者訓練のそれぞれにおいて、その支援の在り方についてもあらためて検討が求められる可能性がある。
- また、今後の企業内における人材育成に与える影響を注視する必要がある。オンラインでの業務や教育訓練が可能であっても、新規学卒者や転職者などの新たに入社した方へのOJTの課題などにも目を向けるべきである。
- テレワークを活用した在宅勤務のより一層の普及が予想されるが、テレワーク等を行うに当たっては、これまでの働き方と異なるために、対応できる人と対応ができない人との差が明確になってくる可能性もあり、特に対応できない方々への教育訓練の必要性も考えていくべきである。
- IT分野などでは非対面業務だけで業務が完結するようになった職種も存在する。こうした職種の中には、すでに教育訓練についてもオンラインにシフトし、高い効果をあげている例もあり、今後、国や企業等は、こうした先進事例を参考にしつつ、職業訓練や企業内研修を進めていく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の影響は、特に非正規雇用労働者の雇用の減少につながることを想定した対応が必要である。
- 加えて、社会の生活インフラを支えるエッセンシャルワーカー(医療・福祉・物流等)の重要性が再認識される中で、こうした職種の担い手を確保していくことが重要である。
- このほか、新型コロナウイルス感染症の影響で離職した方に再び働く意欲を持ってもらうためにも、教育訓練は重要である。

## 公共職業訓練(離職者訓練)の実施状況【令和元年度】①

### ○受講者数及び就職率

	合計		高齢・障害・求職者雇用支援機構		都道府県	
	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率
離職者訓練	104,255人	—	25,933人	—	78,322人	—
うち施設内訓練	32,568人	84.2%	25,933人	85.5%	6,635人	80.5%
うち委託訓練	71,687人	72.3%	—	—	71,687人	72.3%

注1:就職率については、令和元年度に修了した訓練コースの訓練修了3ヶ月後の就職状況。

## 公共職業訓練(離職者訓練)の実施状況【令和元年度】②

### ○分野別実施状況

分野別	受講者数 (合計)	施設内訓練						委託訓練					
		合計		高齢・障害・求職者 雇用支援機構		都道府県		合計		高齢・障害・求職者 雇用支援機構		都道府県	
		受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率
農業・林業系	962人	555人	87.9%	0人	-	555人	87.9%	407人	73.2%	0人	-	407人	73.2%
建設系	6,107人	5,772人	84.2%	4,628人	85.8%	1,144人	78.5%	335人	59.7%	0人	-	335人	59.7%
製造系	11,662人	11,568人	84.2%	10,258人	84.6%	1,310人	81.3%	94人	70.0%	0人	-	94人	70.0%
事務系	31,104人	749人	88.2%	525人	91.3%	224人	81.8%	30,355人	72.3%	0人	-	30,355人	72.3%
情報系	22,975人	255人	73.5%	20人	75.0%	235人	73.4%	22,720人	69.5%	0人	-	22,720人	69.5%
サービス系	15,931人	9,820人	84.8%	7,779人	86.0%	2,041人	80.8%	6,111人	67.2%	0人	-	6,111人	67.2%
介護系	11,102人	835人	85.4%	0人	-	835人	85.4%	10,267人	82.3%	0人	-	10,267人	82.3%
その他	4,412人	3,014人	55.2%	2,723人	-	291人	55.2%	1,398人	74.9%	0人	-	1,398人	74.9%
総計	104,255人	32,568人	84.2%	25,933人	85.5%	6,635人	80.5%	71,687人	72.3%	0人	-	71,687人	72.3%

注1:就職率については、令和元年度に修了した訓練コースの訓練修了3ヶ月後の就職状況。

## 求職者支援制度の実施状況【令和元年度】

### ○受講者数及び就職率

合計		基礎コース		実践コース	
受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率
21,020人	—	5,753人	57.0%	15,267人	62.9%

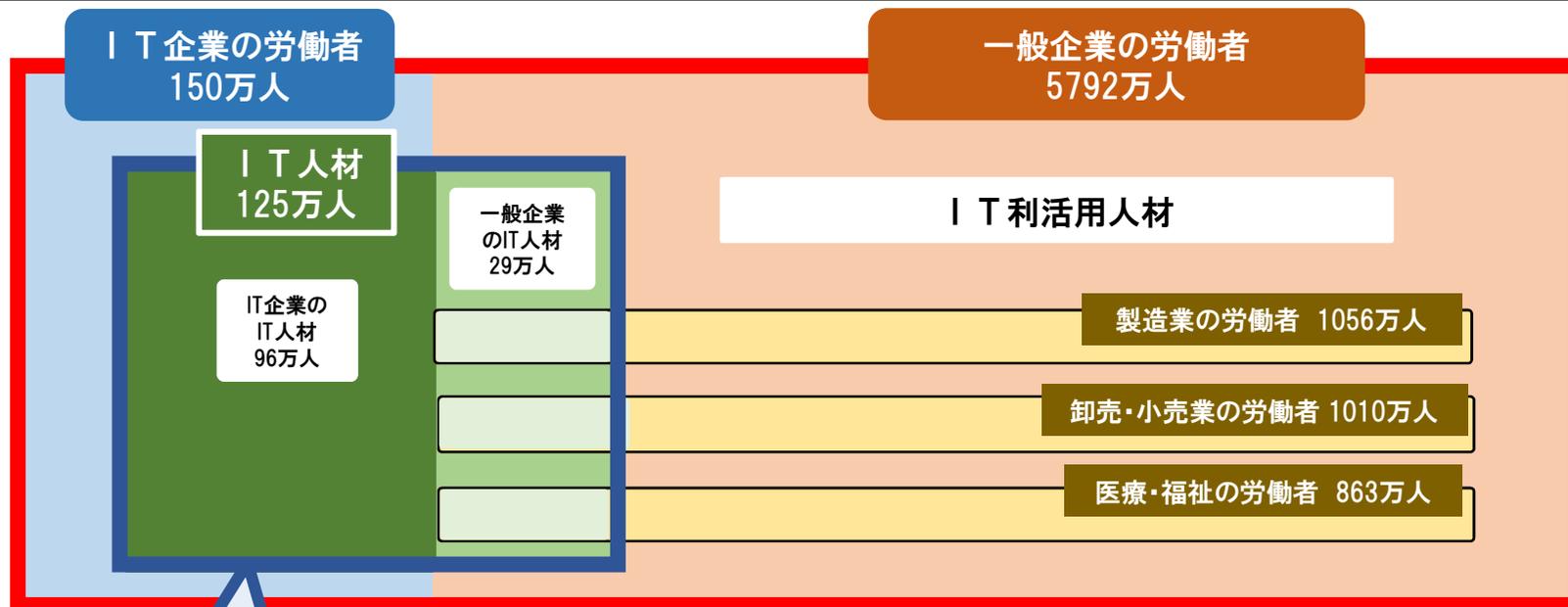
### ○分野別実施状況(実践コース)

	受講者数	就職率
IT	1,846人	63.5%
営業・販売・事務	4,826人	60.5%
医療事務	1,031人	64.0%
介護福祉	1,303人	73.3%
デザイン	3,203人	61.0%
その他	3,058人	63.2%
合計	15,267人	62.9%

注1:就職率は、令和元年4月から令和2年2月末までに終了した訓練コースの訓練終了3ヶ月後の就職実績。

# IT関連の職業訓練等について

- IT関連の職業訓練については、IT人材及び一般労働者に対して以下の支援を実施。
  - ・ 企業が行う教育訓練や労働者の自発的学び直しへの経済的支援
  - ・ 一般労働者を対象とした、IT利活用に必要なパソコン実務やITリテラシーに係る訓練
  - ・ 生産技術者等を対象とした、IoT等の第4次産業革命関連技術に係る訓練



## 高度なIT人材の育成 (企業内訓練の高度化や高等教育等の受講支援)

- 人材開発支援助成金(令和3年度からはITSSLレベル3及び4の訓練は特に高率助成の対象とする予定。)**【在職者】**
- 教育訓練給付(専門実践、特定一般)**【在職者・離職者】**
- 委託訓練、求職者支援訓練においてJAVAプログラミング能力認定試験等に向けた訓練を実施(ITSSLレベル1相当)**【離職者】**

## IT利活用人材の育成(公的職業訓練においても対応強化)

- 委託訓練(実務に役立つIT活用力習得コース等)**【離職者】**
- 求職者支援訓練(ビジネスパソコン実践科、ITオフィス経理科等)**【離職者】**
- IT理解・活用力セミナー**【在職者】**
- 生産性向上支援訓練**【在職者】**
- 人材開発支援助成金**【在職者】**
- 教育訓練給付(一般)**【在職者・離職者】**

(注1) IT人材の数は、「IT人材白書2020」(独立行政法人情報処理推進機構)における推定値  
 (注2) 一般企業の各労働者数は令和2年7月時点の雇用労働者数(労働力調査)  
 (注3) IT企業は日本標準産業分類における「情報サービス業」「インターネット付随サービス業」に該当する企業

# 生産性向上人材育成支援センターにおける中小企業等の人材育成を支援する取組

人手不足の深刻化や技術革新の進展の中で、中小企業等が事業展開を図るためには、従業員を育成するとともに、企業が生み出す付加価値（労働生産性）を高めていくことが必要。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構では、全国87か所のポリテクセンター等に「生産性向上人材育成支援センター」を設置し、企業の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成に必要な支援を一貫して実施。

## 支援の流れ

### 1. 人材育成に関する相談

担当者が企業を訪問して人材育成に関する課題や方策等を整理

### 2. 人材育成プランの提案

課題等に合わせて以下のメニューの中から最適なプランを提案

### 3. 職業訓練の実施

企業の人材育成プランに応じて職業訓練の実施や指導員を派遣

#### 高度な技能・技術の習得を支援 (在職者訓練)

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、“ものづくり分野”を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施。

○訓練日数  
概ね2～5日（12～30時間）

○受講料（1人あたり平均）  
13,000円程度

○主な訓練分野

- 【機械系】
- ・機械設計 ・機械加工 ・溶接加工
- 【電気・電子系】
- ・電子回路設計 ・電気設備保全
- ・IoT技術の活用
- 【居住系】
- ・建築設計 ・建築製図
- ・施工管理



#### 生産性向上に必要な知識等の習得を支援 (生産性向上支援訓練)

中小企業等の生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる“生産管理、IoT、クラウドの活用”などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

○訓練日数  
概ね1～5日（6～30時間）

○受講料（1人あたり）  
3,300円～6,600円

○主な訓練分野

- 【生産・業務プロセスの改善】
- ・生産管理・品質管理・流通・物流
- ・IoT活用によるビジネス展開
- ・クラウド活用入門
- 【横断的課題】
- ・組織マネジメント
- 【売上げ増加】
- ・マーケティング



#### IT理解・活用力の習得を支援 (IT活用力セミナー)

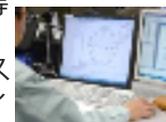
第4次産業革命による技術革新に対応するために、中小企業や製造現場等で働く人を対象としたITの活用や情報セキュリティなどのIT理解・活用力習得のための訓練コースを、民間機関等を活用して実施。

○訓練日数  
概ね0.5～3日（3～18時間）

○受講料（1人あたり）  
2,200円～5,500円

○主な訓練分野

- 【IT理解】
- ・新技術動向 ・業務のIT化 等
- 【ITスキル・活用】
- ・表計算 ・文書作成
- ・ホームページ 等
- 【IT倫理】
- ・コンプライアンス
- ・情報セキュリティ



#### 職業訓練指導員の派遣 施設・設備の貸出

「研修したいが講師がない」「研修したいが機械を止められない」「研修場所がない」といった企業の要望に応じて、機構の職業訓練指導員（テクニインストラクター）を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の機構施設・設備（会議室、実習場及び訓練用設備・機器）の貸出しを実施。



J E E Dホームページ  
生産性センターの支援メニューを紹介しています。

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援。

	専門実践教育訓練給付 (2014年10月制度開始) ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	特定一般教育訓練給付 (2019年10月制度開始) ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	一般教育訓練給付 (1998年12月制度開始) ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象＞
給付内容	○ 受講費用の <b>50%</b> (上限年間 <b>40万円</b> ) を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の <b>20%</b> (上限年間 <b>16万円</b> ) を追加支給。	○ 受講費用の <b>40%</b> (上限 <b>20万円</b> ) を受講修了後に支給。	○ 受講費用の <b>20%</b> (上限 <b>10万円</b> ) を受講修了後に支給。
支給要件	在職者又は離職後1年以内 (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内) の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は2年以上)		
対象講座数	2,500講座 (2020年10月時点) 累計新規指定講座数 3,853講座 <small>※平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数</small>	406講座 (2020年10月時点)	11,020講座 (2020年10月時点)
受給者数	23,251人 (2019年度実績) / 71,442人 (制度開始～2019年度) <small>※いずれも初回受給者数。速報値</small>	126人 (2019年度実績) ※速報値	90,776人 (2019年度実績) ※速報値
対象講座指定要件 (講座の内容に関する主なもの)	<p><b>次の①～⑦の類型のいずれかに該当し (【】内は講座期間・時間要件) かつ、類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。</b></p> <p>① <b>業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程</b>  <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</small>  <small>(看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等) 【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間 (法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む。】</small></p> <p>② <b>専門学校等の職業実践専門課程等 (キャリア形成促進プログラムを含む) ※5</b> 就職・在職率の実績が一定以上  <small>(商業実務、経理・簿記等) 【2年 (キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満)】</small></p> <p>③ <b>専門職大学院 (MBA等)</b>  <small>【2年以内 (資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間)】</small>  <small>就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</small></p> <p>④ <b>職業実践力育成プログラム (子育て女性のリカレント課程等) ※1</b>  <small>【正規課程：1年以上2年以内、特別の課程：時間が120時間以上かつ期間が2年以内】</small>  <small>就職・在職率 (口頭報告にあっては、就職・在職率及び定員充足率) の実績が一定以上</small></p> <p>⑤ <b>一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</b>  <small>(情報処理安全確保支援士等) ※2</small>  <small>【時間が120時間以上 (ITSSLレベル相当4以上のものに限り300時間以上) かつ期間が2年以内】</small>  <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</small></p> <p>⑥ <b>第四次産業革命スキル習得講座 (AI、IoT等) ※4</b>  <small>【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】</small> 就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>⑦ <b>専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 ※5</b>  <small>【専門職大学・学科：4年、専門職短期大学・学科：3年以内】</small>  <small>就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</small></p> <p><small>※1：2016年4月から適用 ※2：2016年10月から適用 ※3：2017年10月から適用                  ※4：2018年4月から適用 ※5：2019年4月から適用</small></p>	<p><b>次の①～③の類型のいずれかに該当し、かつ、類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。</b></p> <p>① <b>業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程(※)又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等</b>  <small>(介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む)                  ※ 専門実践教育訓練の①に該当するものを除く。</small>  <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</small></p> <p>② <b>情報通信技術に関する資格のうちITSSL2以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</b>  <small>(120時間未満のITSSLレベル3を含む)                  ※ 専門実践教育訓練の⑤に該当するものを除く。</small>  <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</small></p> <p>③ <b>短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム</b>  <small>※ 専門実践教育訓練の②・④に該当するものを除く。                  就職・在職率の実績が一定以上</small></p> <p>※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学制：期間が1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上</li> <li>・ 通信制：3ヶ月以上1年以内</li> </ul>	<p><b>次の①又は②のいずれかに該当する教育訓練を指定。</b></p> <p>① <b>公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</b></p> <p>② ①に準じ、<b>訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの (民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等)</b></p> <p>※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学制：期間が1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上</li> <li>・ 通信制：3ヶ月以上1年以内</li> </ul> <p>指定講座例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸送・機械運転関係 (大型自動車、建設機械運転等)</li> <li>○ 医療・社会福祉・保健衛生関係 (同行援助従事者研修等)</li> <li>○ 専門的サービス関係 (社会保険労務士、税理士、司法書士等)</li> <li>○ 情報関係 (プログラミング、CAD、ウェブデザイン等)</li> <li>○ 事務関係 (簿記、英語検定等)</li> <li>○ 営業・販売・サービス関係 (宅地建物取引主任者等)</li> <li>○ 技術関係 (建築施工管理技士検定、電気主任技術者等)</li> <li>○ 製造関係 (技能検定等)</li> <li>○ その他 (大学院修士課程等)</li> </ul>

# 人材開発支援助成金

○職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：( )内は中小企業事業主以外	
				生産性要件を満たす場合
特定訓練コース	令和3年度からはTSSレベル3及び4の訓練を高率助成の対象とする予定 ・事業主 ・事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成	OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)% (※2)】 賃金助成：760(380)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円/時・人	OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)% (※2)】 賃金助成：960(480)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円/時・人
一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人
特別育成訓練コース(※3)	・事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：760(475)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人	OFF-JT 経費助成：実費 (※4) 賃金助成：960(600)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人
教育訓練休暇付与コース	・事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成：30万円	定額助成：36万円
		・事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成	経費助成(定額)：20万円 賃金助成<有給の場合に限る>：6,000円/日・人	経費助成(定額)：24万円 賃金助成<有給の場合に限る>：7,200円/日・人

- ※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練
- ※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合  
 ・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合
- ※3 ・非正規雇用労働者が対象
- ※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)
- ※5 ・通信制(eラーニングを含む)の場合は、経費助成のみ対象とする

# リカレント教育の充実に関する関係省庁の施策

関係省庁の役割分担の下、各施策を有機的に連携・充実し、個人のキャリアアップ・キャリアチェンジ、企業の競争力向上に資するリカレントプログラムの開発・展開を促進。

## 労働者・求職者の職業の安定に資するための職業能力開発、環境整備のための支援

厚生労働省

- **一人ひとりのライフスタイルに応じたキャリア選択の支援**
  - ・キャリアコンサルティングの充実（キャリア形成サポートセンターの整備等）
- **労働者・求職者のリカレント教育機会の推進**
  - ・IT理解・活用力習得のための職業訓練の実施
  - ・企業の実情に応じた中高年齢層向け訓練の実施
  - ・雇用保険に加入できない短時間労働者等のための短期間・短時間職業訓練の実施
  - ・企業がeラーニングを活用して従業員に対して行う教育訓練への助成
  - ・**教育訓練給付制度の実施**
  - ・教育訓練の指導人材の育成
- **学び直しに資する環境の整備**
  - ・教育訓練休暇制度を導入した企業への助成
  - ・新規かつ実践的で雇用対策として効果的で必要性の高い教育訓練プログラムの開発 等

教育訓練給付の対象として指定(※)

(※) 厚生労働大臣が定める要件を満たしたもの

## 我が国の競争力強化に向けた環境・機運の醸成

経済産業省

- **価値創出の源泉である人材力の強化・最適活用の実現**
  - ・「人生100年時代の社会人基礎力」の策定
  - ・中小企業における海外展開を担う人材の育成を支援
  - ・社会課題の解決を通じた実践的能力開発プログラムの開発
- **IT・IT利活用分野の拡充支援**
  - ・IT人材育成・スキル転換促進
  - ・(第四次産業革命スキル習得講座認定制度の大臣認定講座数の拡充)
  - ・ITスキル評価のための国家試験の実施 等

## 実践的な能力・スキルの習得のための大学・専門学校等を活用したリカレント教育プログラムの充実

文部科学省

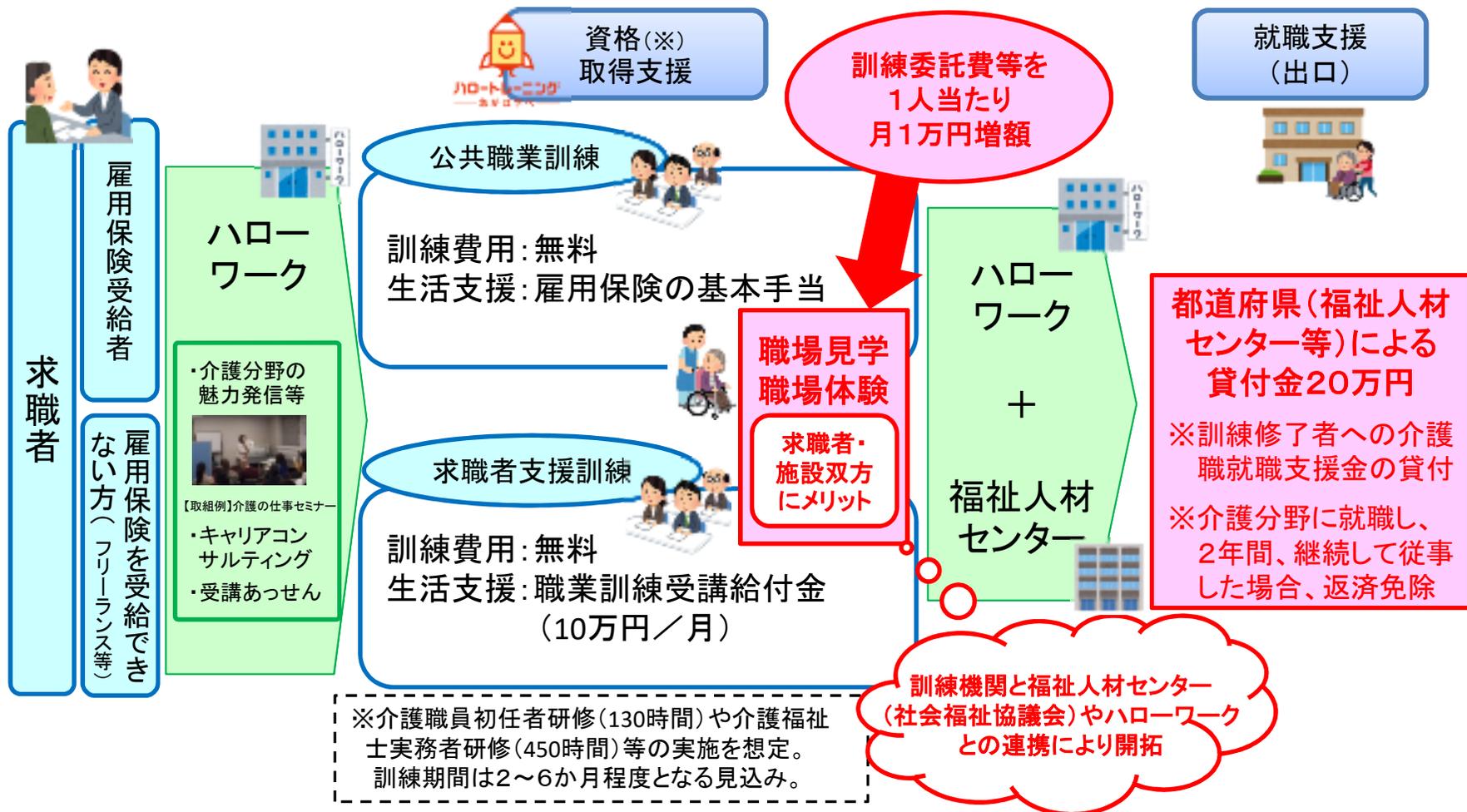
- **大学等の教育機関における「リカレントプログラム」の拡充に向けた支援**
  - ・産学連携による実践的なプログラム開発支援（短期、オンライン含む）
  - ・実務家教員やリカレント教育推進のための専門人材の育成
  - ・実践的短期プログラムに対する大臣認定の促進（職業実践力育成プログラム（BP）、キャリア形成促進プログラム）等
- **リカレント教育推進のための学習基盤の整備**
  - ・女性のキャリアアップに向けた学び直しとキャリア形成の一体的支援
  - ・社会人向け講座情報へのアクセス改善 等

## 雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援パッケージ

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護分野<sup>(注)</sup>における人材確保を支援するため、

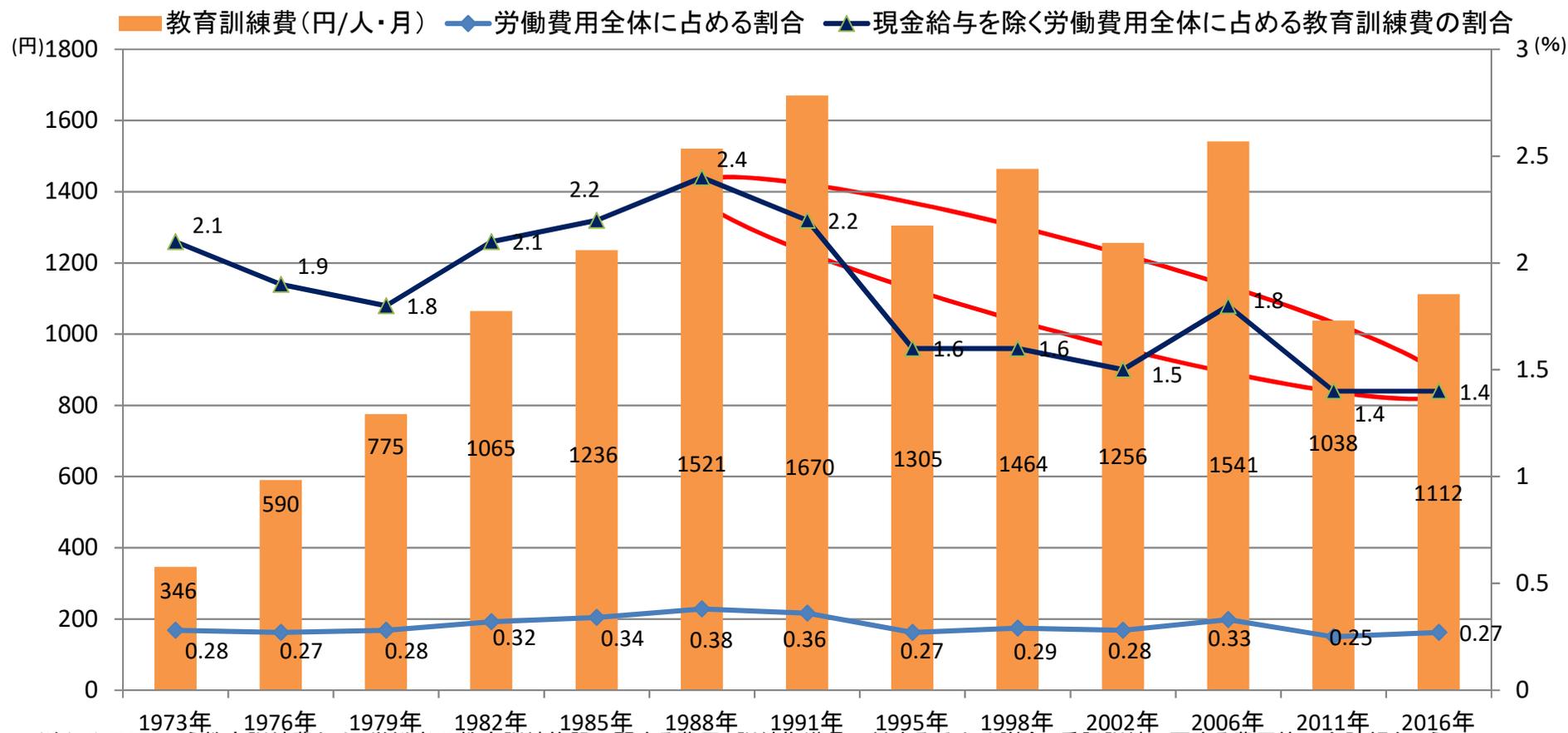
- ・ ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援
- ・ 介護分野向け訓練枠の拡充、訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ
- ・ 福祉人材センター等による介護分野に就職した訓練修了者への貸付金制度の創設等を実施する。

(注)介護分野には、障害福祉分野も含む。



## 企業の支出する教育訓練費の推移

○ 民間企業における現金給与を除く労働費用に占める教育訓練費の割合の推移をみると、80年代においては一貫して上昇していたが、90年代以降低下・横ばい傾向にある。



(注) 1) ここでいう教育訓練費とは、労働者の教育訓練施設に関する費用、訓練指導員に対する手当や謝金、委託訓練に要する費用等の合計額をいう。  
2) 現金給与以外の労働費用には、退職金等の費用、現物給与の費用、法定福利費、法定外福利費、募集費、教育訓練費、その他の労働費用が含まれる。

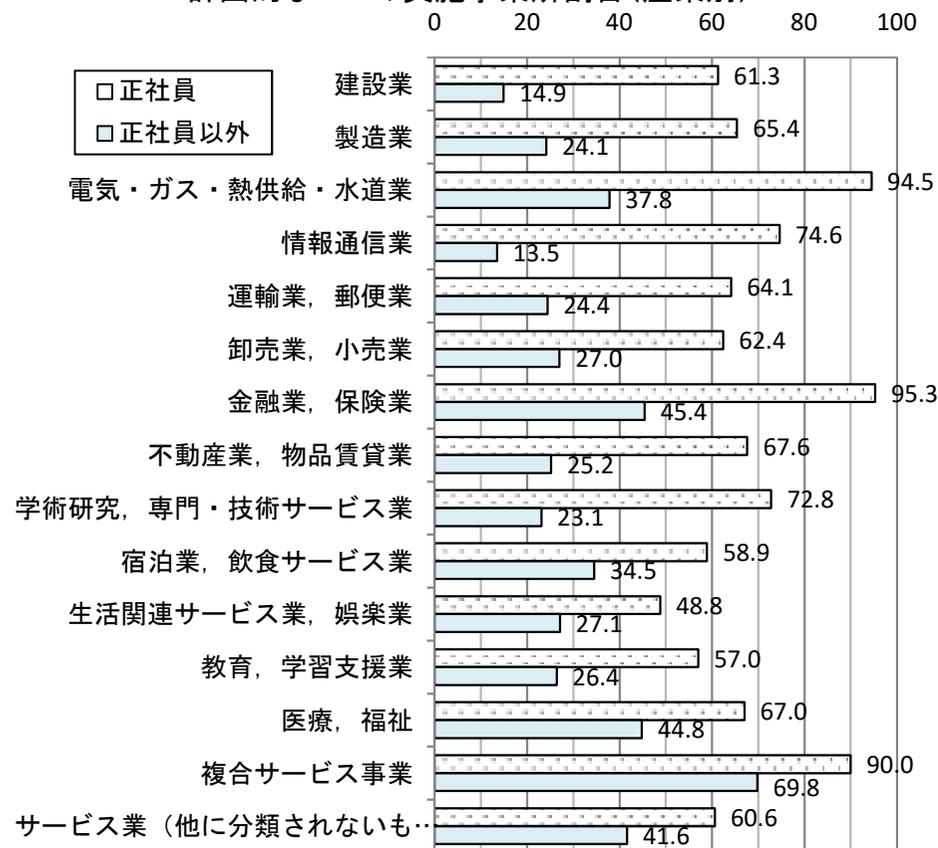
資料出所: 労働省「労働者福祉施設制度等調査報告」、「賃金労働時間制度等総合調査報告」、厚生労働省「就労条件総合調査報告」(抽出調査)

# 計画的なOJT及びOFF-JTの実施状況(産業別)

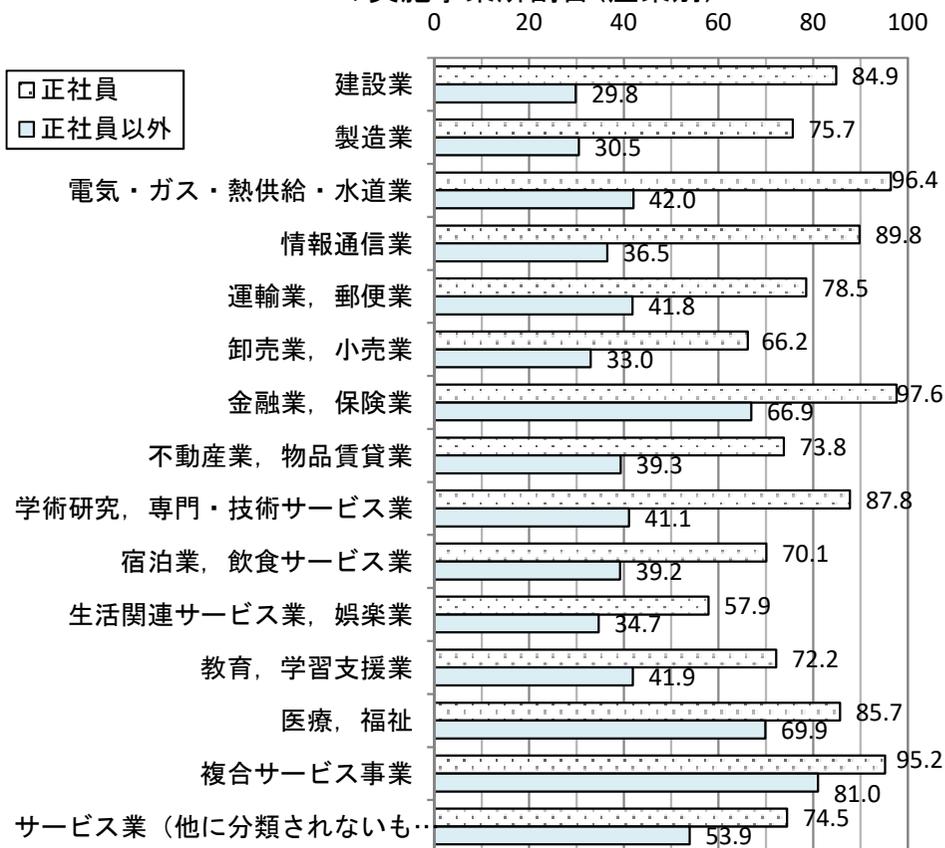
## 【事業所調査】

- 計画的なOJTについて、正社員では、「金融業、保険業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「複合サービス事業」で実施率が高く、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「宿泊業、飲食サービス業」などで低くなっている。正社員以外では、「複合サービス事業」が69.8%と最も実施率が高く、「金融業、保険業」がこれに次いで高くなっているが、5割を下回っている。また、「情報通信業」、「建設業」が20%以下と低くなっている。
- OFF-JTについて、正社員に対しては、「金融業、保険業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「複合サービス事業」で高く、「生活関連サービス業、娯楽業」、「卸売業、小売業」で低くなっている。正社員以外に対しては、「複合サービス事業」、「医療、福祉」、「金融業、保険業」で高く、「建設業」、「製造業」、「卸売業、小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」などで低くなっている。

計画的なOJTの実施事業所割合(産業別) (%)



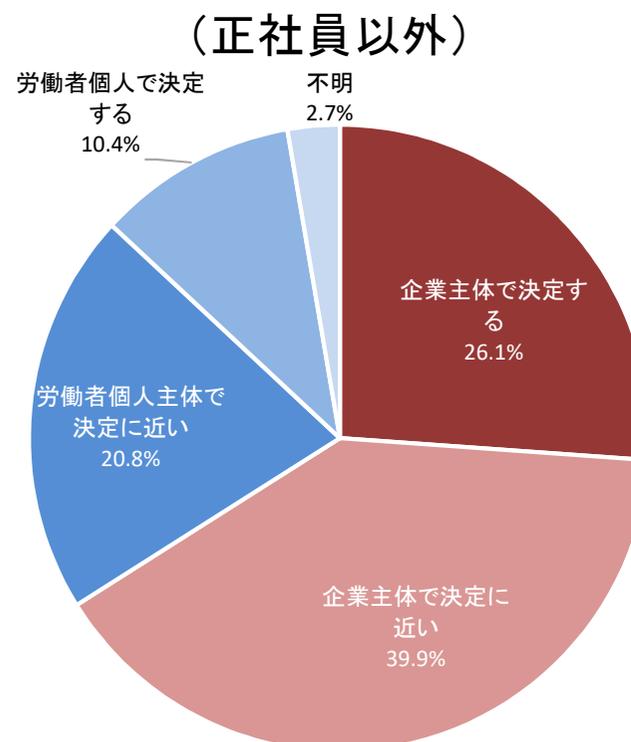
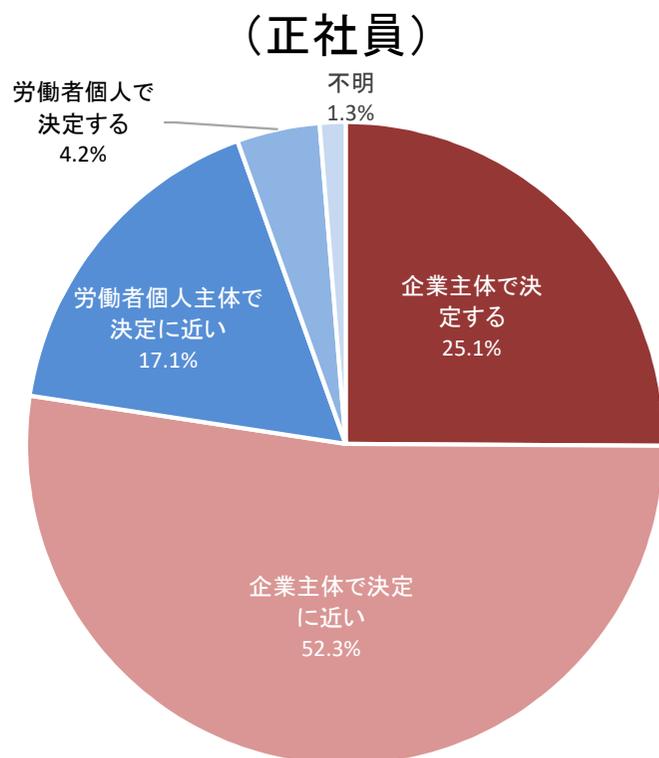
OFF-JTの実施事業所割合(産業別) (%)



# 能力開発の責任主体

## 【企業調査】

○ 能力開発の方針を決定する主体は、正社員、正社員以外ともに、「企業主体」とする割合が「労働者個人を主体」とするよりも高い。



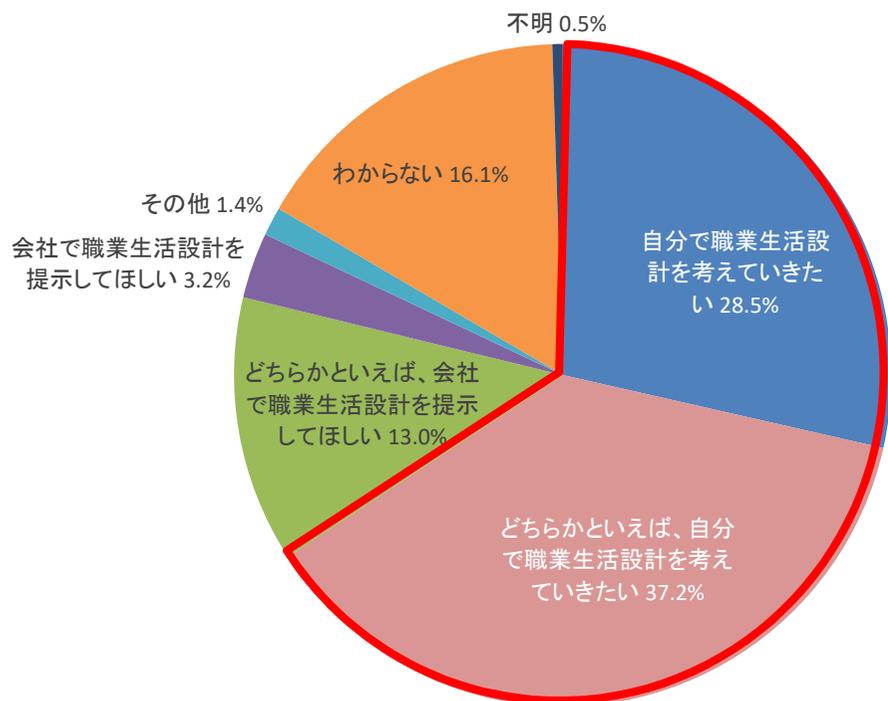
資料出所：厚生労働省「平成30年度能力開発基本調査」(調査対象年度は平成29年度)

# 職業生活設計の考え方

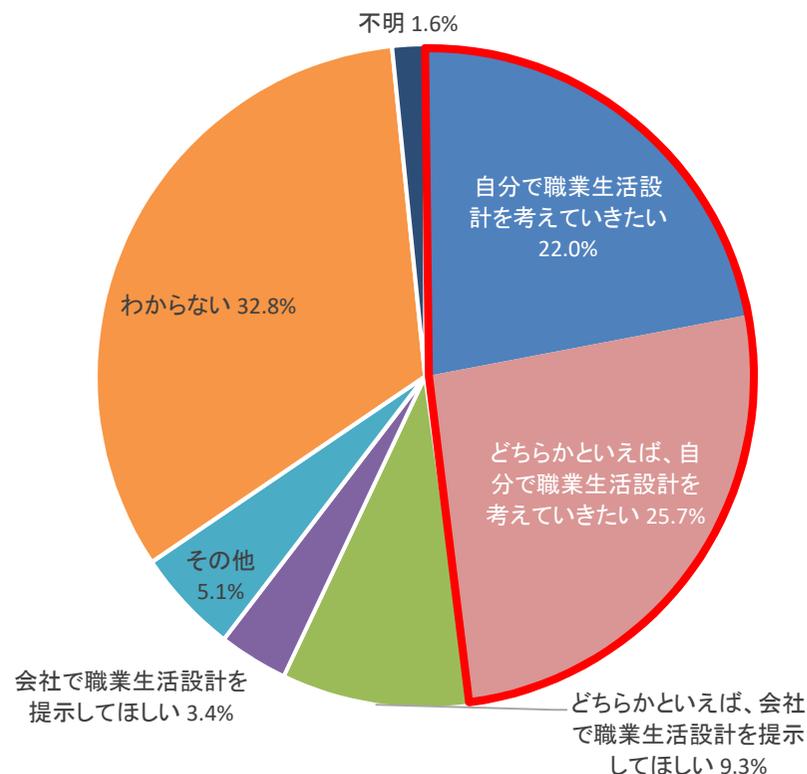
## 【個人調査】

○ 自分自身の職業生活設計について、正社員では、主体的に職業生活設計を考えたい(「自分で職業生活設計を考えていきたい」+「どちらかといえば、自分で職業生活設計を考えていきたい」とする割合が約7割、正社員以外では、約5割である。

(正社員)



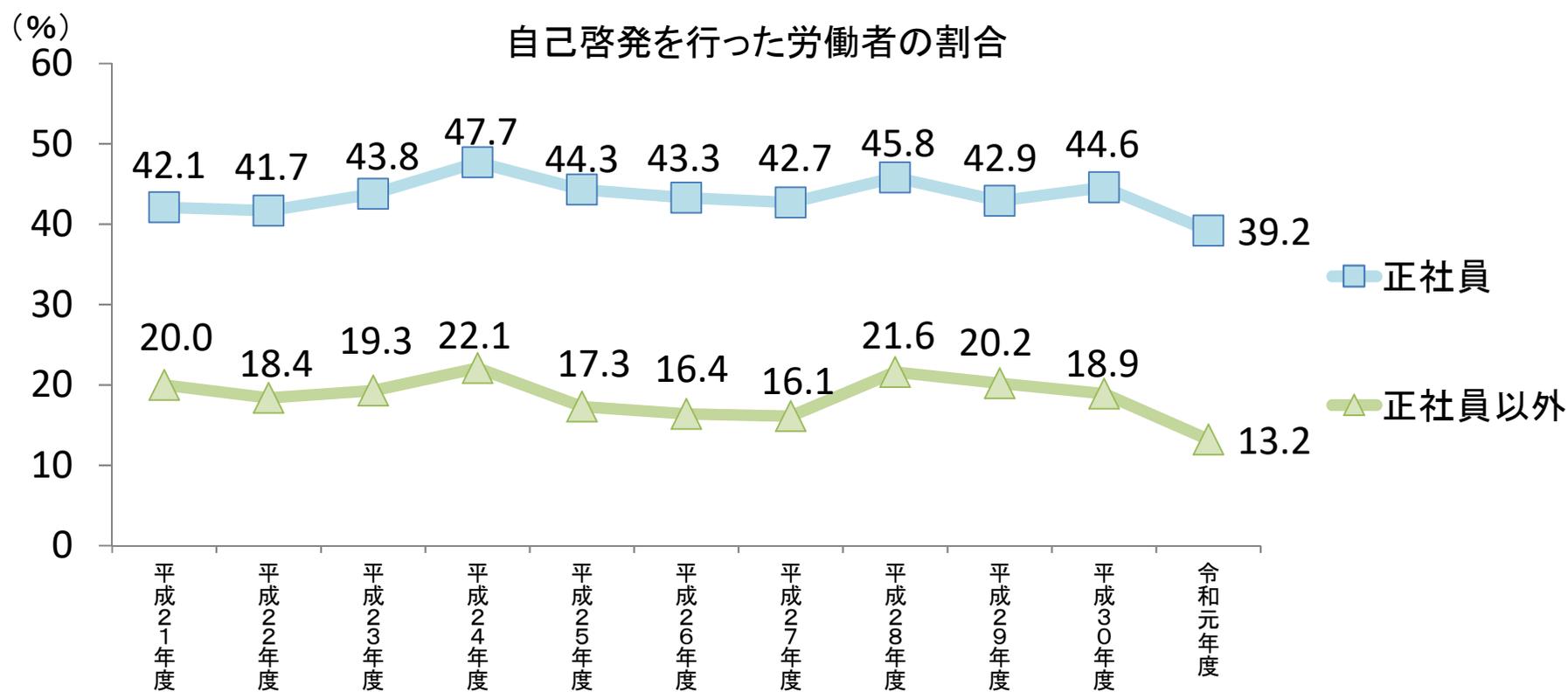
(正社員以外)



## 自己啓発を行った労働者の割合

### 【個人調査】

- 自己啓発を行った労働者の割合は、
  - ・ 正社員の方が、正社員以外より高い。
  - ・ 正社員は平成21年度から30年度まで40%以上で推移していたが、令和元年度は40%未満となった。正社員以外の令和元年度の割合も平成21年度以降で最も低くなった。



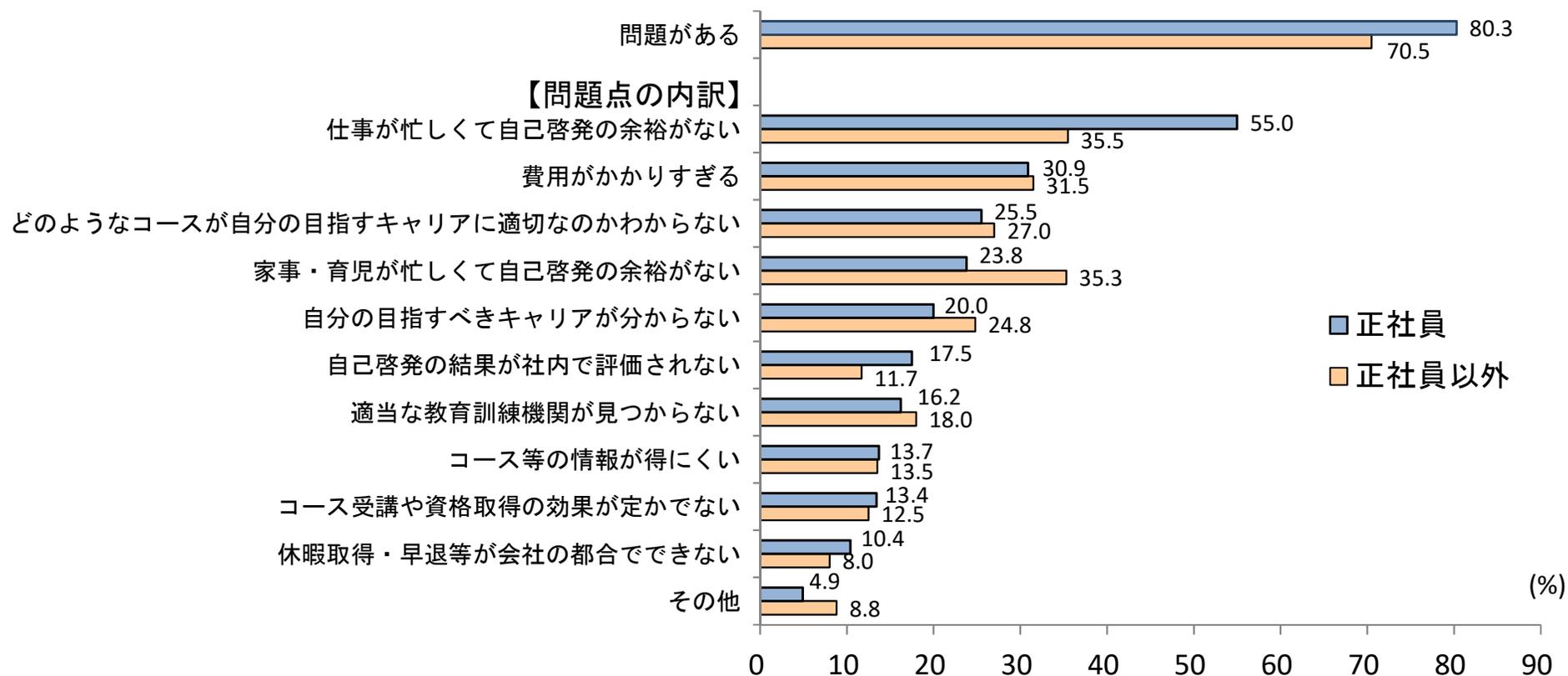
資料出所：厚生労働省「平成21～30年度、令和元年度能力開発基本調査」(調査対象年度は平成20～30年度)

# 自己啓発を行う上での問題点

## 【個人調査】

- 正社員・正社員以外ともに7割以上が自己啓発に問題があると回答。  
その理由としては、「仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない」、「費用がかかりすぎる」という回答の割合が高い。
- 特に正社員は、仕事が忙しいことを理由にあげる者が多い。正社員以外では、家事・育児が忙しいことを理由にあげる者が多い。

自己啓発を行う上で問題があるとした労働者及びの問題点の内訳(複数回答)

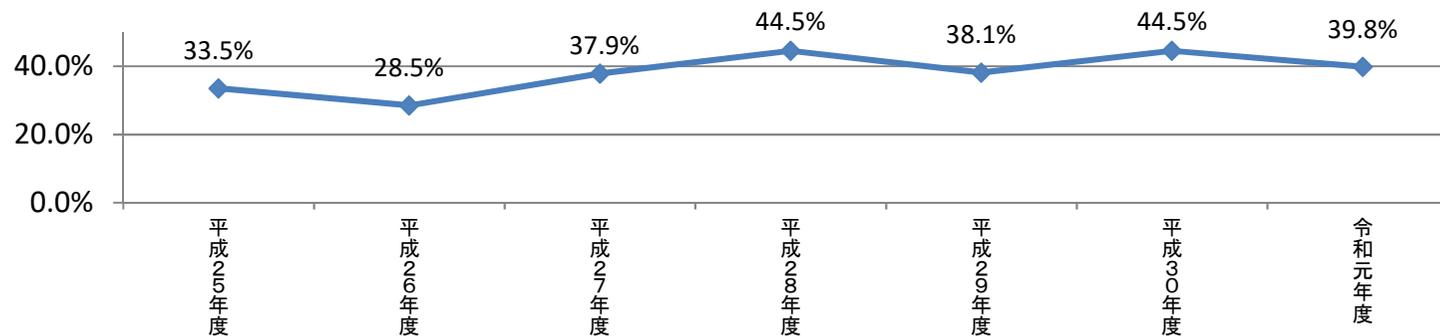


# 企業におけるキャリアコンサルティングの導入状況

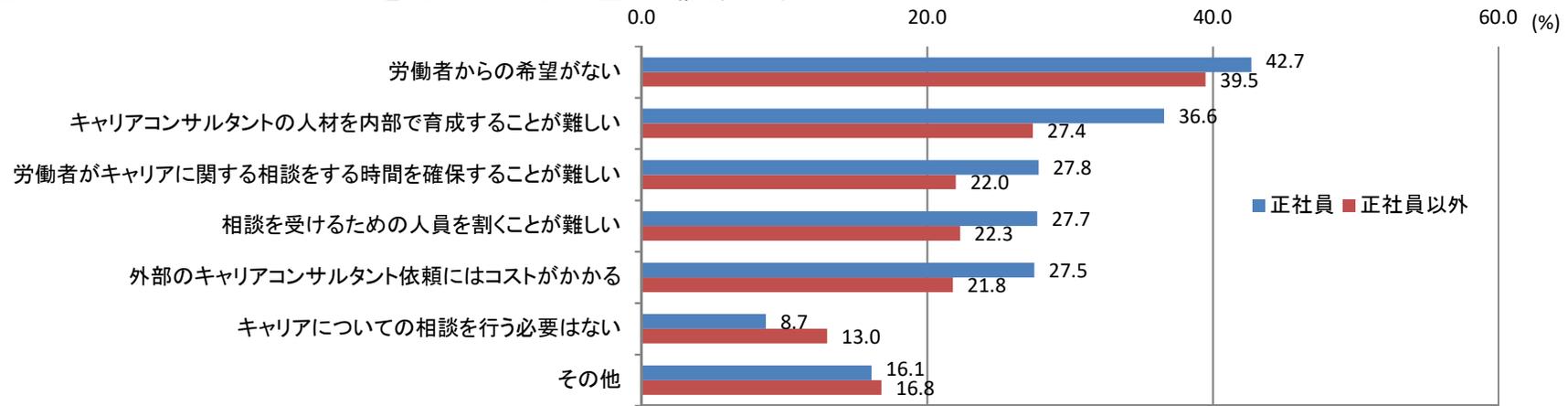
## 【事業所調査】

- キャリアコンサルティングを行うしくみがある事業所の割合は、平成27年度以降、4割前後で推移している。
- キャリアコンサルティングを行うしくみを導入していない事業所のうち、キャリア・コンサルティングを行っていない理由は、「労働者からの希望がない」が正社員、正社員以外ともに4割前後を占めている。

### ○キャリアコンサルティングを行うしくみがある事業所割合



### ○キャリアコンサルティングを行っていない理由(複数回答)



資料出所: 厚生労働省「令和元年度能力開発基本調査」(調査対象年度は平成30年度)

# 日本版O-NETについて

---

# 政府方針

## ○「未来投資戦略2017」(平成 29年6月9日閣議決定)(抄)

### 第2 具体的施策

#### Ⅱ-A-3.人材の育成・活用力の強化

#### (2)-iii)生産性・成長性の高い産業への「人の流れ」を実現する労働市場改革

##### ① 労働市場における「見える化」の促進

**転職・再就職の拡大に向けて、職業情報に関して総合的に提供するサイト(日本版O-NET)や女性や若者が働きやすい企業の職場情報をワンストップで閲覧できるサイトの創設、技能検定やジョブ・カードの活用促進等により、職業能力・職場情報の見える化を促進する。**

## ○令和2年度革新的事業活動に関する実行計画(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

### 1. 新しい働き方の定着

#### vi) 日本版O-NET等による労働市場の「見える化」

**職業情報提供サイト「日本版O-NET」について、労働市場の変化に応じて情報の収集・分析・更新や、関連システムとの連携等を行うとともに、コンテンツを更に充実(2020年度～2025年度)**

## ○「デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)(抄)

### ○ ハローワークシステム

① 来所が前提となっている**求職登録、職業紹介**などのサービスを**オンライン化**するとともに、求人検索など既にオンライン化されたサービスについて利便性を高め、求職・求人活動一般について、自主的な活動を希望する者が来所を要せず、オンラインサービスでそれぞれ自主的に行えるようにする。

# 日本版O-NETの構成

## 提供するデータ(約500職種)

- 職業解説(テキスト等)
- 視覚情報(写真・動画)
- 労働市場情報(官公庁統計データ)
- スキル・タスク、職業適性等(数値データ)

※職種横断的に比較可能な共通言語!

各職業に必要なスキル・タスク等の数値データをグラフ等で見やすく提供。



## 適職探索機能 (令和2年度開発)

興味、価値観等から、自己の適職が探索できる

文字情報、画像・映像を用いて、各職業の詳細な情報を提供。



## 外部サイトとの連携機能

ハローワークインターネットサービス、職場総合情報サイト等

## <数値データを活かした機能>

### キャリア分析機能【学生・社会人、支援者向け】

目指す職業に就くために、これから習得すべき(伸ばすべき)スキル・知識等を明確化。

### 人材採用支援機能【企業・支援者向け】

職業情報(1つ又は複数の組み合わせ)を基に、求める人材の要件(スキル・知識等)を明確化。

### 人材活用シミュレーション機能【企業・支援者向け】

職業情報(1つ又は複数の組み合わせ)を基に、将来のあるべき人材像と現状を比較し、人員配置や教育訓練の検討資料を作成。

# 日本版O-NETの保有データ

## 【職業解説】

職業名・別名・類似職業名

職業分類・産業分類

仕事の内容

就業経路(必要な学歴・資格等)

労働条件の特徴

用語解説(R2年度以降)

## 【タスク・スキル等】

### 興味 ※

・現実的、研究的、芸術的、社会的、企業的、慣習的の6項目  
・レベル幅:1~5

### 価値観 ※

・達成感、自律性、社会的認知・地位、労働条件等10項目  
・レベル幅:1~5

### 基盤スキル ※

・読解力、傾聴力、文章力、説明力、数学的素養等の14項目  
・レベル幅:0~7

### 職能横断的スキル ※

・複雑な問題解決、他者との調整、時間管理等の25項目  
・レベル幅:0~7

### 体系的知識 ※

・経済学・会計学、人事労務管理、通信技術等の33項目  
・レベル幅:0~5

### 仕事の性質 ※

・他者とのかわり、屋外作業、反復作業等25項目  
・レベル幅:1~5(一部0~1)

### 学歴 ※

・「高卒未満」~「博士課程卒」までの9項目  
・数値幅:0~1(該当するかどうか)

### 入職前後の訓練期間 ※

・「特に必要ない」~「10年超」までの10項目  
・数値幅:0~1(該当するかどうか)

### 入職前の実務経験 ※

・「特に必要ない」~「10年超」までの10項目  
・数値幅:0~1(該当するかどうか)

### タスク(課業) ※

・タスク内容:10~20項目(定性データ)  
・数値幅(タスク実施率):0~1

### 関係資格

・ ※は定量的なデータを収集するもの

## 各種官公庁統計データ ※

・就業者数、労働時間、賃金、年齢の4項目  
・国勢調査、賃金構造基本統計調査等のデータ

## 【その他】

### 他サイトとの連携

・ハローワークインターネットサービス、職場情報総合サイト、ジョブ・カード制度総合サイト、社会人学習者向け情報発信ポータルサイト(マナパス)等

## 日本版O-NETの保有データ（職業間の距離：一例）

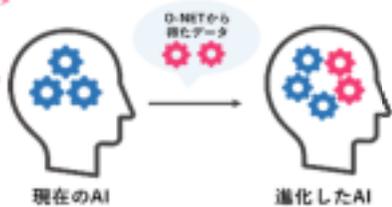
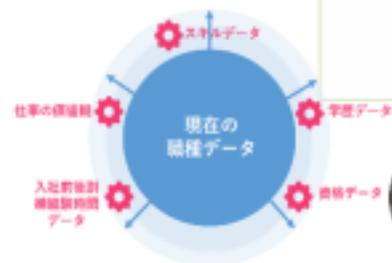
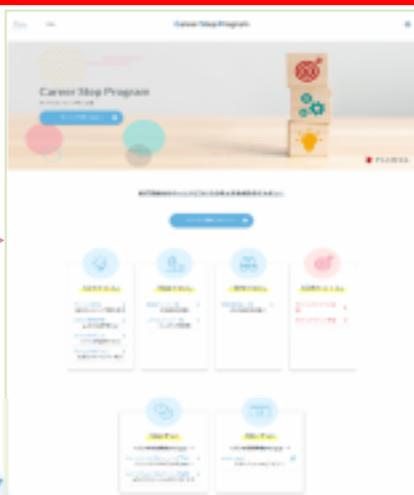
番号	比較元	類似1位	類似2位
52	ホテル・旅館支配人	広報コンサルタント	スーパー店長
414	フロント（ホテル・旅館）	接客担当（ホテル・旅館）	営業事務
415	客室清掃・整備担当（ホテル・旅館）	こん包作業員	ビル清掃
416	接客担当（ホテル・旅館）	ホールスタッフ（レストラン）	フロント（ホテル・旅館）
55	スーパー店長	フランチャイズチェーン・スーパーバイザー	代理店営業（保険会社）
56	スーパーレジ係	コンビニエンスストア店員	ベーカリーショップ店員
57	スーパー店員	ベーカリーショップ店員	そば・うどん調理人
80	中小企業診断士	経営コンサルタント	ITコンサルタント
83	社会保険労務士	人事事務	人事コンサルタント
84	司法書士	税理士	パラリーガル（弁護士補助職）
85	行政書士	税務事務官	ファイナンシャル・プランナー
89	弁護士	企業法務担当	公認会計士
90	公認会計士	M&Aマネージャー／M&Aコンサルタント	証券アナリスト
92	税理士	行政書士	ファイナンシャル・プランナー
101	すし職人	西洋料理調理人(コック)	日本料理調理人（板前）
102	そば・うどん調理人	ラーメン調理人	カフェ店員
103	中華料理調理人	西洋料理調理人(コック)	ラーメン調理人
106	ソムリエ	ホテル・旅館支配人	広報コンサルタント
107	バーテンダー	理容師	シューフィッター
165	歯科技工士	かばん・袋物製造	計器組立
166	歯科衛生士	視能訓練士	施設介護員
224	水族館飼育員	ワイン製造	鋳造工/鋳造設備オペレーター
225	調教師	犬訓練士	動物園飼育員
226	犬訓練士	スポーツインストラクター	児童指導員
337	インテリアデザイナー	建築設計技術者	建築施工管理技術者
340	ファッションデザイナー	広告デザイナー	ジュエリーデザイナー
349	フラワーデザイナー	すし職人	日本料理調理人（板前）
350	ジュエリーデザイナー	ファッションデザイナー	グラフィックデザイナー
354	インダストリアルデザイナー	土木・建築工学研究者	自動車技術者

※ バタチャリヤ距離(Bhattacharyya distance)による

# 日本版O-NETの民間活用（その1）

法人名	株式会社パナグループ
活用方法	求職者・派遣スタッフ向け「キャリア形成支援システム」において、各人のビジョン（希望職種）を明確化しレコメンドする機能の向上に活用。

## パナ「Career Step Program」 （キャリア形成支援システム）



### <左サイト画面各ボタンを拡大したもの>

#### 『自分を知る』

- ・キャリア診断  
あなたのキャリアの考え方は？
- ・お花で適性検査  
12種類の花言葉から、ご自分のタイプ・適性・適職を診断
- ・キャリアアンカー（価値観）  
人生の中で大切にしている「価値観」が職業選択に影響を与える理由とは？
- ・キャリアデザイン  
動画でキャリアを学ぶ

#### 『目標を立てる』

目標とする職種やビジョンが決まったら、いつまでに何をするか具体的なプランを設定して実行していきましょう！

#### 『相談する』

- ・キャリアコンサルティング予約  
予約ページにアクセス
- ・キャリアコンサルティング結果  
実施された方のみレポートが表示

#### 『職種を知る』

求められるスキルやステップアップ方法、実際にどのような仕事をしているのか、体験談も含めた職種一覧ページです。

#### 『実行する』

職種、レベル毎の無料eラーニング講座をご用意（約500講座・見放題）

時間や場所を選ばず、自分のペースや達成度に応じて、自由に学習を進めていただけます！

#### 『資格を知る』

資格合格者の体験ページ、おすすめの教材や勉強方法などエピソードが満載！

# 日本版O-NETの民間活用（その2）

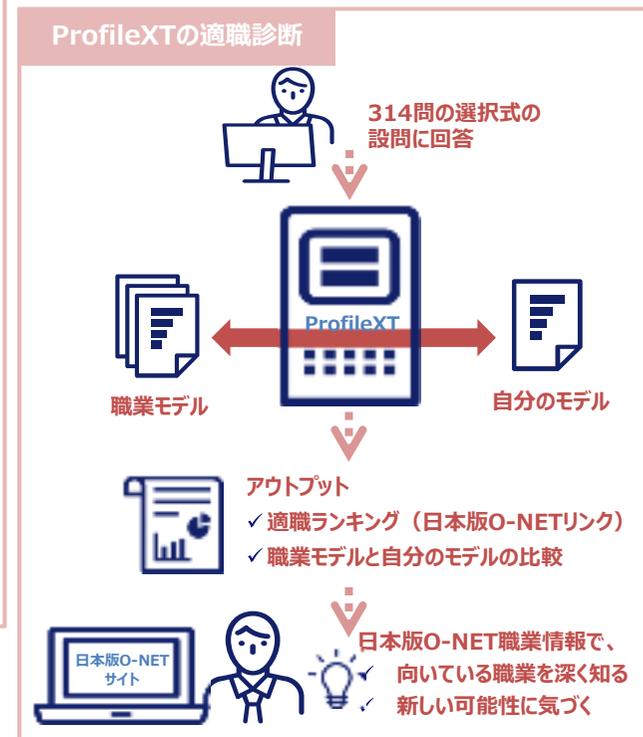
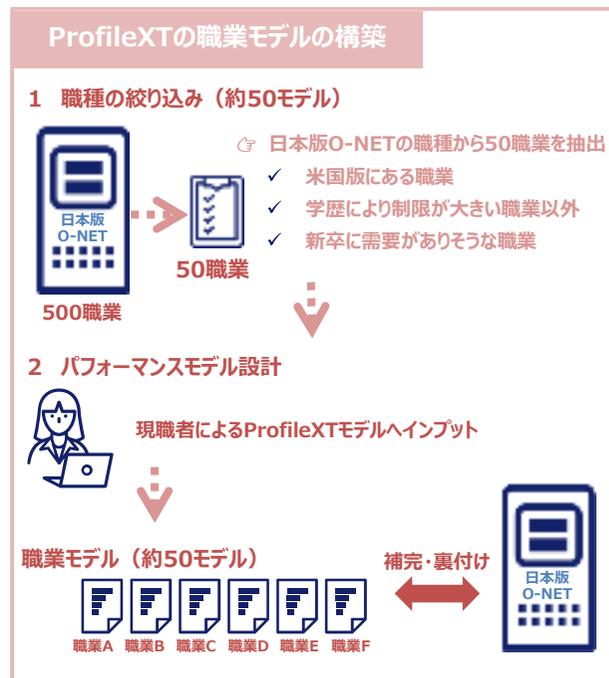
法人名	プロフィールズ株式会社
活用方法	企業向け人材アセスメントツールにおいて、①日本版O-NETのデータを基に各職種モデル（パフォーマンスモデル）構築するとともに、②適職診断結果を日本版O-NETの職業情報と連携させることにより受験者へ適職についての気づきを与える。

**ProfileXT（※）の分析項目**

- × 語学力・実務経験・所有資格
- × 外見・価値観・物腰・態度
- 思考スタイル・行動特性・仕事への興味

**ProfileXTのライブラリモデル**

○思考スタイル	○行動特性	○仕事への興味
・ラーニング指標	・エネルギー	・事業開発
・言語スキル	・主張性	・財務・事務管理
・言語的推理	・社交性	・人的サービス
・計算能力	・組織従属性	・研究・分析
・数的推理	・態度	・機械・作業
	・決断性	・クリエイティブ
	・協調性	
	・独立性	
	・判断の客観性	



（※）「ProfileXT®」は、プロフィールズ株式会社が開発・販売する企業向け人材アセスメントツール。

# 日本版O-NETの数値データの拡充等について

## ○令和3年度に拡充が予定されている主な数値データ

### ◆仕事活動(新規)

・「情報を取得する」「継続的に状況を把握する」「数値の算出・推計を行う」「目標と戦略を策定する」等の仕事の内容 41項目を新規収集

⇒仕事内容の類似性を職種横断的に把握し、業界を超えた転職、企業内での職種転換等への活用が可能

### ◆仕事の性質(追加)

・現在、23項目。「電子メールの使用」「病気、感染症のリスク」「一般的な保護・安全装置の着用」「他者との身体的近接」等の14項目を追加

⇒コロナ感染症の拡大により求職者等の関心が高い、感染症リスク、テレワークの可否等の職種別情報の提供が可能

※数値データの収集については、(独)労働政策研究・研修機構で実施

## ○研究分野での基礎的な情報基盤としての活用

⇒職種別数値データにより、社会情勢に迅速に対応した調査分析、研究等が可能 →政策立案等への貢献

●「職業特性に着目したコロナウイルス流行の雇用・所得格差、企業経営等への影響に関する研究にかかわる研究会(日本版O-NETの活用による研究)」の設置(令和2年度～3年度)

((独)労働政策研究・研修機構)

### 【研究テーマ(素案)】

- ・コロナウイルス感染症の労働市場のミスマッチ、賃金への影響
- ・コロナウイルス感染症の生産、雇用への影響
- ・テレワーク利用機会の拡大と不平等の実態 等

<参考>

●「在宅勤務はどこまで進むか-在宅勤務可能な労働者は3割程度-」(2020年5月22日)

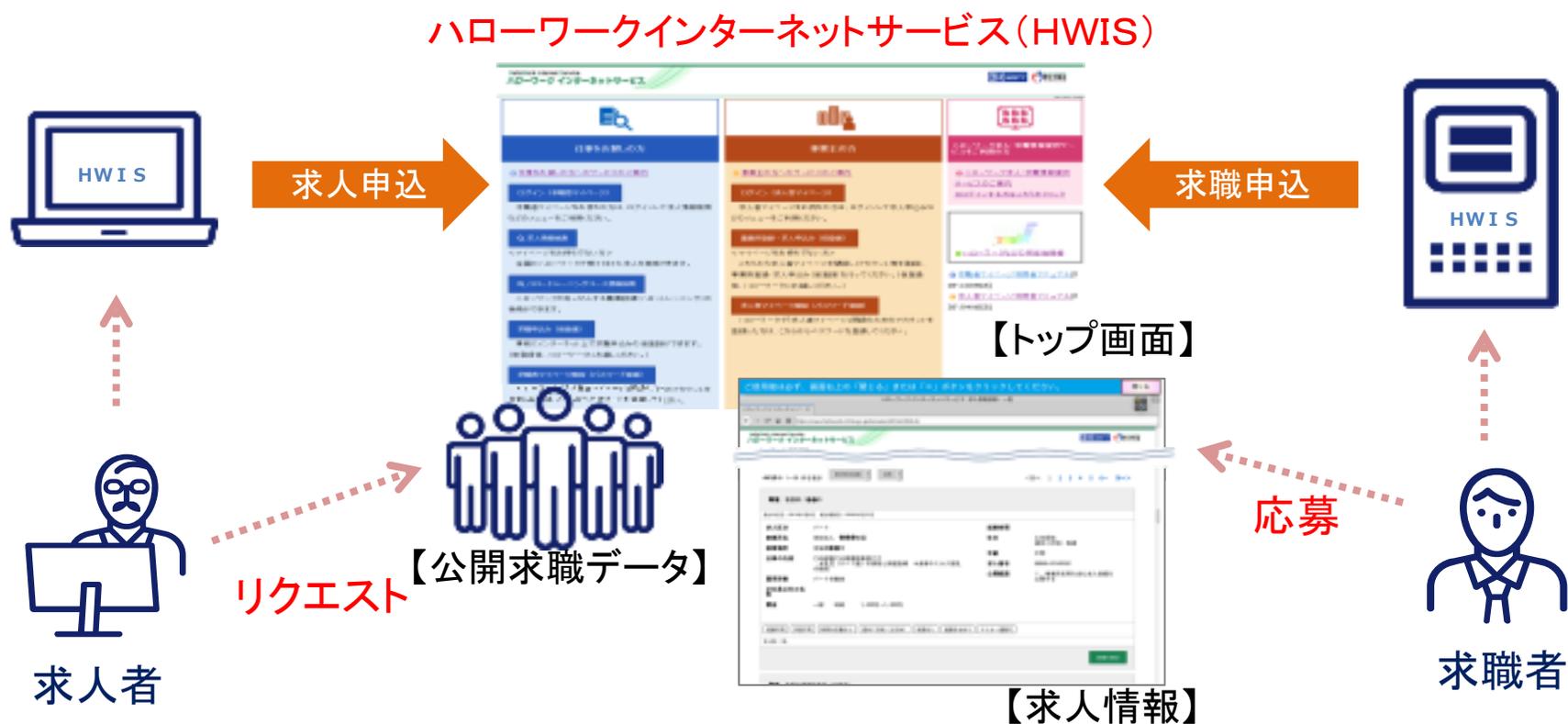
→O\*NET(米国)、日本版O-NETの数値データを使った試算(みずほ総合研究所)

# ハローワークにおける職業相談の オンライン化に向けた取組について

---

# ハローワーク・マッチングのオンライン化(求人・求職登録)

- 本年1月より、ハローワークインターネットサービス上で、求人・求職申請が可能に(※1)。
  - 求人は、ネット上で直接、欲しい人材(求職者)が検索可能に(R2.1~)(※2)。
  - 求職者は、ネット上で直接、求人に応募することが可能に(R3.9~)。
- (※1) 求職申請は、R2.1から仮登録が可能、R3.9から本登録まで可能。  
(※2) 求職情報を公開している求職者のみが対象。R4.3から直接リクエストが可能に。

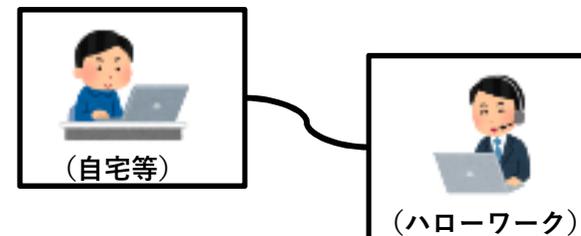


# ハローワーク・マッチングのオンライン化(職業相談)

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ハローワークの職業相談における配慮も必要。
- 本年4月より、来所を忌避する求職者に対し、電話による職業紹介を実施。  
(電話による職業相談の利用は、地域によりバラツキ(相談件数の1%~10%程度)。
- 本年11月より、オンライン職業相談の試行を順次開始し、その効果や影響等の検証を行う。

## オンライン職業相談(試行)の概要

- 使用アプリケーション  
ZOOM、Cisco Webex、Microsoft TEAMS等。
- 想定する利用者  
来所に制約のある者(障害者、疾患等)、ITリテラシーの高い若者等。
- 検証ポイント  
サービス向上効果、新規利用者開拓効果、対面相談との相違(補正・改善)、業務運営への影響等。



# その他の転職・就職等への支援について

---

# ハローワークの求職者向けサービスの概要

ハローワークでは、求職者に対し、就職活動の進め方や職業選択・職業生活設計などの相談(キャリアコンサルティング)を行う他、全国ネットワークを活用した職業紹介を実施し、求職者の仕事探しを支援している。

## 就職活動の進め方の相談



履歴書をはじめとした応募書類の作り方、面接の受け方など、プロの職員による、すぐに役立つアドバイスを行っています。

(ハローワークでの相談風景)



## キャリアコンサルティング



どのような仕事を選べばよいか迷っている方には、興味・関心や職業経験の振り返りなど、職業選択についてのアドバイスを行っています。

また、希望する仕事に就くために必要なスキルや知識を身につけたい方には、公的な職業訓練(ハロートレーニング)をあっせんしています。

(ハローワークでの相談風景)



## 就職活動に役立つセミナー



面接対策や応募書類の作成方法、適職探しのヒント、ビジネスマナー、業界研究など様々な就職支援セミナーを実施しています。

(セミナー風景)



## 全国ネットワークを活用した職業紹介



求人情報は、各ハローワークとインターネットで公開しています。

ハローワークの相談窓口でも、希望条件に合った求人と一緒に探すお手伝いをしています。

また、ハローワークの窓口では、企業に対し、詳しい求人条件を確認したり、応募条件の緩和の働きかけも行っています。

(ハローワークの求人検索コーナー)



(ハローワーク内での企業情報PR情報の掲示)



## その他のサービス(主なもの)

その他、以下のような取組を行っています(一部は主要な所で実施)。

- 就職面接会や企業説明会などを随時開催しています。
- 子育て中の方のためにキッズスペースを備えたマザーズコーナーの整備を進めています。
- 就職氷河期世代で正社員を希望する方、高齢の方、障害がある方、外国人などに専門的な支援を行う窓口を整備しています。
- 専門家(臨床心理士、弁護士等)による巡回相談を実施しています。

(ハローワーク内のミニ就職面接会用ブース)



(業界団体と連携した事業所説明会・体験会)



(ハローワーク内のキッズコーナー)



# マザーズハローワーク事業の概要

## 拠点

### マザーズハローワーク（21箇所 [平成18年度より設置]）

- ・ 子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
- ・ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市に設置。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

【マザーズハローワークでの相談の様子】



### マザーズコーナー（183箇所 [平成19年度より設置]）

- ・ マザーズハローワーク未設置地域であって、県庁所在地等中核的な都市のハローワーク内に設置する専門窓口。

### 実施体制

職業相談員(233人)、就職支援ナビゲーター(298人)、求人者支援員(31人) ※前年度同数

## 支援サービスの特徴

求職活動の準備が整い、具体的な就職希望を有する子育て女性等を対象に、利用しやすい環境を整備の上、きめ細かい就職支援サービスを提供。

### ○ 総合的かつ一貫した就職支援

- ・ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ・ 再就職に資する各種セミナー（パソコン技能講習など）の実施、公的職業訓練へのあっせん
- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供
- ・ 求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓、事業所情報の提供
- ・ マザーズハローワーク等にひとり親専門の相談員を配置し、プライバシーに配慮した専門的な相談支援を実施

### ○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

### ○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ 職業相談中の子どもの安全面への配慮を施したキッズコーナーの設置や授乳スペースの確保
- ・ 職業相談窓口へのベビーチェアの配置

【キッズコーナー】



【授乳スペースのベビーベッド】



【保育所情報】



# 非正規雇用労働者等の新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職支援の強化

## 事業の趣旨・目的

- 新型コロナウイルス感染症による影響に伴う事業活動の縮小等により、雇止め等による非正規雇用労働者等の増加が懸念されている。

このため、こうした非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するため、ハローワークの就職支援体制を強化し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援の強化を図る。

## 事業内容(令和3年度 概算要求)

全国の主要なハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、求職者の置かれた状況に応じた担当者制による就職支援を実施することにより、早期の再就職を図る。

また、ウィズコロナの労働市場環境を見据え、業種間・職種間移動に対応した再就職支援の強化を図る。

- ・「早期再就職支援コーナー」設置数 229箇所→419箇所(補正後)→419箇所
- ・就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分) 229人→419人(補正後)→419人
- ・就職支援ナビゲーター(業職種間移動支援分) 0人→60人

### 《主な支援内容》

- ✓ 就職活動に当たっての不安の解消や、就職に係る希望、ニーズの詳細な把握
- ✓ 求職者のニーズに合ったセミナーや応募先企業の選定、個別求人開拓
- ✓ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削、模擬面接
- ✓ 日本版O-NETを活用したキャリアコンサルティング 等
- ※ その他、来所困難な者等へのオンラインによる支援を試行的に実施している。



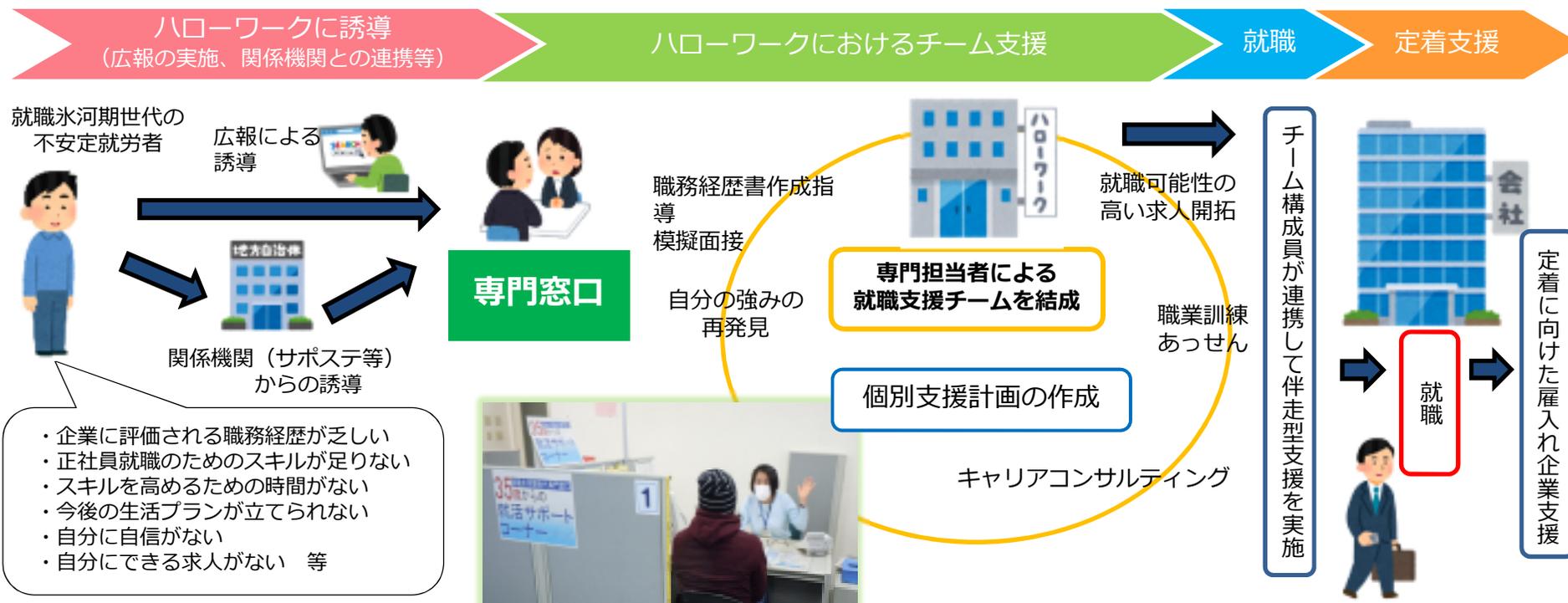
# 就職氷河期世代を支援するための専門窓口の設置及び担当者によるチーム支援の実施

- 就職氷河期世代の不安定就労者は、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない。また、就職活動の失敗により自分に自信が持てない、正社員就職を諦めているなど、様々な課題を抱えている者が多い。
- 一人ひとりの課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。
- 新型コロナウイルス感染症による影響に伴う事業活動の縮小等により、就職氷河期世代の就職環境の悪化が懸念されるため、ハローワークの専門窓口を拡充し、就職氷河期世代の就職支援体制を強化する。

## (令和3年度 概算要求)

<専門窓口数> 69か所 → 82か所

<体制>	就労・生活支援アドバイザー	69人	→	82人
	就職支援コーディネーター	69人	→	82人
	職業相談員	118人	→	144人



## 民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援

- 就職氷河期世代の多種多様な課題に対応するとともに、今後3年程度で集中的に支援し、安定就職の流れを加速化させるためには、国だけではなく、民間事業者による創意工夫を活かした支援も併せて活用することが重要である。
- このため、特に不安定就労者の多い地域において、成果連動型の民間委託により不安定就労者の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職につなげる事業を実施する。

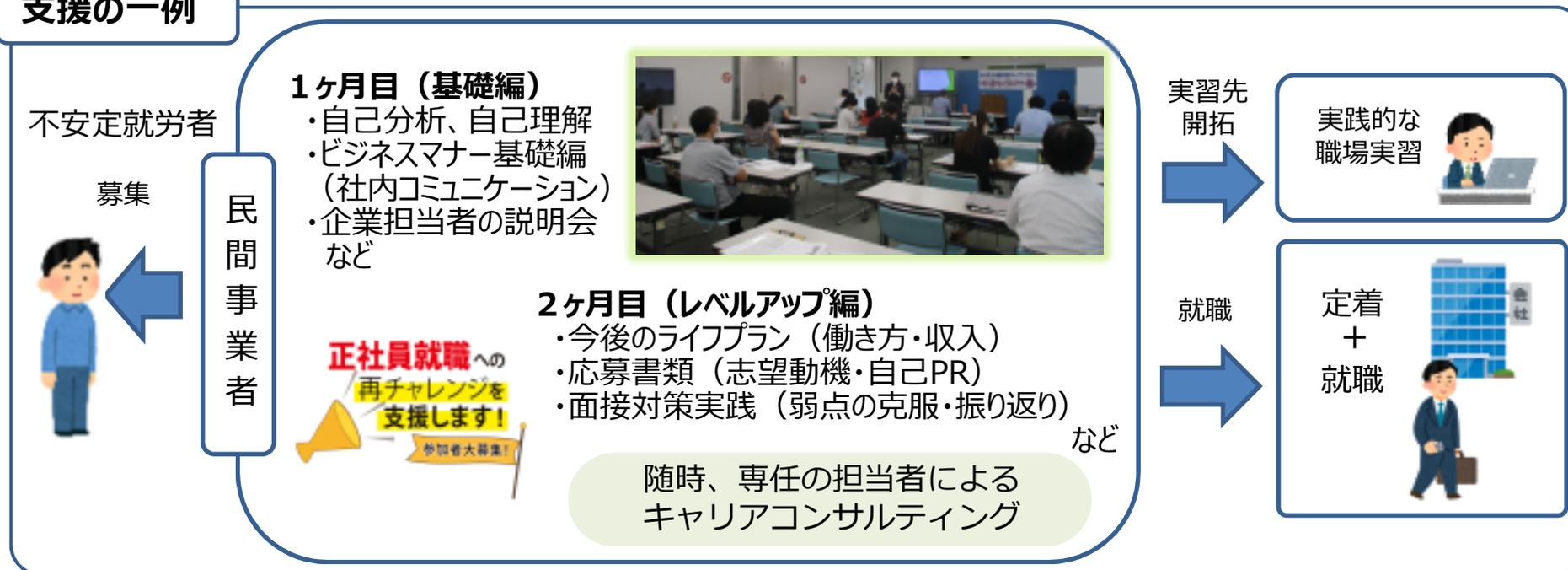
実施形式：就職氷河期世代の不安定就労者の多い全国16の都道府県労働局において、委託事業（成果連動型）にて実施。

委託費：①対象者に2ヶ月程度（最大3ヶ月）の教育訓練等を実施する場合の費用（10万円）を支給

②対象者が就職し、6ヶ月以上定着した場合に、成果に連動した委託費（50万円）を支給

③さらに6ヶ月（計1年間）定着した場合は、成果に連動した委託費（10万円）を支給

### 支援の一例

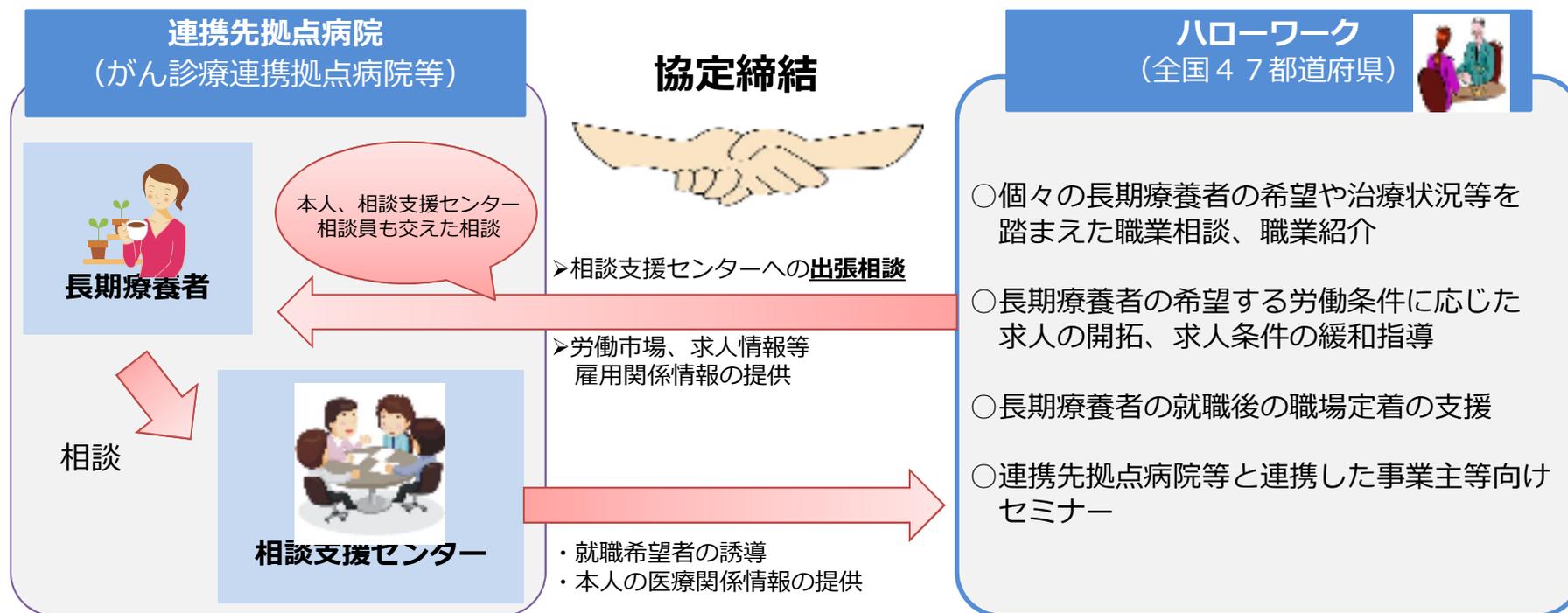


※ 同事業で実施される教育訓練、職場実習等については、職業訓練受講給付金の給付対象とする。

## 長期療養者に対する就職支援事業

- 平成25年度から、ハローワークに専門相談員（就職支援ナビゲーター）を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携したがん患者等に対する就職支援モデル事業を開始。
- 平成28年度からは、3年間のモデル事業で蓄積した就職支援ノウハウや知見を幅広く共有し、全国に展開。平成29年度からは治療と両立できる求人（両立求人）の確保等を推進。
- 令和3年度は、連携先拠点病院の増などを目的に**相談支援体制のさらなる強化を図る**。  
※就職支援ナビゲーター：114名→**134名（令和3年度 概算要求）**

就職率  
(令和元年度)  
**58.2%**



### 専任の就職支援ナビゲーターが連携体制を構築

- MSW・医師・看護師と日常的にコミュニケーションをとり、就労支援への理解促進とともに信頼関係を構築
- 連携先拠点病院側とともに、地域の医療スタッフ・患者等に対する就労支援に係る広報やセミナーを企画、実行
- 連携先拠点病院が実施する研修会（医師・MSW・看護師等向け）の講師として参加

# ジョブ・カード制度について

- 個人が生涯活用するキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして普及を促進。

## 目的

- 個人の状況に応じた職業能力開発、多様な人材の必要な分野への円滑な就職の支援等のため、生涯を通して活用

### ◆ 生涯を通じたキャリア・プランニングのツール

- 個人が履歴、職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積の上、キャリアコンサルティングを受けつつジョブ・カードを作成。
- 職業生活の様々な場面・局面における活用。

キャリア教育

就職活動

職場定着

キャリア形成

キャリアチェンジ

転職

職業訓練

キャリアプラン  
再設計

セカンドキャリア

### ◆ 職業能力証明のツール

- 免許・資格、学習・訓練歴、雇用型訓練、公的職業訓練をはじめとする訓練の評価、職務経験、仕事ぶりの評価の情報を蓄積し、応募書類等として活用

## 様式の構成

- 厚生労働大臣が「職務経歴等記録書」(ジョブ・カード)の様式を定めている(職業能力開発促進法第15条の4第1項)。
- 個人が、各様式に記入(必要に応じてキャリアコンサルティング等の支援)。原則、電子化(個人自らのパソコン等に入力)し蓄積、場面に応じて活用。

様式  
1

様式  
2

・様式1 キャリア・プランシート

・様式2 職務経歴シート

職業能力証明シート

様式  
3-1

様式  
3-2

様式  
3-3

・様式3-1 免許・資格シート

・様式3-2 学習・訓練歴シート

・様式3-3 訓練成果・実務成果シート

## 周知・広報

### ○ジョブ・カード制度総合サイト

- ・ジョブ・カードの各様式やその記入例、免許・資格や労働関係の統計情報等の関係情報を提供。
- ・ジョブ・カード作成支援、履歴書・職務経歴書が作成できる「ジョブ・カード作成支援ソフトウェア(WEB版含む)」や「スマートフォン版アプリ」等を提供。



### ○パンフレット・リーフレット・ポスター・動画

- 求職者・在職者、事業主、学生など幅広い層への周知広報のためパンフレット・リーフレット等を配布。
- 制度説明や活用好事例をまとめた動画を配信。



# ハローワークにおける人材不足分野(特に、医療・介護をはじめとする福祉分野等)に係る就職支援の強化

医療、介護等の分野において人材不足が深刻化している状況にあることから、**ハローワークの専門支援窓口である「人材確保対策コーナー」を拡充**するとともに、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等を内容とする**「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」等を推進**し、重点的なマッチング支援を実施する。

(令和3年度 概算要求)

## 「人材確保対策コーナー」における就職支援の拡充

医療・福祉分野(医療、介護、保育)のほか、建設業、警備業、運輸業など雇用吸収率の高い分野へのマッチング支援を強化するため、人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充する。

(101箇所→103箇所(補正後) → 111箇所)  
職業相談員(173人→173人(補正後) → 181人)  
就職支援ナビゲーター(216人→220人(補正後) → 236人)  
就職支援コーディネーター(256人→260人(補正後) → 276人)

### 「人材確保対策コーナー」の主な支援内容

- 都道府県労働局ごとに関係機関、関係団体等をメンバーとした協議会を設置し、人材確保のための支援策を検討
- 求職者ニーズの把握と、それに基づいた求人者への求人充足に向けた助言・指導
- 求職者に対する担当者制による、きめ細かな職業相談・職業紹介
- 関係機関、業界団体等との連携によるセミナー、事業所見学会、就職面接会等の開催
- ナースセンター、福祉人材センター等との連携による巡回相談やイベントの実施

## 「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進

医療・福祉分野の求人取扱件数の多いハローワークに、就職支援コーディネーター(0人→47人(補正後) → 59人)を配置し、医療・福祉分野の重点的なマッチング支援を実施する。

### 「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の主な内容

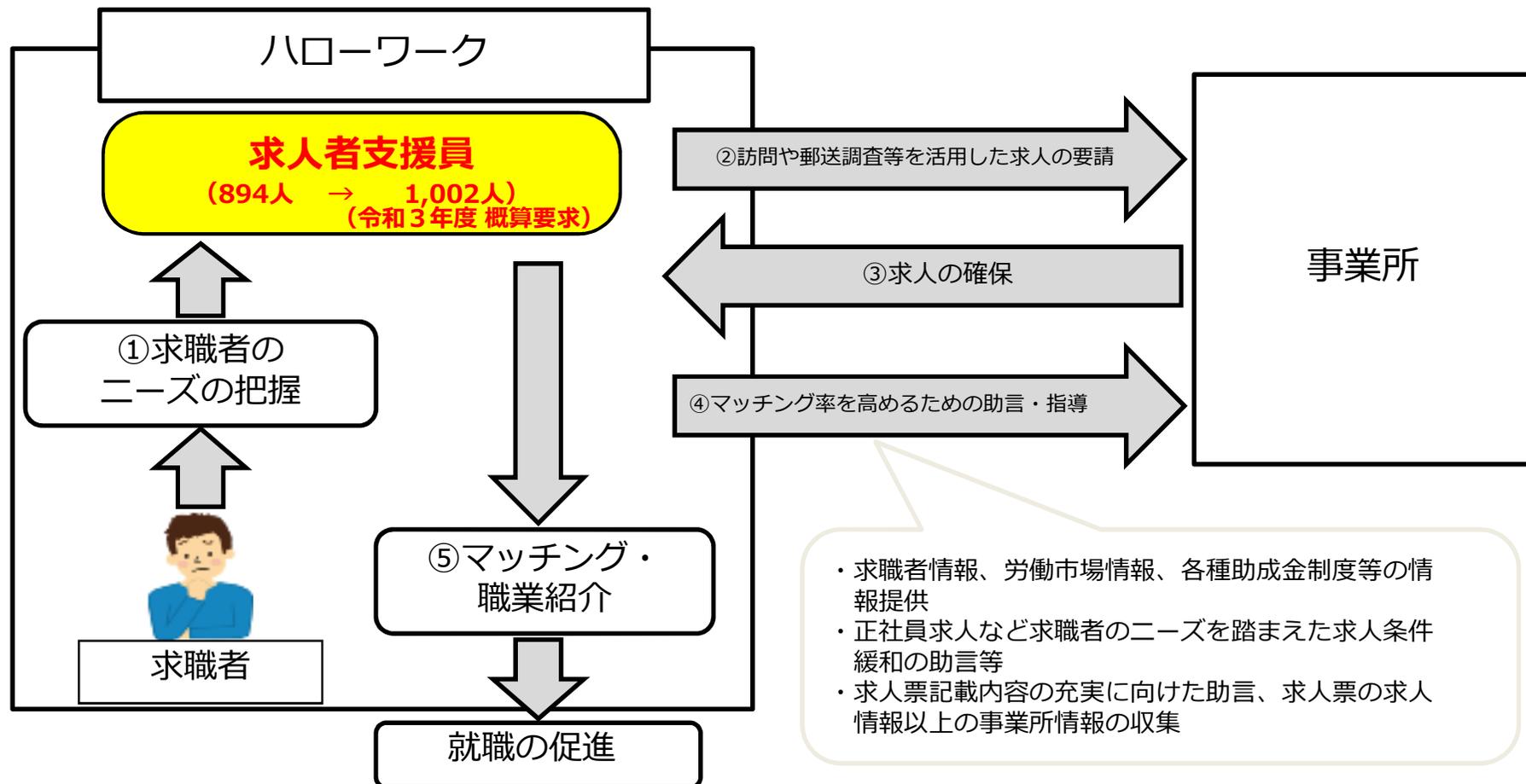
- 未充足求人へのフォローアップの徹底  
求職者が希望する勤務条件等のニーズを情報提供した上で、求人条件の緩和指導や求人内容の明確化などの助言を実施
- 有資格求職者に対する求人情報等の提供  
医療・福祉分野への就職を希望していない有資格求職者等に対し、求人情報や最新の動向等について情報提供
- 求人者から求職者へのオファー型マッチングの促進  
求職者の情報(免許・資格等)を求人者に提供し、求人者からのオファーによるマッチングを実施

## 医療・福祉分野のマッチングツールの開発

民間事業者への委託により、医療・福祉分野のマッチングツール(適性チェックリスト、魅力や働きがい等を伝えるパンフレット、PR動画等)を開発し、ハローワーク窓口において当該分野を希望する求職者の掘り起こしに活用する。

## 求人確保と求人充足サービスの充実

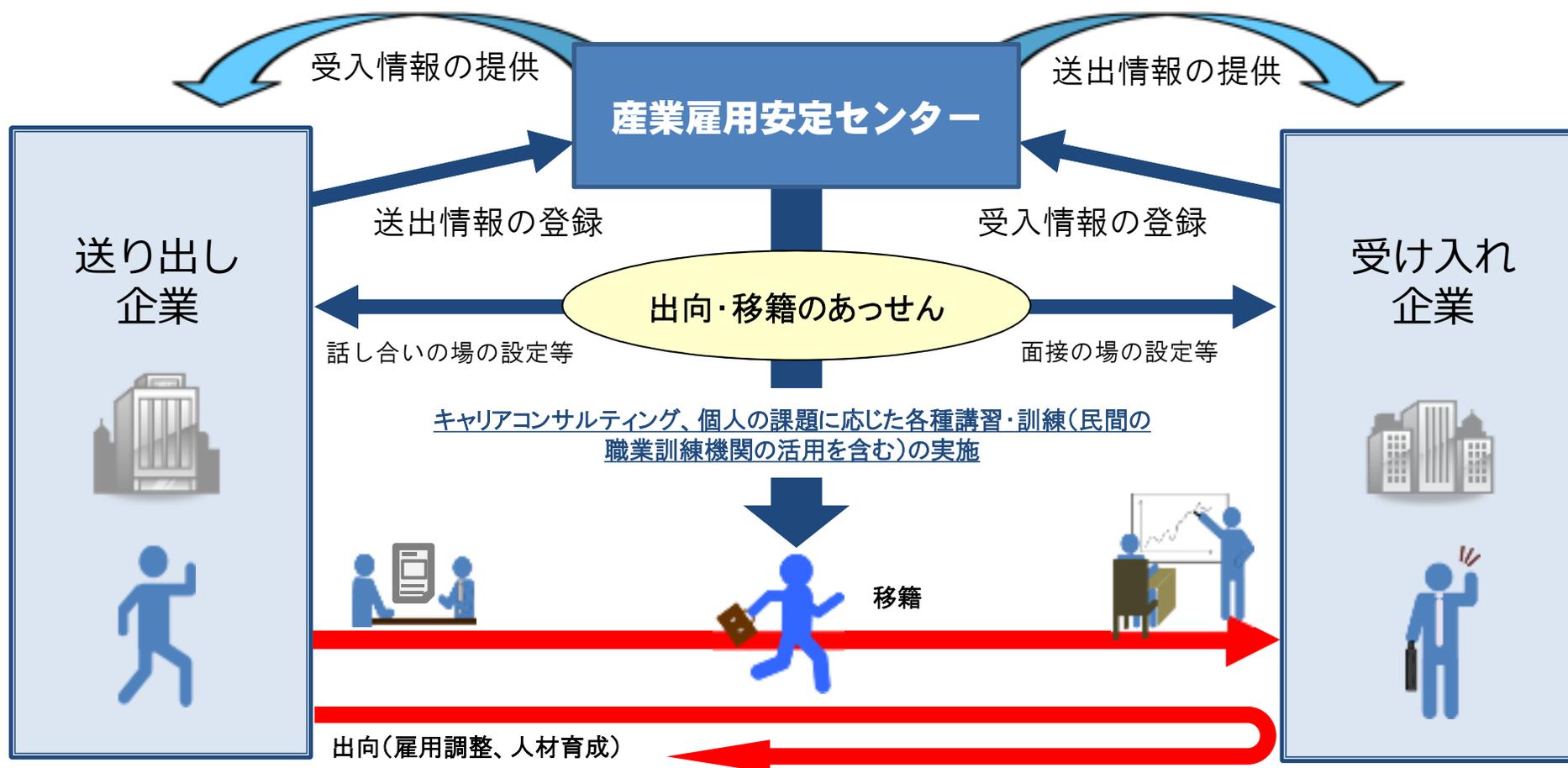
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、求人数が大幅に減少しているなか、雇用の確保を図るため、ハローワークにおいて積極的な求人開拓を実施する。
- 求人の充足に向けて求職者が応募しやすい求人内容の設定や求人条件の緩和等の助言をきめ細かく行うなど、求人者サービスの充実を図る。



## 産業雇用安定センターによる出向・移籍のあっせん

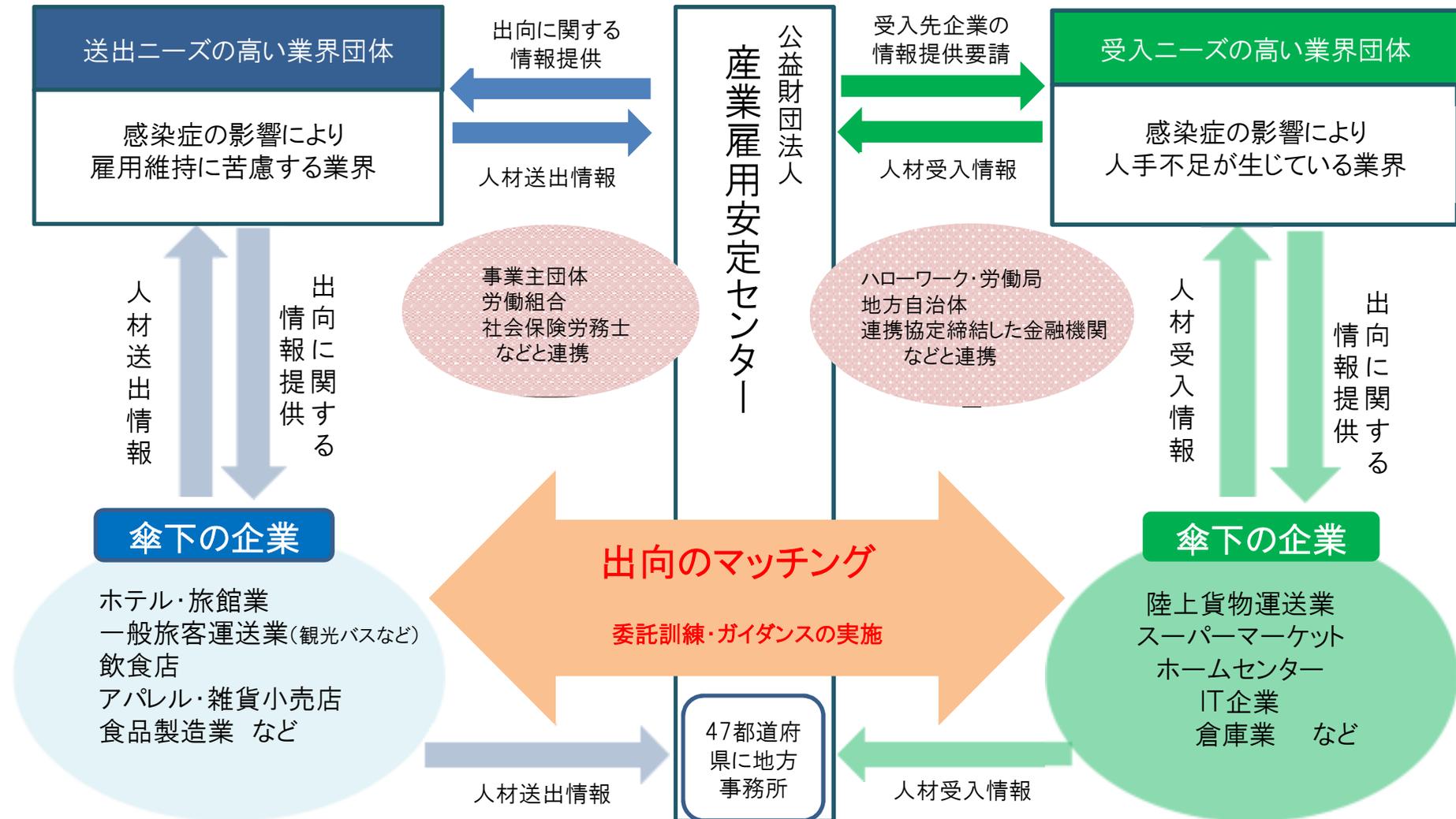
- 産業雇用安定センターは、13の産業団体(※)の拠出により設立された公益財団法人。
- 労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を実施。(令和2年度から在籍型出向制度を活用した出向支援プログラムを実施している)
- 令和元年度の実績: 送り出し件数11,879件に対して、出向・移籍の成立件数7,496件、成立率63.1%

※ (社)日本造船工業会、(社)日本鉄鋼連盟、電気事業連合会、全国銀行協会、(社)日本自動車工業会、(社)日本電機工業会、(社)セメント協会、日本化学繊維協会、日本製紙連合会、日本石炭協会、日本紡績協会、(社)日本民営鉄道協会、(社)日本船主協会



## 在籍型出向制度を活用した出向支援プログラムについて

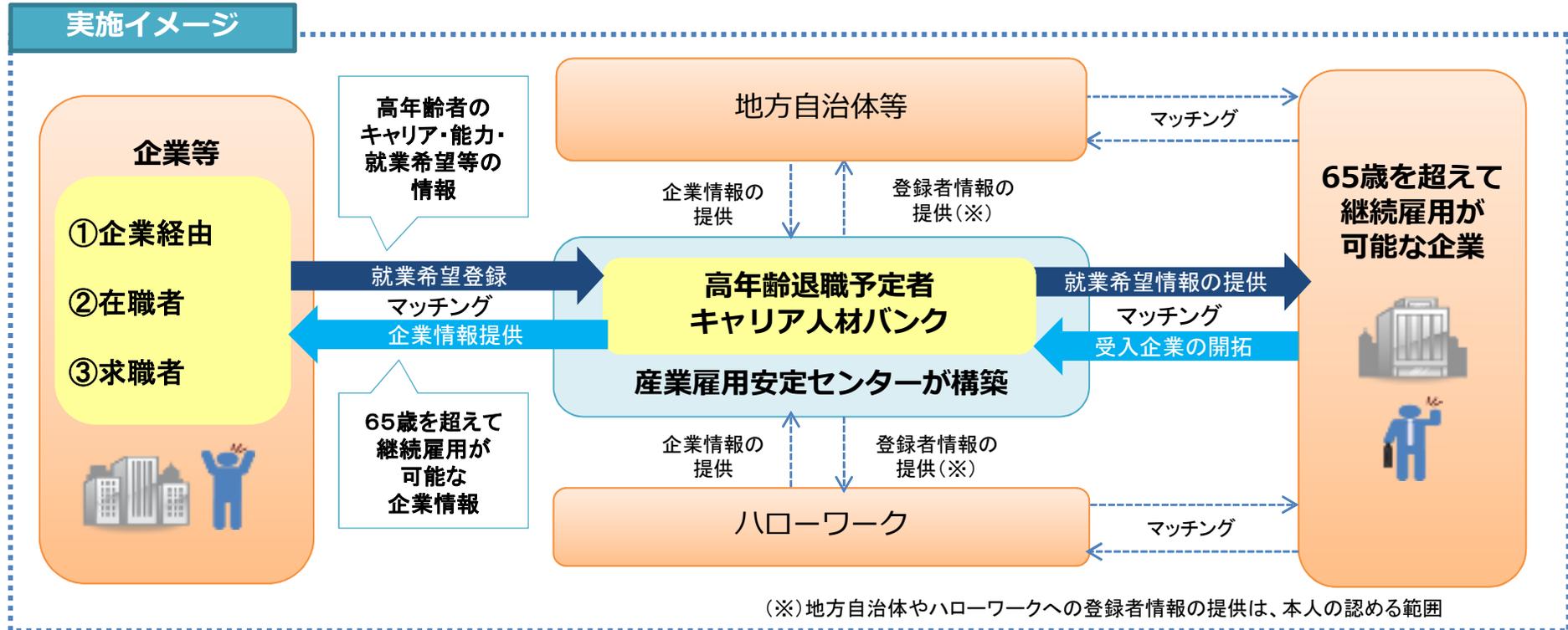
- 新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で業種を超えた出向支援を実施するとともに、送出人材の受入促進のため、受入先企業で必要となるスキルの委託訓練や理解促進のためのガイダンスを実施する。



# 高齢退職予定者キャリア人材バンク事業について

生涯現役社会の実現に向けて、（公財）産業雇用安定センターにおいて、高齢退職予定者のキャリア等の情報を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介することにより、高齢者の就業促進を図る。

## 実施イメージ



## 実施概要

- 企業等より65歳を超えて働くことを希望する高齢者のキャリア・能力・就業希望等の情報を受け、産業雇用安定センターにおいて、高齢退職予定者キャリア人材バンクを構築し、マッチングを実施。
- 地方自治体やハローワーク等に高齢退職予定者キャリア人材バンクの登録情報を本人の認める範囲内で広く提供し、各機関等においてマッチングを実施。

## 「雇用シェア」を活用する場合、一定の要件を満たせば 雇用調整助成金が使えます！

### 雇用調整助成金の対象となる「出向」

- **雇用調整を目的とする出向**（経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象です。
- **雇用維持を図るための助成**ですので、**出向後は元の事業所に戻って働くことを予定していることが前提**です。

#### [その他要件]

- ・ 出向元と出向先が、親子・グループ関係にないなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められること**
- ・ 出向元で代わりに労働者を雇い入れる、出向先で別の人を出向させたり離職させる、出向元と出向先で労働者を交換するなど、**玉突き雇用・出向を行っていないこと**などの要件があります。

### 出向の場合の助成額

出向元が出向労働者の賃金※<sup>1</sup>の一部を負担する場合、以下のいずれか低い額に助成率※<sup>2</sup>をかけた額を助成。

イ 出向元の出向労働者の賃金に対する負担額

ロ 出向前の通常賃金の1/2の額

※ただし、8,370円 × 330/365 × 支給対象期の日数が上限。

【例】出向時賃金日額18,000円、出向元負担4割の場合

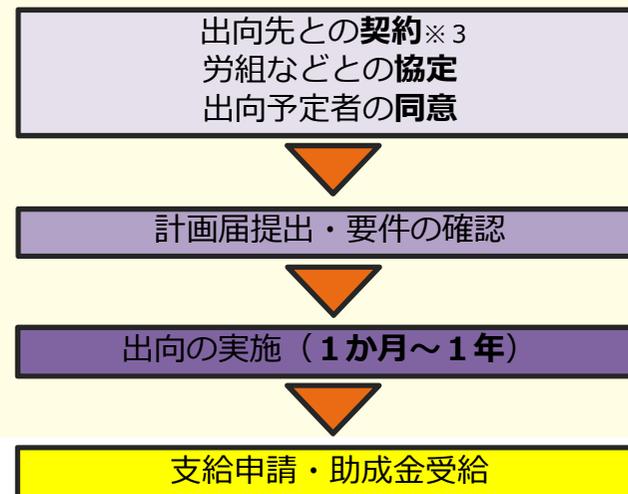
出向元負担7,200円		出向先負担10,800円
中小企業の場合	実質負担	
2/3	1/3	
4,800円助成	2,400円	

※1：出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同額を支払うことが必要です。

※2：助成率は、**中小企業 2/3 大企業 1/2**

※3：出向元と出向先の間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

### 受給までの流れ



### 雇用調整助成金の申請・問い合わせ先

#### 都道府県労働局・ハローワーク

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課（助成金センター）  
および、ハローワークまでお問い合わせください。

雇用調整助成金

検索

教育訓練を実施する事業主の方へ

雇用調整助成金は、経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業および教育訓練により労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金の一部を助成するものです。

## 雇用調整助成金の特例拡充のお知らせ（教育訓練関係）

今般の新型コロナウイルスの影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の拡充により、  
教育訓練について以下の通り要件を緩和しております。

### 教育訓練に関する特例措置の内容

#### 1 緊急対応期間中に教育訓練を行った場合の助成率と加算額を以下の通り引き上げます。

助成率	中小企業：2/3 大企業：1/2	→	中小企業：4/5（解雇等を行わない場合は10/10） 大企業：2/3（解雇等を行わない場合は3/4）
加算額	1,200円（1日）	→	中小企業：2,400円（1日） 大企業：1,800円（1日）

（※）緊急対応期間は令和2年4月1日から12月31日までです。

#### 2 対象となる教育訓練の範囲を拡大します。

新型コロナウイルスの影響に伴う特例の拡充により、緊急対応期間内では、通常の雇用調整助成金では助成対象外となる、以下のような教育訓練が支給対象となります。

- ・ 自宅などで行う学習形態の訓練  
(片方向受講・双方向受講いずれも可。サテライトオフィスなどでの受講も認められます。)
- ・ 職業、職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となる訓練  
(例：接遇・マナー研修、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修)
- ・ 繰り返しの教育訓練が必要なものについて、過去に行った教育訓練を同一の労働者に実施する訓練  
(※同一の対象期間における再訓練は認められません。)
- ・ その企業において通常の教育カリキュラムに位置づけられている訓練  
(自宅などで実施するなど、**通常と異なる形態で実施する場合**に限ります。)
- ・ 自社職員である指導員による訓練  
(**当該指導員が一般的に教育的立場にあり、一定程度の知識、実務経験を有すること**、および自宅などでインターネットなどを用いた双方向での訓練を実施するなど、**通常と異なる形態で実施することが必要**です。)

#### 3 教育訓練実施日は就労不可でしたが、半日訓練半日就業が可能になります。

## 求職者支援制度について

### 求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
    - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
    - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
    - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

### 対象者

- 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者  
具体的には、
  - ・雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
  - ・雇用保険の適用がなかった者
  - ・学卒未就職者、自営廃業者等が対象

### 訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

### 給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費及び寄宿する際の費用(ともに所定の額))を支給。
- 不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティあり。

### 訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

# 求職者支援訓練について

## 1. 訓練の種類

\* 訓練期間：基礎コースは2～4ヶ月、実践コースは3か月～6か月の間で設定

- ・基礎コース　－ 社会人としての基礎的能力及び短時間で習得できる技能等を付与する訓練
- ・実践コース　－ 就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を付与する訓練

## 2. 訓練の認定

- ・厚生労働大臣が認定。  
(職業訓練実施計画で定めた上限値を上回る申請があった場合は、これまでの就職実績等が高いものから認定。)
- ・求職者支援訓練の質の向上を図るため、就職実績が一定の水準以下の場合等は認定しない。  
このため、次のような要件を設定。  
＜訓練内容等に関する要件＞
  - ・ 求職者支援訓練を認定申請する前3年間に於いて、同程度の期間及び時間の職業訓練を実施した実績があること。
  - ・ 講師は、専門知識等に加え、「担当科目の内容を指導した十分な経験を有すること」も必要であること。
  - ・ 習得状況を毎月評価すること、修了評価すること、修了評価を記載したジョブカードを交付すること。
  - ・ 求職者支援訓練の受講者の就職実績が著しく悪くないこと。  
＜就職支援に関する要件＞
  - ・ 就職支援責任者を配置すること。

## 3. 訓練実施機関に対する奨励金

- ・実践コース： 就職実績に応じた支払制度  
訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した(雇用保険被保険者となった)者が

60%以上の訓練	7万円／人月
35%以上60%未満の訓練	6万円／人月
35%未満の訓練	5万円／人月
- ・基礎コース： 受講者数に応じた定額制  
6万円／人月

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

# 職業訓練受講給付金について

## 1. 額

- ・給付金支給単位期間(※)ごとに10万円  
ただし、日数が28日未満の給付金支給単位期間については、3,580円×日数
  - ・あわせて交通費及び寄宿する際の費用(ともに所定の額)も支給
- ※ 「支給単位期間」とは、訓練の開始日から1か月ごとに区切った期間

## 2. 要件

給付金支給単位期間について、

- ① 収入が8万円以下であること
- ② 世帯(※)の収入が25万円以下であること
- ③ 世帯の金融資産が300万円以下であること
- ④ 現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと
- ⑤ 訓練の全ての実施日に訓練を受講していること  
(やむを得ない理由により受講しなかった実施日がある場合にあっては、8割以上)
- ⑥ 世帯の中で他に当該給付金を受給し、訓練を受講している者がいないこと
- ⑦ 過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと

※世帯=同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母

## 3. 受給できる日数等

- ・12(1年相当)(必要な場合は24(2年相当))の給付金支給単位期間について支給
- ・直前に給付金の支給を受けた訓練の最初の支給単位期間の初日から6年を経過しない場合には支給しない

## 4. 手続等

- ・ハローワークで個別に就職支援計画を作成し、就職支援を行う(必要に応じて個別担当者制)
- ・月に1回ハローワークに来所し、前月の訓練の出席状況等を確認して、給付金を支給
- ・ハローワークに来所しない場合は、以後不支給
- ・不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティ

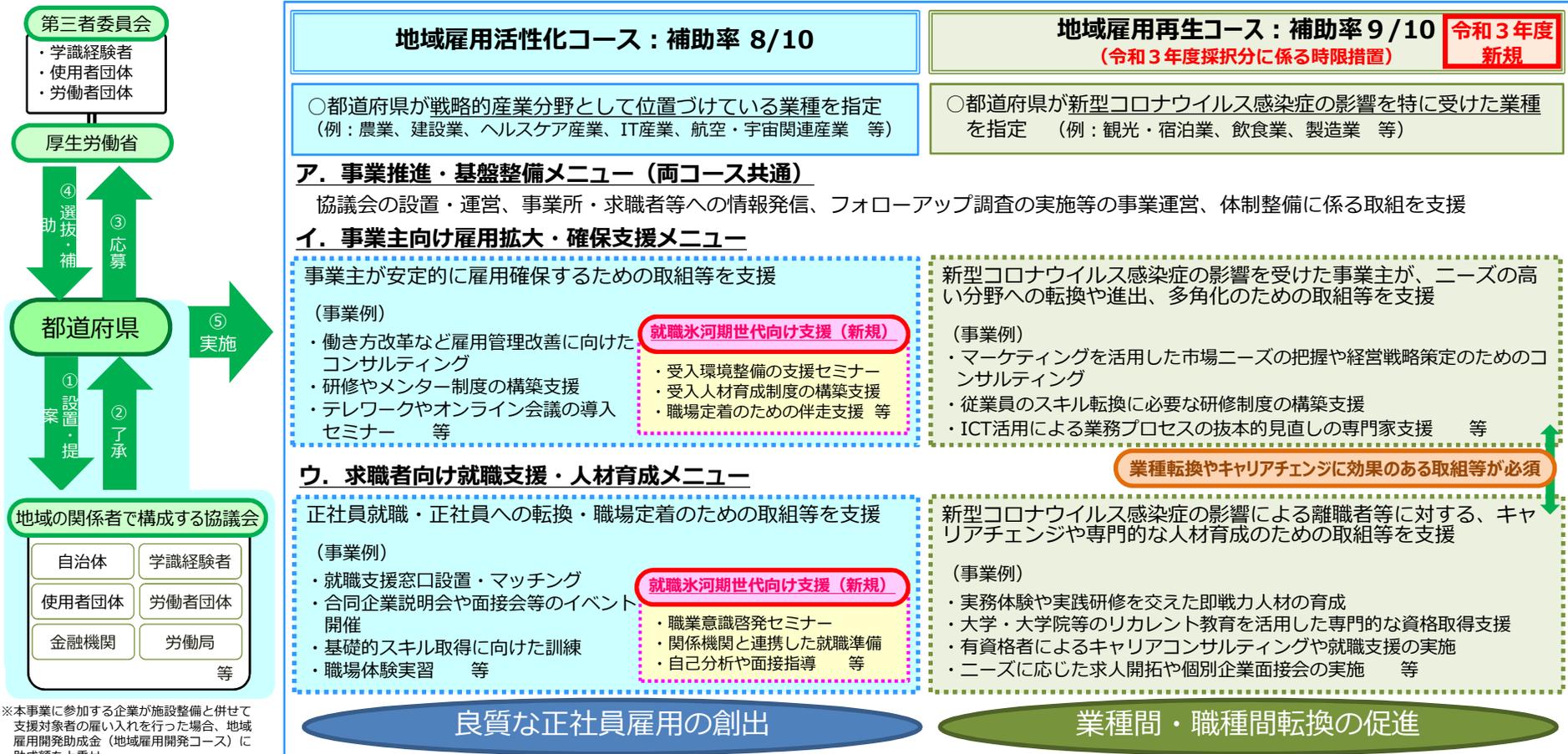
# 地域活性化雇用創造プロジェクト

## 事業目的

産業政策と一体となり雇用形態の転換や労働条件の改善等により良質で安定的な雇用機会を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域雇用を再生することで、雇用の安定、能力開発を推進し、地域における生産性向上・経済的基盤の強化を図る。

## 事業概要

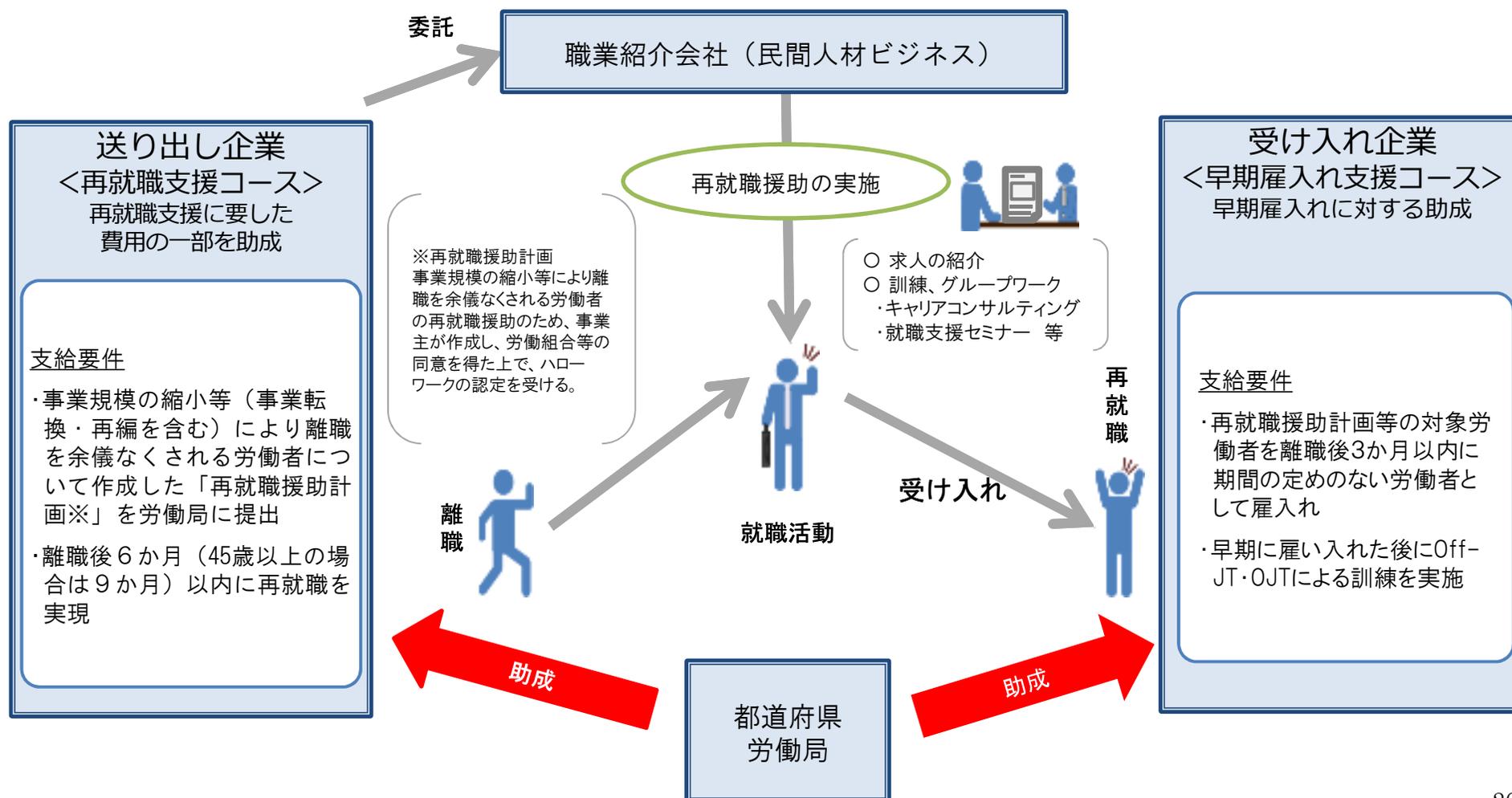
- 正社員有効求人倍率が1.0倍以下の都道府県（※）が地域の協議会の了承を得て提案する事業から、コンテスト方式により正社員雇用の場を確保する効果が高い事業を選抜 ※就職氷河期世代対象の事業を実施する場合のみ、1倍を上回る都道府県も提案可（地域雇用活性化コースに限る）
- 実施期間は最大3年間、事業費上限は2.5億円。国は都道府県に対し、経費の8割を補助  
ただし、新型コロナウイルス感染症対策の特例として、地域雇用再生コースについては経費の9割を補助



※本事業に参加する企業が施設整備と併せて支援対象者の雇い入れを行った場合、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に助成額を上乗せ。

## 労働移動支援助成金の概要について

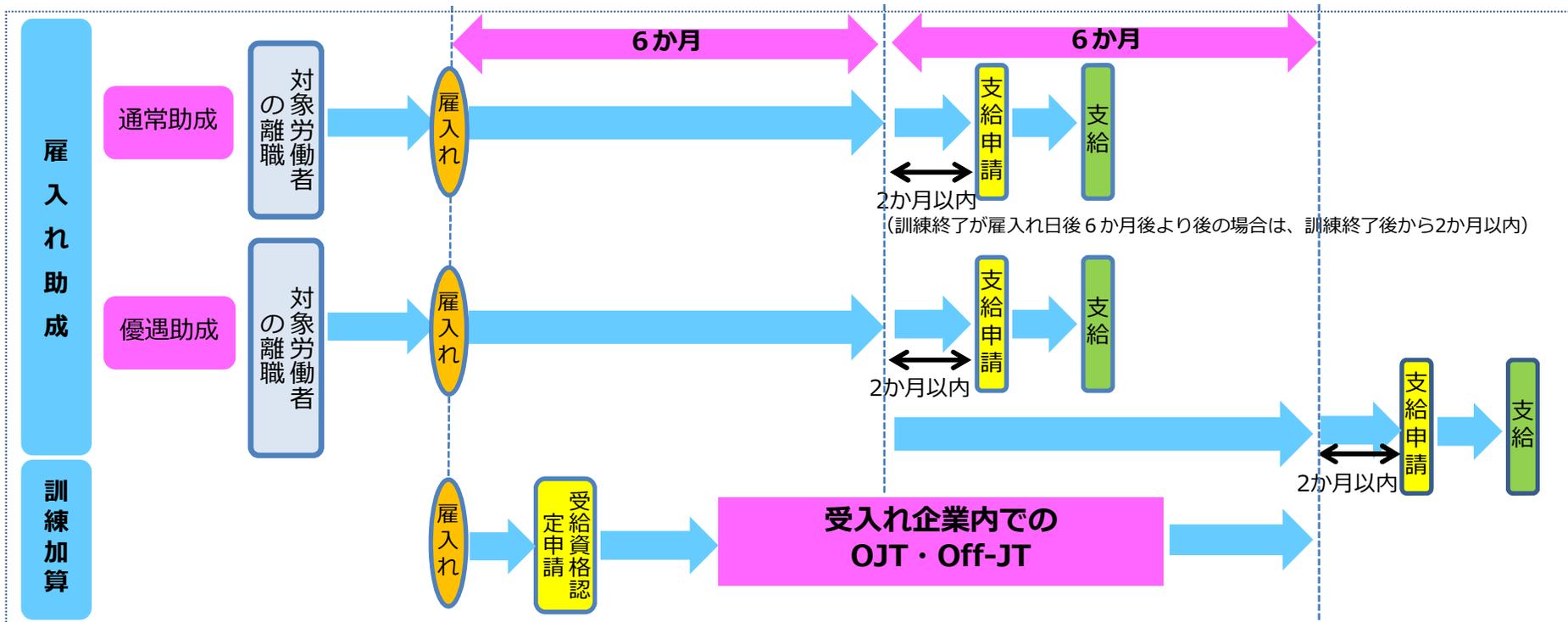
- 事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対する再就職援助について、職業紹介会社への委託、休暇付与等によって行う事業主に対して助成。
  - ・職業紹介会社への委託に要した費用の一部を助成
  - ・求職活動のための有給休暇を付与した場合にその経費の一部を助成 等
- 事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた労働者を期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成。
  - ・雇入れ助成30万円(一定の場合優遇助成の対象となる) ・訓練加算



## 労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)の概要

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、早期（離職後3か月以内）に、期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成。また、雇入れ後に訓練を実施した場合、その費用の一部を上乗せ助成。

令和3年度要求においては、当面の間、優遇助成について、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合に、助成額の加算を行うこととする。



【助成額】(※)「優遇助成」は、生産指標等により一定の成長性が認められる企業が、事業再編等を行う企業等から離職した者を雇い入れた場合の助成

雇入れ助成		通常の助成	優遇助成	優遇助成(賃金上昇)	
		30万円	40万円	60万円(40万円+20万円)	
		新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を 離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合は+40万円			
訓練加算	OJT実施助成	800円/時	900円/時	1,000円/時	
	Off-JT	実施助成	900円/時	1,000円/時	1,100円/時
		経費助成	上限30万円	上限40万円	上限50万円

# トライアル雇用助成金

## (一般トライアルコース)

### ■ 概要

職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用への移行を目的に一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して助成する制度。

### ■ 助成内容等

対象労働者	支給額
<ul style="list-style-type: none"><li>○45歳以上であって就労経験のない職業に就くことを希望する者(当面の間)</li><li>○2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者</li><li>○離職している期間が1年超の者</li><li>○育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者</li><li>○フリーターやニート等で55歳未満の者</li><li>○特別の配慮を要する者(生活保護受給者等)</li></ul>	月額4万円

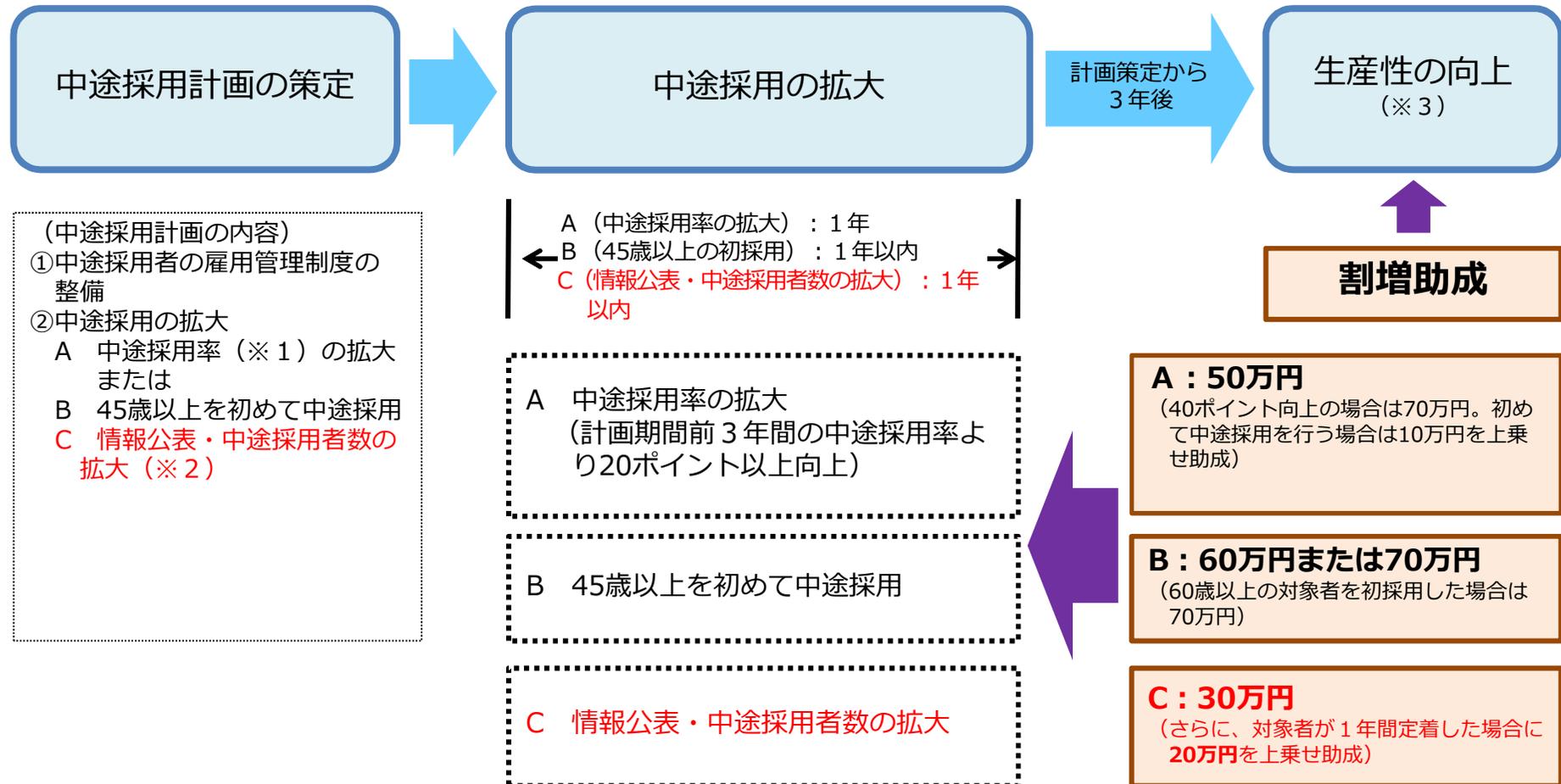
※ 対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は月額5万円となる。

※ ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。

※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の第2期の併用が可能。

## 中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)の概要

企業が、中途採用者の雇用管理制度の整備を行った上で、中途採用者の採用を拡大した場合に助成を行う。※赤字部分は、令和3年度概算要求における新たな対応。



- ※1 中途採用率は、無期フルタイム雇用で採用した者のうち、中途採用で採用する者の割合。計画前3年間の中途採用率60%未満の企業が対象。
- ※2 中途採用計画の策定に加えて中途採用に係る定性及び任意の定量情報の公開を行うことを要件とする。
- ※3 生産性は、中途採用計画開始前直近の事業年度と、その3年後を比較。3年後に、中途採用者の定着率が一定割合以上であることが必要。

# 新卒者等への就職支援

## 背景

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、就職活動が十分に行えなかったり、不安を抱える学生等への就職支援の強化が課題。
- 雇用環境の状況にかかわらず、内定を得ることが困難な学生が一定数存在しており、その課題は一層複雑・困難化している。
- 卒業後に進学も就職もしていない者も一定以上存在（高卒5.3万人（H31）、大卒3.8万人（H31））しているとともに、高卒者の3年以上離職率が約4割に上り、特に就職1年以内の離職率が大学に比べ高い現状。

## 対策

上記の課題を踏まえ、就職活動が十分に行えなかったり、不安を抱える学生等に対して新卒応援ハローワーク等においてきめ細かな個別支援等を行うとともに、大学・高校等との連携により早期離職のリスクを抱えた学生・生徒や就職活動が困難な学生・生徒等にフォーカスした支援策を実施するほか、就職後のフォローアップとして企業への定着支援を重点的に行う。

### <就職活動に不安を抱える学生等への支援>

- ・担当者制によるきめ細かな個別支援、面接指導の実施等
- ・大学等との連携による就職支援の実施
- ・新卒者等向けの求人開拓の積極的な実施
- ・企業に対する、求人条件緩和指導・未充足求人への積極的マッチング等の重点的な支援

### <就職活動が特に困難な学生への支援>

- ・新卒応援ハローワークにおける特別支援チーム（就職支援ナビゲーター、公認心理師等、自治体の福祉部局職員等で構成）が大学等に出向き、支援対象者に対してチーム支援を実施

### <就職活動に向けた早期の学生等への支援>

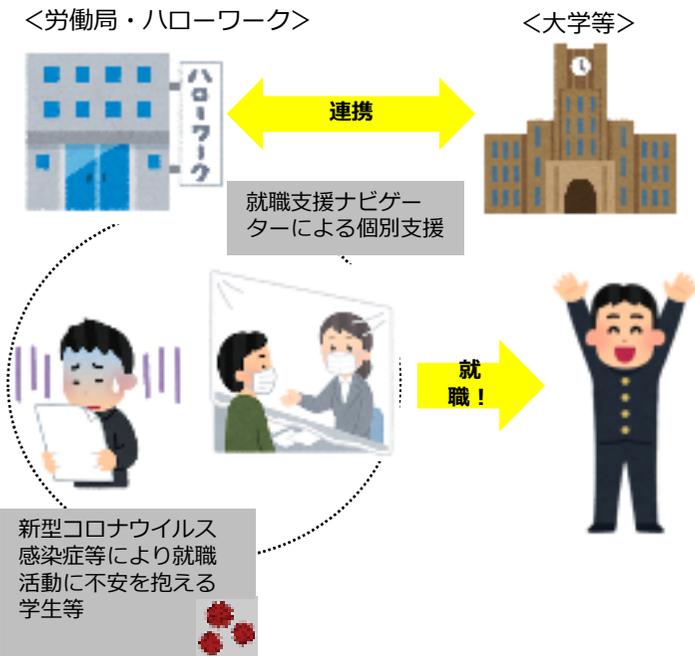
学生等に対し、大学とも連携を強化しつつ、以下のような就職活動に向けた早期の支援を実施する。

- ・職業に対する早期の意識啓発や自己分析を通じた適切な職業選択について相談支援
- ・業界分析の支援に関する助言

### <早期離職のリスクを抱えた学生等への支援>

- ・高校等との連携による、早期離職のリスクを抱える高卒就職者や離職者の把握、支援対象者への能動的なアプローチ（就職者の場合、就職先企業への助言等を含む）
- ・内定取消しや入職時期の繰り下げ等にあった学生等への相談、個別求人開拓等

### <就職支援ナビゲーターによる個別支援>



#### ◆現状認識

- ・2020年度卒業・修了予定者等については、**新型コロナウイルス感染症の影響**により**企業説明会の延期・中止**や一部の企業による**採用選考活動の取りやめ**など、就職活動に影響。**就職内定率は昨年度比と比べてやや低下**。内定を得ている学生に、**内定取消しの事例も**。
- ・2021年度卒業・修了予定者等の採用計画は、一部の企業で採用の実施又は採用数が決まっていないなど、**不透明感**。
- ・卒業・修了後少なくとも**3年以内の既卒者**を含む、意欲や能力を有する若者に**就職の機会を広く提供することも重要**。
- ・第二の就職氷河期世代を作らないとの観点から、**本年度及び来年度の新卒者等の採用維持・促進を図るため、以下の取組を実施**。

#### 1 新卒者等に対する支援

- ・**新卒応援ハローワークの積極的な利用を周知するとともに、大学のキャリアセンター等との連携を強化**  
就職支援ナビゲーターの大学への定期的な訪問。
- ・**新卒応援ハローワーク等において、新卒者等の個別状況※に応じたきめ細かな支援**  
※就職活動中の未内定学生、コミュニケーションに課題を抱える学生、内定取消し等にあった学生、来年度以降新卒者等
- ・**大学等を通じた就職支援の強化**  
大学等の特色ある就職支援事例を広く周知。進路決定に有益な情報を集約し、大学等に提供。就職未内定のまま卒業する学生に対する学内リソースの継続的利用。就職未内定を理由に留年した学生への支援等。

#### 2 企業に対する支援

- ・**新卒者等と採用意欲のある中小企業とのマッチング促進**  
中小企業との合同マッチングの機会を設定するとともに、経営者と大学生等の交流の場を設定等を実施。
- ・**東京等の若者人材の移転支援** (R3年度新規概算要求)  
新型コロナウイルス感染症の影響による地方移住への関心の高まりといった状況を踏まえ、東京をはじめとする都市の若者人材の移転に関する手法を検討。

#### 3 経済団体等へ

- ・第二の就職氷河期世代を生まないとの観点から、本年度及び来年度の新卒者等について、**中長期的な視点に立った採用を行うよう要請**。
- ・卒業・修了後少なくとも**3年以内の既卒者は、新規採用枠に応募できるよう要請**。

本年10月27日、関係大臣等（一億総活躍担当大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業副大臣）から経済4団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会）に対し要請。

# 雇用調整助成金等に関するデータについて

---

## 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長

- 雇用調整助成金：経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 (4月1日から <b>12月31日まで</b> )
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合：10/10(中小) 3/4(大企業)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,370円	休業・教育訓練の助成額の上限額は15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間(別枠扱い)
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺 停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合10/10(中小) 3/4(大企業) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内

# 雇用調整助成金等のサンプル調査について

## 調査の概要

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、雇用調整助成金や新たに設けた緊急雇用安定助成金（雇用保険被保険者でない従業員の方を休業させた場合の助成金）の支給が急増する中、その実態を把握することを目的として調査を行った。

### 2 調査の対象、方法

- 2020年4月～8月の間に行われた雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金の支給決定について、都道府県労働局ごとに、その4～5%を目安としてサンプルを抽出した（サンプル数 58,675件）。
- 調査項目は、支給決定した企業の属する「産業区分」「休業等支給日数」「支給決定金額」とした。
- なお、サンプルの抽出は、都道府県労働局ごとに特定日の支給決定件数からランダムに行っており、各地域の産業構造や全国的な産業構造等を勘案したものではない。

### 3 集計方法

#### （1）基本集計（p.2-3）

- 産業別に「支給決定件数」「休業等支給日数」「支給決定金額」を集計した。
- 産業別の「休業等支給日数」を「支給決定件数」で除算し「1件あたりの休業等支給日数」を、「支給決定金額」を「支給決定件数」で除算し「1件あたりの支給決定金額」を、「支給決定金額」を「休業等支給日数」で除算し「1日あたりの支給決定金額」を算出した。

#### （2）推計（p.4-5）

- 産業ごとの事業所全体に占める雇用調整助成金等を利用した事業所の割合について、以下の推計を行った。
  - ① 2020年4月～8月に行われた支給決定件数総数（※1）をサンプル数で除算したものをAとした。
  - ② サンプルにおける産業構成が実態を反映していると仮定し、産業別の「支給決定件数」にAを乗算し、産業別の「支給決定件数（推計）」を算出した。
  - ③ ②を産業別の雇用保険適用事業所数（2020年9月末時点）で除算した。
- 産業ごとの雇用者全体に占める雇用調整助成金等を利用した雇用者の割合は算出できないが、その傾向を把握するため、試みに、以下の推計を行った。
  - ④ 産業別の「休業等支給日数」にAを乗算し、産業別の「休業等支給日数（推計）」を算出した。
  - ⑤ ④を5月～8月の産業別の雇用者（緊急雇用安定助成金は「非正規の職員・従業員」※2）数（原数値）の平均値で除算した。

※1 事業所が調査対象期間内に複数回支給申請する場合があるため、支給決定件数は事業所数を上回ることに留意。

※2 「非正規の職員・従業員」には緊急雇用安定助成金でなく雇用調整助成金の対象となる週労働時間20時間以上の雇用者も含むことに留意。いずれも総務省「労働力調査（基本集計）」による。

## 雇用調整助成金（基本集計）

- 支給決定件数をみると、「製造業」「卸売業,小売業」「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」が多い。
- 休業等支給日数（延べ人日）をみると、支給決定件数と同様に「製造業」「卸売業,小売業」「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」が多い一方、1件当たりの休業等支給日数をみると「生活関連サービス業,娯楽業」が特に多く、次いで「運輸業,郵便業」「製造業」「サービス業（他に分類されないもの）」「宿泊業,飲食サービス業」の順に多い。
- 支給決定金額（総額）をみると、「製造業」「生活関連サービス業,娯楽業」「宿泊業,飲食サービス業」「卸売業,小売業」で多い。1件当たりの支給決定金額をみると、「製造業」が特に多く、次いで「卸売業,小売業」「宿泊業,飲食サービス業」の順で多い。1日当たりの支給決定金額でみると、「情報通信業」「製造業」「建設業」「学術研究,専門・技術サービス業」の順で多い。

	大分類	支給決定 件数	休業等支給日数		支給決定金額(円)		
			延べ人日	1件当たり	総額	1件当たり	1日当たり
1	製造業	9,588	1,838,177	191.7	21,965,062,895	114,570,590	11,949
2	卸売業,小売業	7,484	1,081,642	144.5	11,502,296,733	79,585,657	10,634
3	宿泊業,飲食サービス業	6,950	1,252,928	180.3	11,781,343,702	65,351,192	9,403
4	生活関連サービス業,娯楽業	4,462	1,639,375	367.4	15,037,240,607	40,927,892	9,173
5	建設業	3,711	193,546	52.2	2,300,368,239	44,106,768	11,885
6	サービス業 (他に分類されないもの)	2,999	565,193	188.5	5,028,616,033	26,682,601	8,897
7	運輸業,郵便業	2,705	722,012	266.9	7,920,237,711	29,672,974	10,970
8	医療,福祉	2,701	135,258	50.1	1,392,475,644	27,806,789	10,295
9	学術研究,専門・技術サービス業	2,353	223,294	94.9	2,501,707,250	26,362,182	11,204
10	不動産業,物品賃貸業	1,173	117,958	100.6	1,272,498,145	12,653,998	10,788
11	情報通信業	1,049	100,374	95.7	1,280,953,436	13,387,134	12,762

注)支給決定件数が1,000以上の産業

## 緊急雇用安定助成金（基本集計）

- 支給決定件数をみると、「宿泊業, 飲食サービス業」「卸売業, 小売業」「製造業」「生活関連サービス業, 娯楽業」が多い。
- 休業等支給日数（延べ人日）をみると、「宿泊業, 飲食サービス業」が特に多く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」「卸売業, 小売業」「教育, 学習支援業」「生活関連サービス業, 娯楽業」が多い。1件当たりの休業等支給日数をみると、「教育, 学習支援業」「サービス業（他に分類されないもの）」「学術研究, 専門・学術サービス業」「宿泊業, 飲食サービス業」の順に多い。
- 支給決定金額（総額）をみると、「宿泊業, 飲食サービス業」が特に多く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」「卸売業, 小売業」が多い。1件当たりの支給決定金額をみると、「宿泊業, 飲食サービス業」が特に多く、「卸売業, 小売業」「製造業」が多い。1人当たりの支給決定金額をみると、「建設業」「情報通信業」「運輸業, 郵便業」が多い。

	大分類	支給決定 件数	休業等支給日数		支給決定金額(円)		
			延べ人日	1件当たり	総額	1件当たり	1日当たり
1	宿泊業, 飲食サービス業	3,670	697,729	190.1	2,329,697,232	12,254,025	3,339
2	卸売業, 小売業	2,150	212,102	98.7	785,612,405	7,963,464	3,704
3	製造業	1,411	50,687	35.9	227,209,124	6,324,937	4,483
4	生活関連サービス業, 娯楽業	1,072	100,972	94.2	402,883,319	4,277,333	3,990
5	医療, 福祉	850	20,734	24.4	99,940,760	4,097,217	4,820
6	サービス業 （他に分類されないもの）	815	242,313	297.3	883,596,506	2,971,905	3,647
7	教育, 学習支援業	560	175,363	313.1	374,063,108	1,194,524	2,133
8	学術研究, 専門・技術サービス業	470	96,522	205.4	350,713,883	1,707,751	3,634
9	運輸業, 郵便業	392	18,081	46.1	91,172,083	1,976,631	5,042
10	建設業	270	8,136	30.1	62,977,403	2,089,958	7,741
11	不動産業, 物品賃貸業	249	26,203	105.2	98,742,539	938,324	3,768
12	情報通信業	185	13,024	70.4	78,098,119	1,109,348	5,996

注) 支給決定件数が100以上の産業

## 雇用調整助成金等の利用割合【事業所】（推計）

産業ごとに、同産業内の雇用調整助成金等を利用した事業所の割合を比較するため、各産業における雇用調整助成金等の支給決定件数（延べ数）（推計）を雇用保険適用事業所数で除算した結果、

- ① 雇用調整助成金では「宿泊業, 飲食サービス業」「生活関連サービス業, 娯楽業」「製造業」「運輸業, 郵便業」の順に割合が高く
- ② 緊急雇用安定助成金では「宿泊業, 飲食サービス業」「教育, 学習支援業」「生活関連サービス業, 娯楽業」の順に割合が高い

※事業所が調査対象期間内に複数回支給申請する場合がありますことに留意

### 雇用調整助成金

	大分類	支給決定件数	支給決定件数(推計) (a)	雇用保険事業所数 (b)	(a)/(b)
1	宿泊業, 飲食サービス業	6,950	77746.7	136,841	56.8%
2	生活関連サービス業, 娯楽業	4,462	49914.5	105,034	47.5%
3	製造業	9,588	107256.9	270,615	39.6%
4	運輸業, 郵便業	2,705	30259.7	79,080	38.3%
5	教育, 学習支援業	808	9038.8	38,313	23.6%
6	卸売業, 小売業	7,484	83720.4	378,965	22.1%
7	不動産業, 物品賃貸業	1,173	13121.9	63,028	20.8%
8	分類不能の産業	79	883.7	4,670	18.9%
9	情報通信業	1,049	11734.7	63,962	18.3%
10	サービス業(他に分類されないもの)	2,999	33548.6	197,603	17.0%
11	学術研究, 専門・技術サービス業	2,353	26322.0	165,349	15.9%
12	医療, 福祉	2,701	30215.0	265,060	11.4%
13	建設業	3,711	41513.4	415,802	10.0%
14	金融業, 保険業	157	1756.3	25,090	7.0%
15	電気・ガス・熱供給・水道業	14	156.6	2,557	6.1%
16	鉱業, 採石業, 砂利採取業	11	123.1	2,225	5.5%
17	漁業	17	190.2	3,852	4.9%
18	複合サービス業	108	1208.2	34,264	3.5%
19	農業・林業	71	794.2	27,040	2.9%
20	公務(他に分類されるものを除く)	5	55.9	13,837	0.4%
	合計	46,445	519560.8	2,293,187	22.7%

### 緊急雇用安定助成金

	大分類	支給決定件数	支給決定件数(推計) (a)	雇用保険事業所数 (b)	(a)/(b)
1	宿泊業, 飲食サービス業	3,670	13218.8	136,841	9.7%
2	教育, 学習支援業	560	2017.0	38,313	5.3%
3	生活関連サービス業, 娯楽業	1,072	3861.2	105,034	3.7%
4	分類不能の産業	45	162.1	4,670	3.5%
5	卸売業, 小売業	2,150	7744.0	378,965	2.0%
6	製造業	1,411	5082.2	270,615	1.9%
7	運輸業, 郵便業	392	1411.9	79,080	1.8%
8	サービス業(他に分類されないもの)	815	2935.5	197,603	1.5%
9	不動産業, 物品賃貸業	249	896.9	63,028	1.4%
10	医療, 福祉	850	3061.6	265,060	1.2%
11	情報通信業	185	666.3	63,962	1.0%
12	学術研究, 専門・技術サービス業	470	1692.9	165,349	1.0%
13	金融業, 保険業	40	144.1	25,090	0.6%
14	漁業	5	18.0	3,852	0.5%
15	電気・ガス・熱供給・水道業	3	10.8	2,557	0.4%
16	農業・林業	23	82.8	27,040	0.3%
17	建設業	270	972.5	415,802	0.2%
18	複合サービス業	17	61.2	34,264	0.2%
19	公務(他に分類されるものを除く)	3	10.8	13,837	0.1%
20	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0.0	2,225	0.0%
	合計	12,230	44050.5	2,293,187	1.9%

※支給決定件数(推計)は、支給決定件数(総数)を今回の調査サンプル数で除算し、産業別の支給決定件数に乗じたもの

## 雇用調整助成金等の利用割合【雇用者】（推計）②

産業ごとに雇用調整助成金等を利用した雇用者の割合を比較することはできないが、その傾向を把握するため、試みに各産業における雇用調整助成金等の休業等支給日数（延べ数）（推計）を5月～8月の同産業内の雇用者数（※）の平均値で除算した結果、

- ① 雇用調整助成金では「生活関連サービス業、娯楽業」が特に多く、「宿泊業、飲食サービス業」「運輸業、郵便業」「製造業」の順に多く
- ② 緊急雇用安定助成金では「宿泊業、飲食サービス業」「学術研究、専門・技術サービス業」「教育、学習支援業」「サービス業（他に分類されないもの）」の順に多い

※ 緊急雇用安定助成金は「非正規の職員・従業員」で計算

雇用調整助成金

	大分類	休業等支給日数 延べ人日	延べ人日(推計) (a)	平均雇用者数 (b)	(a)/(b)
1	生活関連サービス業、娯楽業	1,639,375	18339001.7	1,732,500	10.59
2	宿泊業、飲食サービス業	1,639,375	18339001.7	3,287,500	5.58
3	運輸業、郵便業	722,012	8076845.9	3,362,500	2.40
4	製造業	1,838,177	20562916.5	10,040,000	2.05
5	医療、福祉	135,258	1513074.6	826,000	1.83
6	サービス業(他に分類されないもの)	565,193	6322577.4	4,065,000	1.56
7	学術研究、専門・技術サービス業	223,294	2497896.5	1,875,000	1.33
8	卸売業、小売業	1,081,642	12099876.2	9,492,500	1.27
9	不動産業、物品賃貸業	117,958	1319546.8	1,255,000	1.05
10	建設業	193,546	2165118.1	3,932,500	0.55
11	教育、学習支援業	98,764	1104831.5	3,220,000	0.34
12	複合サービス業	14,139	158167.1	500,000	0.32
13	金融業、保険業	22,598	252794.4	1,627,500	0.16
14	情報通信業	100,374	1122841.9	9,090,000	0.12
15	農業・林業	5,047	56458.7	600,000	0.09
16	公務(他に分類されるものを除く)	151	1689.2	2,492,500	0.00
	合計	6,757,528	75593636.4	55,666,000	1.36

緊急雇用安定助成金

	大分類	休業等支給日数 延べ人日	延べ人日(推計) (a)	平均非正規 雇用者数 (b)	(a)/(b)
1	宿泊業、飲食サービス業	697,729	2513110.9	2,317,500	1.08
2	学術研究、専門・技術サービス業	96,522	347657.2	402,500	0.86
3	教育、学習支援業	175,363	631630.1	1,245,000	0.51
4	サービス業(他に分類されないもの)	242,313	872773.6	1,857,500	0.47
5	生活関連サービス業、娯楽業	100,972	363685.4	927,500	0.39
6	不動産業、物品賃貸業	26,203	94379.1	377,500	0.25
7	卸売業、小売業	212,102	763958.3	4,355,000	0.18
8	情報通信業	13,024	46910.4	350,000	0.13
9	製造業	50,687	182566.7	2,337,500	0.08
10	運輸業、郵便業	18,081	65124.9	1,007,500	0.06
11	建設業	8,136	29304.6	567,500	0.05
12	医療、福祉	20,734	74680.6	2,990,000	0.02
13	複合サービス業	816	2939.1	135,000	0.02
14	金融業、保険業	1,345	4844.5	315,000	0.02
15	農業・林業	532	1916.2	317,500	0.01
16	公務(他に分類されるものを除く)	29	104.5	442,500	0.00
	合計	1,664,588	5995586.0	19,945,000	0.30

※漁業、電気・ガス・熱供給・水道業、鉱業、採石業、砂利採取業を除く。

# 補正予算・概算要求に係る参考資料

---

# 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 令和2年度 厚生労働省第一次補正予算のポイント

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の流行で国内外が未曾有の危機に直面する中、
  - ・国民の生命を守るため、感染拡大の防止に取り組むとともに、医療提供体制、福祉サービスの確保等に最優先で取り組み、最前線で奮闘する医療、福祉の現場を全力で支える。
  - ・新型コロナウイルス感染症の雇用・国民生活への影響を最小限にとどめるべく、これまでにない雇用の維持、生活の支援、資金繰り支援等を行い、感染収束後の反転・攻勢に備える。

## (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

### ◆病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備

- ・重症患者に対応可能な医師、看護師等を確保し、感染拡大により、マンパワーが不足する医療機関へ派遣
- ・感染症病床の整備の支援のほか、重症患者を受け入れる病床確保の支援、宿泊施設等を活用した軽症者の療養体制等の確保
- ・国による人工呼吸器の確保、体外式膜型人工肺(ECMO)、患者を受け入れる医療機関の設備整備
- ・休業等となった医療機関への継続再開支援
- ・感染拡大防止の観点からのオンライン診療等の推進
- ・業務量の増大に対応するための保健所等の体制整備への支援 等

※上記に含まれる事業について、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)」を創設し、地域の状況に応じた柔軟かつ臨機応変な支援を行う。

あわせて、診療報酬において、感染防止に留意した医療機関の対応等を特例的に評価

### ◆治療薬・ワクチン等の開発・普及促進、PCR検査体制の強化等

- ・既存医薬品の有効性確認と確保(アビガンの増産)
- ・ワクチンや治療薬の開発支援
- ・地方衛生研究所、民間検査機関等におけるPCR検査能力の更なる拡大
- ・感染症流行対策イノベーション連合(CEPI)及びGaviへの出資による国際的なワクチン開発・供給の推進への貢献
- ・日本感染症学会等における性能評価を踏まえた抗体検査による疫学調査の実施

### ◆マスク、消毒液等の衛生資材の確保、医療機関、福祉施設等への提供

- ・医療用マスク、ガウン、フェイスシールド、消毒薬等の医療従事者等の感染を防ぐ物資等の国による買い上げと必要な医療機関等への配付
- ・布製マスクの国による買い上げと高齢者・障害者福祉施設、児童福祉施設、妊婦、全世帯への配付

### ◆福祉施設における感染症拡大防止策

- ・高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等での感染拡大防止のため、都道府県等が施設等に配付する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒費用等に必要なる費用を補助

### ◆水際対策の強化

- ・検疫官の応援体制の確保、PCR検査機器の配備等

### ◆障害者、外国人等への情報発信機能等の強化

### ◆地域における学校臨時休業等のまん延防止策のサポート

- ・小学校等が臨時休業した場合等の保護者の休暇取得支援
- ・学校の休業に伴う放課後児童クラブ、放課後等デイ、ファミサポ事業への支援

### ◆福祉サービス提供体制の確保

- ・職員が不足する社会福祉施設等への応援職員の派遣によるサービス提供の維持
- ・休業要請を受けた通所型サービス事業所等のサービス継続支援

## (2) 雇用の維持と事業の継続

### ◆雇用調整助成金の特例措置の拡大

- ・助成率の引上げ(中小2/3→4/5(最大9/10)、大企業1/2→2/3(最大3/4))、週20時間未満労働者の対象への追加

### ◆内定取消者への就職支援、求職者支援訓練の拡充等

- ・内定取消者、非正規雇用労働者、外国人労働者、住居・生活支援等を必要とする求職者等へのハローワーク等におけるきめ細かな対応
- ・雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援訓練等の拡充

### ◆国民健康保険等の保険料減免等

- ・国民健康保険等において収入減少時の保険料減免の実施、厚生年金保険等の社会保険料の納付猶予について国税と同様に延滞金なしで猶予できる特例を創設

### ◆個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

- ・休業等により収入が減少し、一時的な資金が必要な方への緊急貸付等の実施

### ◆住居を失うおそれのある困窮者への支援の拡充等

- ・住居を失った場合等に支給される住居確保給付金の支援の拡充
- ・未払賃金立替払の迅速・確実な実施
- ・自殺リスクの高まりに対応するため、SNS相談等の体制の充実

### ◆感染防止対策等による高年齢労働者の職場環境整備

### ◆生活衛生関係営業者、医療・福祉事業者への強力な資金繰り対策

- ・生活衛生関係営業者の資金繰り支援のため、既往債務の借換を含め、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」等による無利子・無担保貸付の実施
- ・医療・福祉事業者の資金繰り支援のため、福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資を拡充

## (3) 強靱な経済構造の構築

### ◆テレワーク等の推進

- ◆医薬品安定確保を図るため、医薬品原薬等の国内製造拠点の整備のための製造設備の支援

※新型コロナウイルス感染症対策予備費を創設。感染症の拡大やワクチン等の開発状況などを踏まえ、更なる対応が必要となる場合には、必要な措置。

# 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 令和2年度 厚生労働省第二次補正予算のポイント

- ▶ 新型コロナウイルスとの長期戦が見込まれる中、国民のいのち、雇用、生活を守るため、第一次補正予算等で措置した対策と相まって、「感染拡大の抑え込み」と「社会経済活動の回復」の両立を目指すための対策を強化する。
- ▶ 追加額 4兆9,733億円（うち一般会計 3兆8,507億円、労働保険特別会計 1兆4,446億円）※一般会計から労働保険特会への繰入があるため、3,220億円が重複する。

## 1. 検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発

### (1) PCR等の検査体制のさらなる強化

- **地域外来・検査センターの設置とPCR・抗原検査の実施【366億円】**
  - ・ 地域外来・検査センターの業務委託等を支援し、検査体制を強化
  - ・ 行政検査としてPCR・抗原検査を実施
- **検査試薬・検査キットの確保【179億円】**
  - ・ PCR検査試薬、抗原検査キットの買上げ等
- **抗体検査による感染の実態把握【14億円】**
  - ・ ウイルスの抗体保有状況等を把握するための疫学調査を拡大

### (2) 新型コロナウイルス感染症に係る情報システムの整備

- **感染拡大防止システムの拡充・運用等【13億円】**
  - ・ 感染者等の情報を把握・管理するシステム（HER-SYS）の機能拡充
- **新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムの拡充【29億円】**
  - ・ 医療機関から患者の受入れ状況や医療機器の稼働状況等の情報を迅速に収集するシステム（G-MIS）について、調査対象医療機関の拡大、情報収集項目の追加

### (3) ワクチン・治療薬の開発と早期実用化等

- **ワクチン・治療薬の開発等【600億円】**
  - ・ ワクチン・治療薬等の開発資金の補助
- **ワクチンの早期実用化のための体制整備【1,455億円】**
  - ・ ワクチン開発と並行して生産体制の整備、シリンジ・注射針の買上げ・備蓄等

## 2. ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保

- **新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充(国庫負担10/10)【2兆2,370億円】**
    - ・ 医療提供体制の整備等について、新たにメニューを追加
      - ✓ 重点医療機関への支援、医療従事者等への慰労金の支給、救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策、医療機関・薬局等の感染拡大防止等のための支援 等
    - ・ 介護・福祉分野の支援についても、新たに対象に追加
      - ✓ 感染症対策を徹底したサービス等の提供をするために必要な経費、介護・障害福祉事業所の職員への慰労金の支給、サービス利用の再開支援 等
  - **医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充【365億円】**
    - ・ (独)福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資の拡充
    - ・ 融資までの対策としての診療報酬等の一部の概算前払いに必要な借入利子等の補助
  - **医療用物資の確保・医療機関等への配布等【4,379億円】**
    - ・ サージカルマスク、N95マスク、ガウン、フェイスシールド、手袋といった個人防護具等を買い上げ、必要な医療機関等に優先配布、必要に応じて備蓄
  - **薬局における薬剤交付支援事業【11億円】**
  - **介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援【3.3億円】**
    - ・ 事業所職員が医療的見地からの相談を受けられる窓口の設置、専門家による実地指導等
  - **就労系障害福祉サービスの活性化等福祉サービス提供体制の確保【22億円】**
    - ・ 生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所の再起を支援
  - **医療的ケア児者への衛生用品等の優先配布【9.4億円】**
- ※ 上記取組にあわせて、診療報酬において、重症・中等症患者の診療や医療従事者の感染リスクを伴う診療等に係る特例的な評価を行う。

## 3. 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援

### (1) 雇用を守るための支援

- **雇用調整助成金の抜本的拡充【7,717億円】**
  - ・ 雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円に特例的に引き上げ、緊急対応期間を9月まで延長
- **新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)の創設【5,442億円】**
  - ・ 休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請により、支援金を支給
- **失業等給付費の確保【2,441億円】**
  - ・ 雇用失業情勢の変化に対応するため、失業等給付費を確保
- **就職支援の強化等【34億円】**
  - ・ ハローワークの就職支援ナビゲーターを拡充し、担当者制による就職支援の強化
- **外国人労働者に係る相談支援体制等の強化【2.5億円】**
  - ・ 雇用等に係る情報の多言語による発信強化
- **小学校等の臨時休業等に伴う特別休暇取得制度への支援【50億円】**
- **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度の創設【90億円】**

### (2) 生活の支援等

- **個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施【2,048億円】**
- **生活困窮者等への支援の強化【65億円】、住まい対策の推進【99億円】**
  - ・ 自立相談支援機関等の人員体制強化、住居確保給付金の支給、アパート等への入居支援
- **自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援【8.7億円】**
- **低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給【1,365億円】**
- **感染防止に配慮した児童虐待、DV、ひとり親家庭等の相談支援体制の強化【4.2億円】**
- **「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り体制の強化【41億円】**
  - ・ 児童相談所や市町村の体制強化、子ども食堂や宅食等を行う民間団体等の支援
- **妊産婦等への支援の強化【177億円】**
  - ・ 妊産婦に対する寄り添い型支援と検査費用の補助、オンライン保健指導、乳幼児健診の個別化等
- **生活衛生関係事業者への資金繰り支援の拡充等【189億円】**

# 令和3年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求

## － ウィズコロナ時代に対応した社会保障の構築 －

新型コロナウイルス感染症から国民のいのち・雇用・生活を守るために講じてきたこれまでの対策に加え、「新たな日常」を支える社会保障を構築するために必要な施策について、重点的な要求を行う。

新型コロナウイルス感染症から国民のいのちや生活を守る

ウィズコロナ時代に対応した社会保障

### ポストコロナ時代を見据えて、全分野におけるデジタル化を重点的に推進

#### ウィズコロナ時代に対応した保健・医療・介護の構築

- 感染防止に配慮した医療・福祉サービスの確保
- 医療機関等に係る情報の効率的な取得、感染防護具等の確保
- PCR検査・抗原検査等の検査体制の充実、検疫所の機能強化、ワクチン・治療薬の開発・確保
- 保健所等の機能強化、HER-SYS等による情報収集の効率化・機能強化
- 感染拡大防止に向けた研究開発の推進
- 地域医療構想の実現等による柔軟かつ持続可能な医療提供体制の構築
- 地域包括ケアシステムの構築、認知症施策の推進、介護の受け皿整備
- 予防・健康づくり、PHRの拡充等のデータヘルス改革、全ゲノム解析等実行計画の推進
- 科学技術・イノベーションの推進、水道の基盤強化

#### ウィズ・ポストコロナ時代の雇用就業機会の確保

- 雇用の維持・継続に向けた支援
- 失業予防に向けた業種・地域・職種を超えた再就職等の促進
- 産業雇用安定センターによる出向・移籍あっせんの推進
- 派遣労働者など非正規雇用労働者の再就職支援、新規学卒者への就職支援
- 医療介護福祉保育等分野への就職支援
- 就職氷河期世代・高齢者・女性・障害者・外国人などの活躍促進
- 男性の育児休業取得の促進
- 「新しい働き方」に対応した良質なテレワークの定着
- 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進、雇用形態に関わらない公正な待遇確保

#### 「新たな日常」の下での生活支援

- 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の整備、生活困窮者への支援
- 生活困窮者等への住まい確保・定着支援、住居確保給付金の支給等
- 成年後見制度の利用促進、自殺総合対策の推進
- 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等も含めた地域における子どもの見守り体制の強化
- 保育等の受け皿確保をはじめとした子どもを産み育てやすい環境づくりの推進
- 児童虐待防止対策・社会的養育の推進
- 産後ケア事業の推進・不妊治療に対する助成等の母子保健医療対策の推進、ひとり親家庭等の自立支援
- 障害児・者支援の推進、依存症対策の推進
- 戦没者遺骨収集等の推進

これまでの緊急対応策・令和2年度補正予算等

ポストコロナ時代の新しい未来

## 2 ウィズ・ポストコロナ時代の雇用就業機会の確保

### 雇用維持・失業予防・再就職等に向けた支援

- 雇用の維持・継続に向けた支援 **緊要 (35億円)**
  - 雇用調整助成金等による雇用維持への取組の支援
- 業種・地域・職種を超えた再就職等の促進 **1,206億円 (1,185億円)**
  - 職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得
  - ハローワークの就職支援ナビゲーターによる業種を超えた再就職支援
  - 業種・職種を超えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の取組等を支援
  - 都市部から地方への移住を伴う地域を超えた再就職等の支援
  - 産業雇用安定センターによる産業間出向・移籍マッチングの推進 等
- 派遣労働者など非正規雇用労働者の再就職支援、新規学卒者への就職支援 **620億円+ 緊要 (630億円)**
  - ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援
  - 求職者支援訓練による再就職支援
  - 新規学卒者への就職支援 等
- キャリア形成支援の推進 **21億円 (21億円)**
  - キャリア形成サポートセンターを通じたキャリア設計支援の推進 等
- 医療介護福祉保育等分野への就職支援 **54億円+ 緊要 (40億円)**
  - 雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援
  - ハローワークの専門支援窓口拡充、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進
  - 優良基準の明確化等による優良な民間人材サービス事業者の推奨
  - 「医療のお仕事 Key-Net」等を活用した医療人材の確保 (再掲) 等

### 多様な人材の活躍促進

- 就職氷河期世代活躍支援プランの実施 **681億円+ 緊要 (632億円)**
  - ハローワークにおける専門窓口の拡充、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援
  - 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代の無業者の支援
  - 社会参加支援のための市町村プラットフォーム設置等促進、ひきこもり支援の充実 等
- 高齢者の就労・社会参加の促進 **319億円+ 緊要 (279億円)**
  - 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援
  - ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援の拡充
  - シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保 等

- 女性活躍・男性の育児休業取得の推進 **183億円 (174億円)**
  - 中小企業向けの女性活躍推進のための行動計画策定の取組支援
  - 子育て等により離職した女性の再就職の支援
  - 男性の育児休業取得を促進する仕組み等の検討及び周知・支援 等
- 障害者の就労促進 **174億円+ 緊要 (170億円)**
  - 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化
  - 障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進
  - 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援 等
- 外国人に対する支援 **123億円 (121億円)**
  - 外国人求職者等に対する就職支援、外国人労働者の適正な雇用管理に関する企業への助言・援助、外国人への多言語相談支援体制の整備
  - 外国人技能実習の実地検査や相談支援の適切な実施 等

### 誰もが働きやすい職場づくり

- 「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備 **34億円 (6.4億円)**
  - 「新しい働き方」に対応した良質なテレワークの導入・定着促進 等
- ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり **293億円+ 緊要 (326億円)**
  - 職場における感染防止対策等の推進
  - 「働き方改革推進支援センター」によるフンストップ型の相談支援、商工会議所・商工会等での出張相談、中小企業・小規模事業者への個別訪問相談
  - 時間外労働削減、勤務間インターバル導入、年次有給休暇取得促進等に取り組む中小企業・小規模事業者への助成金による支援 等
- 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 **461億円+ 緊要 (374億円)**
  - 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への助成金による支援
  - 生活衛生関係営業者の「新しい生活様式」に対応した生産性向上の推進
  - 未払賃金立替払の確実・迅速な実施
  - 非正規雇用労働者の処遇改善を行う企業への助成金による支援
  - 被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援 等
- 総合的なハラスメント対策の推進 **43億円 (42億円)**
  - ハラスメントを受けた労働者等への迅速な相談対応、「ハラスメント撲滅月間」等による啓発広報
  - カスタマーハラスメント対策企業マニュアルの策定・周知 等

※ **緊要** …新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費として、別途要望 (事項要求) 上記以外の事項においても、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費として、別途要望 (事項要求) しているものがある。

# 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（厚生労働省関係 概要）

- 本経済対策は、家計や企業の不安に対処するべく、万全の「守り」を固めるとともに、新たな時代への「攻め」に軸足を移すという、2つの大きな視点からなり、以下の3つをその柱とする。
  - ※ 「守り」とは、まず何よりも、万全の医療提供体制を確保するとともに感染拡大防止に全力を挙げ、同時に、内外の感染状況による経済への影響、とりわけ雇用・事業・生活への影響をできる限り緩和すること。
  - ※ 「攻め」とは、国・地方のデジタル化の著しい遅れ等の我が国の脆弱性に対処するとともに、経済の基盤を支える中小・小規模事業者の事業再構築支援を通じた体質強化と業種・職種を越えた労働の円滑な移動など、民間投資を大胆に呼び込み、所得の持続的な拡大と成長力強化につながる施策に資源を集中投下すること。

## （Ⅰ）新型コロナウイルス感染症の拡大防止策

### ◆医療提供体制の確保と医療機関等への支援

- 重点医療機関等の病床確保や軽症者の宿泊療養施設の確保支援、外国人対応の充実など医療提供体制等の強化
- 診療・検査医療機関をはじめとした医療機関等への感染拡大防止等の取組支援
- 小児科等に対する支援や感染症からの回復患者の転院支援に係る診療報酬上の特例措置
- 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）の拡充
- 入院医療機関、帰国者・接触者外来等に必要となる懸注化や個室化等の施設整備の支援
- 高齢者施設、児童養護施設、障害者支援施設等への物品購入や個室化改修等の支援 等

### ◆検査体制の充実、ワクチン接種体制等の整備

- PCR検査等の感染症法に基づく行政検査の引き続きの実施
- 抗原検査キットの増産支援等の必要な検査が確実に受けられる体制の確保
- 地方衛生研究所、検査を実施する検査機関等におけるPCR検査機器等の設備整備支援
- 民間検査機関を含めPCR検査等の精度を確保するための外部精度管理調査の実施
- ワクチン接種の地方公共団体等の体制整備に要する経費の補助や費用の国費負担など
- 治療薬の国による買上げや革新的な医薬品・医療機器等の創出への研究開発の推進 等

### ◆知見に基づく感染防止対策の徹底

- オンライン・電話による診療・服薬指導の現在の時限的措置の着実な実施
- オンライン診断に関わる設備整備等の支援
- 全国の医療機関や薬局における感染対策・オンライン対応の状況などの情報の一元化
- 国立感染症研究所の体制強化及び国立国際医療研究センターとの連携強化
- 新たな検査手法や治療等の研究開発のための臨床情報やゲノム情報等を一元的に管理する基盤の構築
- 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）等の機能強化等
- AI等を活用した感染拡大の端緒の早期探知や感染拡大・抑制シミュレーション等の活用に向けた調査研究
- 来夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の感染防止対策等
- 入国者への対応のための民間検査機関の活用等による空港の水際対策の強化 等

### ◆感染症の収束に向けた国際協力

- 現地で活動する国際機関等とも連携した、感染症の収束に向けた取組や途上国における医療体制・公衆衛生の向上等の支援
- 途上国における感染症の収束に向けて、ワクチン・薬への公平なアクセス確保を支援 等

## （Ⅲ）防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

- 病院等を含む防災拠点・避難施設や社会福祉施設、上水道等の耐災害性強化
- 被災による保育所等の利用者負担減免、医療・介護保険の一部負担金等の減免
- 特定B型肝炎ウイルス感染の被害者や相続人への給付金等の支給の確実な実施 等

## （Ⅱ）ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

### ◆デジタル改革・グリーン社会の実現

- 行政手続の迅速化やオンライン化
- 地方公共団体における情報システムについて、標準化・共通化の取組を全力で推進
- 健康保険証との一体化等も通じたマイナンバーカードの普及促進
- オンライン診療・服薬指導の恒久化及び医療・福祉等のICT化等の引き続きの推進
- デジタル改革に向けた規制改革の推進（専任、常駐義務等の見直しや、テレワークの普及・促進、規制のDX（医療機器プログラムの承認審査等の仕組みの見直し）） 等

### ◆経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上

- 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業
- 医薬品の国内増産等に寄与する設備投資
- 外国人に対する医療・保健分野や雇用分野など生活圏での安心の確保 等

### ◆地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現

- 引き続き、雇用調整助成金の特例措置等による雇用の維持・確保
  - ※ 現行措置を2月末まで延長のうえ、3月以降、段階的に縮減。1月末・3月末に、感染状況や雇用情勢を見極め、雇用情勢が大きく悪化の場合、感染拡大地域・特に業況が厳しい企業に特例を設ける。
- 出向元及び出向先双方の企業に新たな助成制度の創設及び産業雇用安定センターによるマッチング体制の強化
- 業種・職種を越えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の取組の支援
- IT人材やIT利活用人材の教育訓練の強化や、他業種に転換する雇用者が行う訓練費用の支援、教育訓練休暇制度の使いやすさの向上
- 職業訓練、職場体験等と訓練修了後の就職支援金の貸付（返済免除条件付き）を組み合わせた介護・障害福祉分野の就職支援の出口一体的な実施
- 感染症の影響による離職者で就労経験のない職業に就くことを希望する方につき、一定期間試行雇用する事業主への賃金助成制度の創設及び紹介予定派遣を通じた正社員化の促進
- 子育て中の女性等のニーズに合った積極的な求人開拓等をハローワークにおいて実施
- 新卒応援ハローワーク等における新卒者や3年以内既卒者への相談支援体制の強化
- 緊急小口資金・総合支援資金の特例措置の申請期限の来年3月末までの延長及び住居確保給付金の令和2年度中新規申請者に対する支給期間の最長12か月まで延長可能化
- 生活困窮者自立支援の機能強化や自殺相談体制の強化等を行う都道府県等の取組を包括的に支援する交付金の創設
- ひとり親家庭への相談体制の構築・強化及びひとり親世帯臨時特別給付金の再支給
- 保育の受け皿整備、医療保険適用を見据えた妊婦に悩む方への治療費用助成の大幅な拡充、不育症患者や小児・AYA世代のがん患者等に対する経済的支援
- ハローワークの就職氷河期世代の専門窓口を更なる拡充及び社会参加に向けた支援を必要とする方に対する相談支援の推進 等

※感染拡大による予期せぬ不足には、「新型コロナウイルス感染症対策予備費」を執行し、対応。